

## 令和元年6月定例会会議録（第1号）

令和元年6月5日 水曜日 午前10時00分開会  
議長 下山 准一 副議長 小関 淳

### 出席議員（18名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 佐藤悦子  | 議員 | 2番  | 庄司里香 | 議員 |
| 3番  | 叶内恵子  | 議員 | 4番  | 八鍬長一 | 議員 |
| 5番  | 今田浩徳  | 議員 | 6番  | 押切明弘 | 議員 |
| 7番  | 山科春美  | 議員 | 8番  | 小関淳  | 議員 |
| 9番  | 佐藤文一  | 議員 | 10番 | 山科正仁 | 議員 |
| 11番 | 新田道尋  | 議員 | 12番 | 奥山省三 | 議員 |
| 13番 | 下山准一  | 議員 | 14番 | 石川正志 | 議員 |
| 15番 | 小嶋富弥  | 議員 | 16番 | 佐藤卓也 | 議員 |
| 17番 | 高橋富美子 | 議員 | 18番 | 小野周一 | 議員 |

### 欠席議員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

|                   |       |                    |      |
|-------------------|-------|--------------------|------|
| 市長                | 山尾順紀  | 副市長                | 伊藤元昭 |
| 総務課長              | 小松孝   | 総合政策課長             | 関宏之  |
| 財政課長              | 平向真也  | 税務課長               | 加藤功  |
| 市民課長              | 荒田明子  | 環境課長               | 森正一  |
| 成人福祉課長<br>兼福祉事務所長 | 青山左絵子 | 子育て推進課長<br>兼福祉事務所長 | 西田裕子 |
| 健康課長              | 亀井博人  | 看護師養成所長<br>開設準備課長  | 田宮真人 |
| 農林課長              | 三浦重実  | 商工観光課長             | 荒澤精也 |
| 都市整備課長            | 長沢祐二  | 上下水道課長             | 奥山茂樹 |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 吉田浩志  | 教育長                | 高野博  |
| 教育次長<br>兼教育総務課長   | 武田信也  | 学校教育課長             | 高橋昭一 |
| 社会教育課長            | 渡辺政紀  | 監査委員               | 大場隆司 |
| 監査委員<br>局長        | 山科雅寛  | 選挙管理委員会<br>委員長     | 矢作勝彦 |



- 日程第 1 6 議案第 3 6 号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号新庄市森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 1 8 議案第 3 8 号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 9 号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 4 0 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案の各常任委員会付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

## 開 会

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

欠席通告者はありません。

それでは、これより令和元年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**下山准一議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において庄司里香さん、佐藤卓也君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**下山准一議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

**石川正志議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月28日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長及び関係課長並びに議会事務局職員の

出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和元年6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております令和元年6月定例会日程表のとおり、本日から6月17日までの13日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告3件、補正予算4件、議案11件の計18件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件の後、議案第26号から議案第29号までの補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して6月17日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第30号及び議案第31号の議案2件につきましては、人事案件でありますので、提案説明をいただいた後、質疑、討論を省略し、直ちに採決をお願いいたします。

議案第32号につきましては、提案説明をいただき、委員会への付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第33号から議案第40号までの議案8件につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の各常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は10名であります。よって、1日目5名、2日目5名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますよ

うお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月17日までの13日間にしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は6月5日から6月17日までの13日間と決しました。

### 令和元年6月定例会日程表

| 会 期  | 月 日   | 曜 | 会 議 別 | 場 所                  | 開 議 時 刻 | 摘 要  |
|------|-------|---|-------|----------------------|---------|--|
| 第1日  | 6月5日  | 水 | 本 会 議 | 議 場                  | 午前10時   | 開会。報告（3件）の説明。補正予算（4件）の一括上程、提案説明。人事案件（2件）の上程、提案説明、採決。議案（1件）の上程、提案説明、採決。議案（8件）の上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。 |
| 第2日  | 6月6日  | 木 | 本 会 議 | 議 場                  | 午前10時   | 一般質問<br>山科春美、小関 淳、小嶋富弥、<br>叶内恵子、八鍬長一の各議員   |
| 第3日  | 6月7日  | 金 | 本 会 議 | 議 場                  | 午前10時   | 一般質問<br>佐藤悦子、佐藤文一、佐藤卓也、<br>庄司里香、奥山省三の各議員   |
| 第4日  | 6月8日  | 土 | 休 会   |                      |         |  |
| 第5日  | 6月9日  | 日 |       |                      |         |  |
| 第6日  | 6月10日 | 月 | 常任委員会 | 総務文教<br>(議員協議<br>会室) | 午前10時   | 付託議案の審査  |
| 第7日  | 6月11日 | 火 | 常任委員会 | 産業厚生<br>(議員協議<br>会室) | 午前10時   | 付託議案の審査  |
| 第8日  | 6月12日 | 水 | 休 会   |                      |         | 本会議準備のため   |
| 第9日  | 6月13日 | 木 | 休 会   |                      |         | 本会議準備のため   |
| 第10日 | 6月14日 | 金 | 休 会   |                      |         | 本会議準備のため   |
| 第11日 | 6月15日 | 土 | 休 会   |                      |         |  |
| 第12日 | 6月16日 | 日 |       |                      |         |  |

| 会 期  | 月 日   | 曜 | 会 議 別 | 場 所 | 開 議 時 刻 | 摘 要                                  |
|------|-------|---|-------|-----|---------|--------------------------------------|
| 第13日 | 6月17日 | 月 | 本 会 議 | 議 場 | 午前10時   | 各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（4件）の質疑、討論、採決。 |

### 日程第3報告第6号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

**下山准一議長** 日程第3報告第6号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** おはようございます。6月定例会初日、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第6号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の平成31年度事業計画及び予算について議会に報告するものであります。

この平成31年度事業計画及び予算につきましては、同協会の平成30年度第4回理事会におきまして議決されたものでございます。

平成31年度の予算といたしましては、別冊の平成31年度事業計画書・予算書の1ページ目にありますとおり、新庄市のスポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に掲げ、スポーツ振興事業を一層充実させるとともに、指定管理者としてスポーツ施設を適正に管理し、施設利用者の安全確保とサービス向上に努め、公益的な法人

として安定した法人運営を図っていくために総額1億6,727万2,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、別冊の事業計画書・予算書をごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

**下山准一議長** ただいまの報告は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

### 報告2件一括上程

**下山准一議長** 日程第4報告第7号平成30年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第5報告第8号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第7号平成30年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第8号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、報告第7号平成30年度

一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第8号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月定例会におきまして、平成30年度予算の一部を翌年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を決定いただきましたが、これらの事業に関し繰越額が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

初めに、報告第7号平成30年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。合わせますと12事業ございまして、このうち国の補正に伴うものが7事業で、関係機関との協議に時間を要したことなどにより年度内の完成が見込めない事業に伴うものが5事業となっております。

繰越総額は6億5,906万8,000円であります。財源につきましては、未収入特定財源のうち、国県支出金は災害復旧費事業費負担金、社会資本整備総合交付金及び冷房設備対応臨時特例交付金でありまして、地方債につきましては、流雪溝整備事業債、災害復旧事業債及び小中学校等空調設備設置事業債などであります。

なお、農地災害復旧事業債につきましては、平成30年度で既に収入済みの一部を既収入特定財源として繰り越すものであります。

また、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第8号平成30年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。社会資本整備総合交付金を活用した管渠建設事業と処理場建設事業を計上しております。

財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び公共下水道事業債を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により御報告するものであります。

**下山准一議長** ただいまの報告2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

#### 議案4件一括上程

**下山准一議長** 日程第6議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から、日程第9議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算4件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から、議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 議案第26号から議案第29号までの令和元年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページですが、初めに平成31年度予算における元号について、予算案全体を通じまして令和元年度に統一する旨を表記しております。

それでは、議案第26号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億6,840万2,000円を追加し、補正後の予算総額を189億3,534万8,000円とするものであります。

7ページからの歳入についてであります、14款国庫支出金では災害復旧事業に係る負担金の増額補正やプレミアム付商品券事業に係る補助金などの補正を行っております。

15款県支出金では、8ページ、農林水産業費県補助金について、事業者に対します補助金の増額に応じた金額の整理を行っております。

10ページからの歳出では、4款衛生費に国の制度によります風疹等の予防接種に係る経費や6款農林水産業費に国県関係の補助制度に係る各種補助金を計上しております。

また、12ページ、7款商工費にはプレミアム付商品券事業に係る経費を計上しております。

10款の山屋セミナーハウス費につきましては、引き続き山屋セミナーハウスの油水分離対策に要します経費を、11款の災害復旧費には当初予算で不足する分について追加の経費を計上いたしました。

本市の今年度の事業が効果的に展開できるよう、国県の動きに呼応するなど適切な対応を要する補正内容としております。

続きまして、15ページ、議案第27号国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、国民健康保険制度の見直しにより必要なシステム改修費の補正を、19ページ、議案第28号介護保険事業特別会計補正予算につきましては、国の制度によります保険料の低所得者軽減強化やシステム改修に要する経費の補正を行うものであります。

続きまして、議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算につきましては、昨年8月の豪雨災害の災害復旧に伴う工事請負費等について計上するものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、私から議案第26号から御説明させていただきたいと思っております。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第26号、一般会計補正予算(第1号)でございます。こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ1億6,840万2,000円を追加し、補正後の総額は189億3,534万8,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございますが、県営土地改良事業負担債と道路橋りょう災害復旧事業債の増額補正を行っております。

次に、7ページからの歳入について御説明申し上げます。

初めに、自動車取得税が廃止されることに伴いまして、1款の軽自動車税環境性能割と9ページの22款環境性能割交付金について、それぞれ必要な補正を行っております。

7ページのほうに戻っていただきまして、14款国庫支出金でございますが、1項1目民生費国庫負担金に低所得者の介護保険料の軽減に係る負担金を新規計上しております。

また、2項5目商工費国庫補助金にプレミアム付商品券事業のプレミアム分に係る補助金を計上しております。

続きまして、15款県支出金でございますが、1項1目民生費県負担金につきましては、国庫負担金同様の介護保険料軽減に係る分となっております。

めくっていただきまして、8ページ、2項4目農林水産業費県支出金のうち、森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、歳出にも同額を計上しておりますが、市の予算を介さずに県が事業者へ直接交付することとなったこと

から歳入歳出ともに減額するものでございます。

19款繰越金につきましては、このたびの予算補正の財源の一部といたしまして4,563万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、10ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、2款1項7目企画費でございますが、70周年記念事業の市民提案事業補助金について、当初想定した以上の応募があったことから増額補正を行うものであります。

続いて、3款民生費についてであります。歳入でも御説明申し上げましたが、1項6目介護保険費につきまして、低所得者の介護保険料軽減強化等に係る繰出金を補正しております。

11ページ、4款1項2目予防費についてでございますが、国の制度によります高齢者肺炎球菌予防接種及び風疹対策に係る補正を行っております。

また、9目看護師養成所費におきましては、業務用の書籍などのほか、建設事業を一括発注するに当たり必要な手続等について専門的な支援をいただくための委託料を増額補正しております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、12ページの2項1目林業振興費の森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、県の直轄事業として市の予算を通さないこととなったため減額補正するものでございます。また、新たに森林環境譲与税基金に対する積立金を予算計上するものでございます。

7款商工費でございますが、1項2目のプレミアム付商品券事業費の委託料につきましては、その販売等の業務を商工会議所に委託する際のプレミアム分に係る費用で、全額国費を財源とするものでございます。

13ページ、8款4項3目公園費の修繕料につきましては、当初予算で不足する部分につつま

して必要な修繕費を増額するものでございます。

続きまして、10款5項1目社会教育総務費の負担金につきましては、工学院大学にあります今 和次郎氏の蔵書の寄託を受けまして、これを雪の里情報館に展示活用する事業に対しての負担金でございます。これにつきましては、市制施行70周年記念事業として実施するものでございます。

また、13目山屋セミナーハウス費の油水分離業務委託料につきましては、現在実施しております分離業務の期間の延長が必要なことから増額補正を行うものでございます。

11款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、当初予算に計上している路線の残土の処分場所が決定したことに伴い、その運搬距離を変更して設計を組み直した結果、不足する金額について増額補正を行うものでございます。また、被災状況が当初より拡大していることも想定されることから、その増加分も見込んだ補正となっております。

以上で、一般会計を終わりました特別会計に入らせていただきます。

15ページをごらんください。

議案第27号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,134万3,000円とするものでございます。

18ページの歳出をごらんください。

国民健康保険制度の見直しに伴いますシステム改修業務委託料を計上しております。財源といたしましては、前年度繰越金を充てるものでございます。

最後に、19ページをごらんください。

議案第28号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ117万4,000円を追加し、補正後の予算総額を38億661万4,000円とするものでございます。

22ページの歳入をごらんください。

一般会計でも御説明いたしました、低所得者の保険料軽減強化分として介護保険料を減額しております。

23ページの歳出につきましては、介護保険の制度改正に伴いますシステム改修委託料を計上しております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金金を計上しております。

以上で、一般会計及び特別会計補正予算案の説明を終わります。御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

**奥山茂樹上下水道課長** それでは、議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算1ページをお開き願います。

第1条令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第2条業務の予定量の補正につきましては、建設改良事業費について補正するため記載したものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正ですが、初めに、収入の第1款資本的収入の既決予定額1億2,230万7,000円に補正予定額450万円を増額し、計1億2,680万7,000円とします。

次に、支出の第1款資本的支出の既決予定額4億7,530万9,000円に補正予定額1,146万2,000円を増額し、計4億8,677万1,000円とします。これらは、昨年8月の豪雨災害で被災した畑地区の送水管及び配水管の復旧につきまして、山形県の地滑り対策工事の工程が確定したことにより、収入の国庫補助金、支出の設計委託料と工事請負費を増額するものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額3億5,996万4,000円は、過年度損益勘定留保資金などで補填いたします。

なお、2ページに補正予算実施計画書を記載

しております。

以上、令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。御審議の上御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第29号までの補正予算4件については、委員会への付託を省略し、6月17日月曜日定例会最終日の本会議において審議をいたします。

## 日程第10議案第30号新庄市監査委員の選任について

**下山准一議長** 日程第10議案第30号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、高橋富美子さんの退席を求めます。

(17番高橋富美子議員退席)

**下山准一議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第30号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

提案理由にございますように、議員のうちから選任する監査委員の任期が満了したことに伴い、新たに高橋富美子氏を監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

高橋富美子氏は、平成23年に市議会議員に初

当選後、現在3期目でございます。本年4月まで監査委員を務められ、またこれまで総務文教常任委員長を初めとする要職につかれるなど、経験豊富な方でございます。

何とぞ御審議をいただき御同意を賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第30号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(17番高橋富美子議員復席)

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました高橋富美子さんに御挨拶をお願いいたします。

**高橋富美子監査委員** ただいま議会の御同意をいただきまして引き続き監査委員に就任をさせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

微力ではありますが、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

### 日程第11議案第31号新庄市表彰について

**下山准一議長** 日程第11議案第31号新庄市表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第31号新庄市表彰について御説明申し上げます。

本案は、本市の隆盛・発展に長年寄与され、市勢に対する功労が特に顕著な方々を表彰するため、新庄市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

初めに、佐藤榮一氏は、新庄市芸術文化協会会長、新庄民話の会会長を長年務められ、新庄市芸術文化協会を中心とした市民による芸術文化活動を実施するなど芸術文化の振興、また新庄民話の会会長として民話の普及に努められるなど、伝承文化の継承に尽力されました。

黒川信也氏は、最上育英会の会長を長年務められ、新庄・最上地域の学生の修学の奨励援助や平塚英吉賞の授与などの教育奨励事業を通じ、教育の発展と人材育成に大きく寄与されました。

最後に、中部道子氏は、新庄亀綾織伝承協会の会長として亀綾織の復元に成功、技術の向上及び普及に努められ、市の伝統的な工芸である

新庄亀綾織の復元と伝承に尽力されました。

これら3名の方々の市勢における功績に対しまして新庄市表彰を行いたく御提案申し上げます。それぞれの略歴、功績につきましては、表彰候補者調書を添付しております。

御審議の上御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第31号新庄市表彰については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

## 日程第12議案第32号財産の取得について

**下山准一議長** 日程第12議案第32号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第32号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、小型除雪車を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得する小型除雪車は、1.5メートルクラスのロータリー除雪車であり、現在運用している同型機種が国の定める更新基準を超過したため、国の助成を受けて更新するものであります。

取得価格は2,596万円で、寒河江重車輛株式会社から取得するものであります。

御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第32号財産の取得については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 今回のこの取得先、取得の相手方なんですけど、これはどのようにして決せられたんでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** このたびの決した業者の選定でございますが、指名審査委員会の議を経まして決定されたものです。山形県内にあります除雪機械の登録をしている会社の中から選定

いたしまして今回落札いただいたものです。

**下山准一議長** よろしいですか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 登録されていたところから指名をただけということで、業者、取得価格が例えば2,300万円を超えるであったり、1件が80万円を超えるであったりすると、一般競争入札であったり指名競争入札であったりという方法があるのではないかと思うんですが、こちらについてはどうだったのでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** このたびは物品に関する入札でございますので、7社指名いたしまして入札参加者が3社ということで、その中で最低価格の入札者が落札したというふうな結果でございます。以上でございます。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** その中に新庄・最上管内で、こういった機材の入札に参加できる業者というのはあるものなんでしょうか、ないものなんでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 最上管内にも参加できる業者の方はいらっしゃいました。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

## 議案 8 件一括上程

**下山准一議長** 日程第13議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第20議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての議案 8 件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての議案 8 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第33号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月1日に施行されたことに伴い、本市条例においても所要の改正を行うものであります。

具体的には、選挙長等の報酬額について、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人は一律200円、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人は一律100円引き上げるものであります。

また、新庄市選挙公報発行に関する条例について文言の整理を行うものであります。

施行日については公布の日からであります。

議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

介護保険法施行令の改正に伴い、本市の介護保険料について国の保険料率の算定に関する基準に基づき改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、第1号被保険者に対する介護保険料の9段階のうち、所得段階1段階から3段階までの所得の少ない方に対する保険料の軽減を強化し、減額賦課を行うものです。

なお、平成27年4月から第1段階については保険料の軽減が一部実施されておりますが、今回さらに軽減の強化を図ってまいります。

施行日については公布の日とし、改正後の保険料率については平成31年4月1日からの適用といたします。

次に、議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ及び学童保育所の設備運営に関しては、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従って市が条例で基準を定めることとなっております。

この省令の一部を改正されたことに伴い、該当する条項に関し必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、放課後児童

支援員の資格要件のうち、都道府県知事が行う研修を修了した者とされているところを政令指定都市の長が行う研修を修了した者についても認めることとするものであります。

施行日は公布の日からであります。

議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国が定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、該当する条項に関し、国の基準と同様の改正を行うものです。

主な改正の内容については、家庭的保育事業等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、一定の要件を付して連携協力を行う者を適切に確保することで、連携施設の確保を不要とすることを認めるものです。

さらに、連携施設の確保をしないことができる経過措置を5年間延長し、10年とするものです。

また、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業も、自園調理に関する規定の適用を10年間猶予する経過措置を認める改正を行います。

施行日は公布の日からであります。

次に、議案第37号新庄市森林環境譲与税基金条例について御説明申し上げます。

本年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。森林環境譲与税は、森林資源による温室効果ガスの排出削減や災害の防止に向け地方自治体による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として国から地方自治体に譲与される目的税であります。また、法令では森林環境譲与税の適切な執行とあわせ、使途の公表が求められております。

本市では、法令の目的に沿った使途で森林整備を促進する施策を検討する中で、林道の開設

など単年度の森林環境譲与税だけで実施できない事業も想定しており、複数年度分まとめて執行したほうが効率的な事業にも対応できる体制を整え、積み立てとしての用途を明確にするために本条例を制定するものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日からであります。

次に、議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について御説明申し上げます。

土地改良法の改正により平成29年に農地中間管理機構を活用した事業が創設され、本市におきましても機構を活用した県営圃場整備を予定しております。

機構を活用した事業を実施する際には農地の集積・集約が事業要件となることから、事業計画において予定する用途以外の用途に供するために所有権の移転をした者などから特別徴収金を徴収することができるようにするため、条例を制定するものであります。

施行日につきましては、公布の日からであります。

次に、議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、市が行う農地・農業用施設の災害復旧事業に要する費用に充てるため、当該災害復旧事業により利益を受ける者から分担金を徴収する目的で定めたものです。

本案件につきましては、分担金算出の規定について整備するものですが、この改正による分担金の額及び考え方について変更はありません。

具体的には、農地・農業用施設の災害復旧事業ごとに事業費の額から事業費に充てるために起こした地方債及び国または県から受けた補助金の額を控除して分担金の対象額を算出しておりましたが、改正後においては事業費の額から国または県から受けた補助金の額を控除して分

担金の対象額を算出し、その対象額より地方債を含む市の負担額を控除して分担金の額を決定するよう改めるものであります。

施行日につきましては、公布の日からであります。

最後に、議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、消費税法及び地方税法の改正に伴い、本年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に改められるため、新庄市道路占用料徴収条例において消費税の課税対象となる占用の期間が1カ月未満のものについて占用料の額を改正するものであります。

施行日につきましては、本年10月1日であります。

以上、御審議いただき御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議案8件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第35号についてですが、放課後児童支援員の研修のことで、県の前は都道府県知事が行う研修を修了した者であったのが、今度は指定都市の長が行う研修ということで、先ほどの説明では政令指定都市の長が行う研修というふうにつけ足したわけですが、この内容の違いはあるのか。また、本当は放課後児童支援員というのは教員や保育士などの資格を持っている方がなるべきだったというふう

に最初のころあったように思いますが、それがその資格もなくとも認められるというふうの内容を緩められているわけですが、本当に緩めてよいのか。子供の安全にかかわってどうなのか、考えられるところをお願いします。

それから、議案第36号についてですが、家庭的保育事業者等によるということで、家庭的保育事業者が市内では例えばどういう施設を指しているのか。それから、許可を緩くするように感じるのですが、その点は子供の安全にとって有利と言えるのか。その点についてお聞きしたいと思います。

それから、議案第39号についてですが、災害復旧農地等の災害復旧事業分担金徴収条例なんです。今のところ、今の現行では市の地方債というのがあったんですが、これは地方債は市の負担になるだろうと考えられるわけです。これが抜けてここが削られるわけです。そういう意味では、市の負担が、地方債は市の負担ですから、それを農家負担のほうに加算されていくのではないかという心配があるんですが、地方債が残っていることによって農家負担を減らせたのではないのか。その点、農家負担がふえることになるのではないかという懸念があるんですが、その点についてどうお考えなのかをお願いします。

それから、議案第38号についてですが、特別徴収金が発生することになるわけです。説明によりますと、所有権移転の方から特別徴収ができるという説明がございました。つまりは田畑などの農地を売った方が特別徴収金を取られることになるということなのかどうか、お願いします。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、  
西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** それで

は、初めに放課後児童クラブの支援員の研修ということでのお尋ねだったと思います。

まず、このたびの改正につきましては、県が行っている研修とそれから政令指定都市の研修と、そういった2つの研修をもって資格とするというようなことに改正されたといった内容でございます。

研修におきましては、内容の違いということのお尋ねもございましたが、その内容の違いはないというふうに考えております。そもそも全国の県が行っている研修の内容なんですけれども、まず山形県の場合、今年度におきましては4回予定しております。その一回一回、各それぞれ8日間で16科目ある研修でございます。それぞれ子供の発達ですとか、それから制度の内容、それから心理的な子供の発達について、育成支援、それから保護者や学校、それからさまざまな地域との連携についての行い方、運営の仕方、それから支援員として求められる役割、それから子供の安全・安心のための応急処置ですとか、そういったところを網羅した研修を行っているところです。研修が修了しますと修了証が交付されます。その修了証が都道府県相互で共有できるものとされております。

講師につきましても、それぞれ県の職員ですとか、それからそういった専門の学校の講師、それから実際の現場の学童保育連絡協議会に所属している支援員、経験豊富な支援員などが講師として立っております。

その研修を修了することで支援員というふうな立場になるということなんですけれども、先ほどおっしゃいました、例えばそのほか保育士の資格ですとか、それから教員の資格ですとか、そういった資格が撤廃されるのかといったお話でしたけれども、そういったことはございません。今まであったようなさまざまな条件がある中で、さらにこの研修を受けての支援員ということですので、決して緩められたといったこ

とではないといった内容です。

それから、もう一点ですけれども、家庭的保育事業についてでございます。

家庭的保育事業、市内ではどういった施設かといった御質問ですけれども、こちらにつきましては、市内4つの施設がございます。家庭的保育事業といいますか、小規模保育事業所と言われているところでございまして、19人までの小規模のゼロ歳から2歳までを預かる施設となっております。

それから、そちらの内容のこのたびの許可をなくすというか緩くするように感じるけれども安全・安心のためにいかがかといった御質問ですけれども、こちらにつきましては、今回改められました連携施設ということなのですが、小規模保育所は2歳までですので、そちらの3歳以降のことにつきましては次の保育所等に……。

済みません、先ほどの放課後児童クラブの件、ちょっと戻らせていただきますけれども、政令都市で試験を受けた方で資格を持った方についてですけれども、例えば仙台市で受講した方が新庄市内においでになったとき、支援員としてやりたいというふうにおっしゃった場合に、改めて新庄市でその支援員としての資格を持った方として採用できるといったような内容になってくるといったことでございます。

先ほどの小規模保育事業所のお話になりますけれども、こちらの連携施設につきましては、連携施設、2歳までのお子さんが3歳になったときに受け入れる施設としてふやすといったような内容になっています。ですので、新庄市におきましては、その小規模保育事業所、4つありますけれども、3つまでは連携施設でございますけれども、1施設につきましては連携施設が定まっていない状況ではありますけれども、3歳以上の方が間違いなく保育所に入れるような配慮をいたしまして、改めて保護者の方がお仕事をそのまま続けて安心して子供さんを預けられ

るような措置をしておるところでございます。

以上です。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** それでは、初めに議案第39号の農地災害復旧分担金徴収条例について御説明いたします。

市長答弁にもありましたように、事業の中身については一切考え方等が変わるものではございません。条例の分担金の考え方、今現在なんですけれども、事業費から地方債を引きまして、また国県の補助金を引いたというふうな算出になっております。それで、分担金の対象額を定めます。それから、一般財源プラス農家からの分担金というふうな取り扱いになっております。

このたびの改正は、事業費からまずは国県の補助金を充てましょうと。そして分担金対象額を定めます。そして、地方債、一般財源プラス分担金については一緒に考えましょうというふうな考え方でもございまして、今までと一切内容等について考え方は変わるものではございません。

また、次に議案第38号特別徴収金を返す農家の負担になるのではないかというふうなことでございますけれども、ここで新庄市農地中間管理機構の関連土地改良事業の中身でございますけれども、その要件の一つとして農地の集積と集約があります。そうしますと、そのような要件が整えば、農家負担、限りなくゼロになりますよというふうな内容でございます。ですから、農家からその事業費を先に徴収をするということではございません。

それで、事業完了後から8年間、やはりその目的が農地の集積・集約になっているものから、途中で例えば宅地に変えましたよと、あとは第三者の方にその農地を転売してしましましたと。そうしますと、本来の目的である農地の集積・集約がかなわなくなってしまう。です

から、完了後8年間は約束を守ってくださいよと。8年過ぎたらまず返さなくてもいいですけども、途中第三者のほうに売買したというふうなときにその工事費を農家の方から徴収する、その受け皿としてこの条例を制定したいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

**下山准一議長** よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

## 日程第21議案の各常任委員会付託

**下山准一議長** 日程第21議案の各常任委員会付託を行います。

議案の常任委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表により、それぞれの所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

### 令和元年6月定例会付託案件表

| 付託委員会名              | 件名   |
|---------------------|--|
| 総務文教常任委員会<br>議案（1件） | ○議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について   |
| 産業厚生常任委員会<br>議案（7件） | ○議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について<br>○議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について<br>○議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について<br>○議案第37号新庄市森林環境譲与税基金条例について<br>○議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について<br>○議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について<br>○議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |

散 会

きますので、御参集を願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでございました。

**下山准一議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

午前11時17分 散会

あす6月6日木曜日午前10時より本会議を開

## 令和元年6月定例会会議録（第2号）

令和元年6月6日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 小関 淳

### 出席議員（18名）

|     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 佐藤悦子  | 議員 | 2番  | 庄司里香   | 議員 |
| 3番  | 叶内恵子  | 議員 | 4番  | 八  焯長一 | 議員 |
| 5番  | 今田浩徳  | 議員 | 6番  | 押切明弘   | 議員 |
| 7番  | 山科春美  | 議員 | 8番  | 小関  淳  | 議員 |
| 9番  | 佐藤文一  | 議員 | 10番 | 山科正仁   | 議員 |
| 11番 | 新田道尋  | 議員 | 12番 | 奥山省三   | 議員 |
| 13番 | 下山准一  | 議員 | 14番 | 石川正志   | 議員 |
| 15番 | 小嶋富弥  | 議員 | 16番 | 佐藤卓也   | 議員 |
| 17番 | 高橋富美子 | 議員 | 18番 | 小野周一   | 議員 |

### 欠席議員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

|                   |       |                     |       |
|-------------------|-------|---------------------|-------|
| 市長                | 山尾順紀  | 副市長                 | 伊藤元昭  |
| 総務課長              | 小松  孝 | 総合政策課長              | 関  宏之 |
| 財政課長              | 平向真也  | 税務課長                | 加藤  功 |
| 市民課長              | 荒田明子  | 環境課長                | 森  正一 |
| 成人福祉課長<br>兼福祉事務所長 | 青山左絵子 | 子育て推進課長<br>兼福祉事務所長  | 西田裕子  |
| 健康課長              | 亀井博人  | 看護師養成所長<br>開設準備課長   | 田宮真人  |
| 農林課長              | 三浦重実  | 商工観光課長              | 荒澤精也  |
| 都市整備課長            | 長沢祐二  | 上下水道課長              | 奥山茂樹  |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 吉田浩志  | 教育  長               | 高野  博 |
| 教育次長<br>兼教育総務課長   | 武田信也  | 学校教育課長              | 高橋昭一  |
| 社会教育課長            | 渡辺政紀  | 監査委員                | 大場隆司  |
| 監査委員<br>局長        | 山科雅寛  | 選挙管理委員会<br>選委  員  長 | 矢作勝彦  |

選挙管理委員会会長 小 関 孝 農業委員会会長 浅 沼 玲 子  
農事業務委員会会長 津 藤 隆 浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲 総務主査 叶内敏彦  
主任 沓澤真子 主任 小田桐まなみ

### 議事日程（第2号）

令和元年6月6日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問  
1番 山科春美 議員  
2番 小関 淳 議員  
3番 小嶋富弥 議員  
4番 叶内恵子 議員  
5番 八 鍬 長 一 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和元年6月定例会一般質問通告表（1日目）

| 発言<br>順序 | 質問者氏名   | 質 問 事 項  | 答 弁 者        |
|----------|---------|--|--------------|
| 1        | 山 科 春 美 | 1. 「ひとづくり」「地域づくり」について<br>2. 「生涯現役社会」について<br>3. ゴールデンウィークの10連休の対応について | 市 長          |
| 2        | 小 関 淳   | 1. ふるさと納税制度の可能性について<br>2. 特産品の販売戦略について<br>3. 安全でおいしい水供給について          | 市 長          |
| 3        | 小 嶋 富 弥 | 1. 水道事業について<br>2. 地方創生について   | 市 長<br>教 育 長 |
| 4        | 叶 内 恵 子 | 1. 用地取得について<br>2. 新庄市地域担当職員制度について                                    | 市 長          |
| 5        | 八 鍬 長 一 | 1. 市長の政治姿勢<br>2. 環境先進都市であるために<br>3. 生涯学習の拠点である地区公民館について              | 市 長<br>教 育 長 |

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**下山准一議長** 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は10名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

### 山科春美議員の質問

**下山准一議長** それでは、最初に山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

**7番（山科春美議員）** おはようございます。

6月定例会、1番目の質問をさせていただきます議席番号7番の起新の会の山科春美でございます。新人議員でふなれなところも多くありますけれども、御指導いただきたく思います。精いっぱい新庄市の発展繁栄のために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

所属政党は幸福実現党です。日本を元気にし、

繁栄するために頑張っている政党です。新庄市においても、一人一人の幸福が実現するように精いっぱい働かせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども通告書に従い質問をさせていただきます。

「ひとづくり」「地域づくり」についてお伺いいたします。

現在、我が国は少子高齢化の進展によって人口減少社会を迎えております。この状況が進めば数十年後には全ての地方自治体で人口が減少し、経済の衰退や地域のコミュニティーの消滅が進み、国家そのものが危機的な状況になるとも言われております。

新庄市も例外でなくて、このままでいくと、現在の人口から16年後の2035年には8,000人ぐらい減ってくるというふうにも言われています。あらゆる分野で人材不足が加速し、会社、特に中小企業とかいろんなところで経営環境が厳しくなっております。

また、私たちの生活の場であります地域コミュニティーも従来どおりのやり方では立ち行かない状況が来ているように感じられます。地域を回らせていただきまして実際に市民の皆様の声を聞きますと、町内会の役をする人が高齢でそれを引き継げる人材がいない、若い人が自治会に入っていない、単年度ごとの人事で解決できずにいろんな問題が持ち越されてしまう、女性の声が届かない、リーダーがいない、町内の役回り番もひとり暮らしの高齢者にはお願いできずに、いつも同じ人がやらなければいけなくなっている、国道の花壇の手入れなども自分たちでは困難になってきた、また、町内のつながりが薄くなってきて寂しくなった、若い人は仕事をしているので若い人に町内のことを頼みづらい、少ない人数で消防団を運営していくのは大変だとか、地域の今後を不安視する声も数多く聞こえてきます。

このように市民の安全・安心のために人口減少に対する取り組みは待ったなしの状況でありますけれども、行政のほうでもそれを見据えてさまざまな取り組みをされていることと思いません。それを踏まえて1つ目の質問に入らせていただきます。

市民の生活の場であります地域の活性化のために地域づくり、人づくりはとても重要なことであると思います。また、これらの地域づくりをするためには経営的視点も必要だと思います。人、物、金、情報と言われる経営資源を上手にコーディネートしながら地域づくりを考えていかなければならないと思います。

その中で一番の経営資源に当たる人づくりということこそが、さらなる地域の発展の鍵につながっているのではないかと思います。

私も政治活動で多くの市民の皆さんの声を聞かせていただく中で感じたことは、多くの方々が、口には出さないけれども心の中で地域をよくしていきたいとか、新庄市によくしてもらいたいとか、子供たちによい未来を残していきたいという声をたくさんの方々が持っておられました。本当にすばらしいなというふうに思いました。

その声が女性とか、おばあちゃん、おじいちゃん、若い人、ふだん町内会の集まりとかいろんな会に出てこない人たちのところから聞こえてきました。そういった一人一人の思いを受けとめて、そのためにはどのようにしていったらいいかという声を集約し、それを実行に移していく仕組みを考えなければいけないなと思いました。

そして、地域の未来のために尽力できるリーダー養成がとても大事であると思われま

そこで、市民と行政が一体となって地域の課題を解決しながら進めていく協働の姿がとても大切だと思われま

①のところなんです

えを伺いたいと思います。

また、これからの地域づくりは、やっぱり地域で互いに支え合えるネットワークづくりを行うために、地域に経営的支援を持ち運営を行っていきけるような仕組みをつくらなければいけないと思います。

昨年12月17日に総合政策課主催で行われた地域づくり研修に参加させていただきましたが、住民がつくる持続可能な地域づくり、人づくりということでNPO法人のきりりよしじまの高橋事務局長のお話の中で、今現在、地域が抱えている問題を解決するためのヒントをたくさんそのときに学ぶことができました。

参加していない方のためにちょっとそのきりりよしじまがどういう事業をしているのかということで簡単にお話をさせていただきますと、置賜の川西町というところなんですけれども、17年前に町の財政状況がちょっと大変になって財政破綻が危惧されるほどの厳しい状況だったので、町は財政改革の一つとして2002年に7つの小学校区にあった地区公民館の公設民営化に取り組みました。

そして、地区の形骸化対策を考えていた有志が公設民営化を機に地区の各種団体の機能改革案を総会で提案して、3年間のいろいろな準備期間を経て2007年に全世帯加入のNPO法人を発足しました。ワークショップなのでさまざまな住民の声を拾い上げ続けて、そして、その受け皿として声の中で本当に必要な支援と事業が何なのかということピックアップして、また必要な予算とかも準備して政府に提案したり、町に提案してやっているところであるんですけども、そして自主防災とか高齢者の見守りも学童や若者の農業支援など行政が行き届かないニーズに応じて地域の活性化を行っているところです。

分離型地域運営組織ということで、今、どこの地域もそういう組織になっていると思うんで

すが、自治会長、町内会長とまた衛生組合、防犯協会、地区社協とか、地区公民館などのさまざまな役職を1年なり2年で町内ごとに回しているというところがあるんですけども、そのやっているところは一体型地域運営組織ということで、中学校区で取りまとめて地域運営組織として地域運営を行って組織運営をしているというところであります。

その組織は、最高決定機関であります総会、町内会の会長の総会というのがあるって、そのリーダーシップのもと、その組織の下に理事会、また評議委員会というのがあるって具体的な地域の課題解決のために4つの部会、自治部会、衛生・環境部会、福祉部会、教育部会というのがあります。そして、その組織を円滑に運営できるようにコーディネートしているのが事務局というところなんです。その事務局が本当に働きがすごいなと思うんですけども、事務局が地域の若者も参画させて地域づくりを実案したり実行したりしているところで、大切な役割を担っております。

今までの分離型運営組織ですと、やはり組織的な流れが形骸化しているということになって立ち回らなくなっているところもあり、若い人もそれをやっていくのかというところで、何かやらされ仕事とか頼まれ仕事みたいな感じでやる気が薄れてしまっていく感じであると思います。一体型地域運営組織のメリットは、合意形成が簡単にできるということとか、人材育成が一元化していることと、いろいろな手続が単純化してくるということ、また責任の所在が明確化してくるということ、また会議等でいろいろなことが集約されすぐ決まっていくということとか、あと町として、地域としてこういう問題がありますということです。行政のほうの窓口にすぐつながる、地域の合意としてまとまるというメリットがあります。

地域づくりについて話し合うといろんなとこ

ろから出てくる言葉なんですけれども、後継者がいない、リーダーがいない、コーディネーターの人がいない、人づくりが必要とか、そういう言葉が出てきます。でも、やっぱりそれを誰が育てるのかということなんですけれども、それは遠くからその人が来てくれるわけではなくて、地域の人材は地域で育てるという共通理解のもと、リーダー養成が行われているようです。

やはり人が生まれ、そして、認められて育て上手に世代交代してつなげていく仕組みができれば、若い人たちも喜んで地域づくりに参加していくと思います。そのように、地域の困り事や今、現実には起きている問題、また今起きてくるであろうという課題を地域住民、若者、女性、高齢者の皆さんと話し合いながら解決するための組織がつくられています。

そのきりよしじまのすばらしいところというのは、その地域全体がその地域づくりの理念を共有して地域づくりに参加して、自分の地域は自分たちでよくしていこうと思っているところなんです。

また、18歳から35歳の若者が地域づくりに参加しているということです。なぜその若者が地域づくりに参加するのかというと、地域づくりを通して組織や事業を円滑に進めていくためのマネジメント力とかコミュニケーション力が学べ、地域づくりに参加することにより自分が向上して生きていけるという喜びを感じ参加されているのだと思います。また、自分たちが地域を希望ある未来の方向に引っ張っていくんだ、つくっていけるんだというその希望があるからだと思います。

そのように、地域づくり、人づくりが今、必要なのではないかと思います。それによって自助、共助、公助の精神で持続可能な地域づくりが行われていくんだと思います。大人たちがそのように頑張っている姿を見て、やっぱり地域の子供たちにさらなる郷土愛が生まれ、若者

の地域の定住を促進し、安心・安全により、また女性たちも子供を生んで出生率を加速させ、また高齢者のコミュニティーを確保し孤独な人をつくらない、また元気な高齢者が生涯現役で生き生きと暮らせる地域にして、自分たちの地域を自分たちの手でよくしていくことの喜びが地域づくり、人づくりの原点なのではないかと思われませんが、それらを実現するための市のお考えをお伺いいたします。

それでは、次の質問のところなんですけれども、生涯現役の実現についてということで質問いたします。

本当に急速な少子高齢化に続いて団塊の世代、2025年には本当に75歳以上となるということとか言われております。そういった形で本当に高齢社会というのは、これから起きてくるわけですけれども、その高齢者の方々が元気で生涯現役で活躍できる未来をつくっていききたいものだと考えております。

5月16日に山形新聞に掲載されておりましたけれども、政府は未来投資会議で希望する人が70歳まで働き続けられるよう就業機会の確保を企業の努力と義務とする方針を明らかにしましたということで、その中で語られたことが定年の廃止や延長、継続雇用の年齢の引き上げにより企業が雇い続ける従来の方法のほか、ほかの企業への再就職や企業支援などの努力支援も加えるということで、働く場を実質的に拡大していくといった内容だったと思います。

新庄市は本当に農業人口も多く、農業の人に聞くと、まさしく生涯現役で70歳になっても、80歳になっても仕事しているねというふうな感じの言葉も多く聞こえます。

また、3世代同居している方も本当に多くて、孫の子守をしたり、また田畑の仕事をしたり、あと炊事、孫の送り迎えをしたりして本当に全部こなされている元気なお年寄りも多いようです。

高齢者の方々の声を聞くと、なるべく若い人に迷惑をかけないで、健康で生きているうちは何か役に立っていきたいという思いを持って頑張っている方が多くいらっしゃいます。

一方、いろんな企業の方々の話を聞くと、特にサービス業だったんですけども人手が足りないとか、やっぱり土日の仕事は若い人は敬遠しがちでせっかく採用してもすぐやめてしまうとか、24時間体制の製造業の会社でもいつでも人手が足りないんだといった状況で、一部ではあるかもしれないんですけども人手不足も深刻な状況になっているようです。

65歳、70歳の方々は、まだまだ本当に若い方が多くて支えられる側から支える側に立ちたい、また年金だけでは大変なので働けるうちは働きたい、若いころから思っていたことをやってみたい、社会のために役に立ちたい、新しい生きがいを見つけるために何かボランティアをしたい、そういう声も聞き本当にすばらしいなと思っております。そういった方々の活躍の場を新庄市としても積極的な形で拡大していただきたいと思っております。

新庄市ではシルバー人材センターがあります。元気な高齢者の方々が仲間とともに仕事に自信を持って、プライドを持って働いている方も多くいます。また、そのほかにもその人に合った、自分に合った活動の場が広がるように再就職の紹介とか高齢者能力活用の仕事のあっせん、また起業をしたいという人に関する支援制度、支援機関の紹介、NPO活動、ボランティアとか地域活動に参加したい方への情報提供などのニーズもあるのではないかと思います。高齢者の方々は高い技能や豊かな経験、また人脈を持ち、また道徳的人格も持ち現役世代の指導者、相談役としての役割も期待されているとうい財産だと思っております。ぜひ市としても意欲ある高齢者の方々が、できる限り長く働いてもらうために70歳まで働ける制度の導入について企業に働き

かけていただきたいと思えます。

また、高齢者の方々が生涯現役で健康で生きがいを持って活躍できるということが、健康寿命も延びることにつながり、余計な介護費用や医療費用も抑えることにつながります。

また、労働人口もふえてきます。地域としても豊かで元気な高齢者がふえることによって、やはりその姿を見た若い人たちが希望を持って若い人の定住にもつながり、また出生率も増加していくということにもつながっていくと思えます。健康で元気に生涯現役で活躍できる社会をつくるための高齢者の就職支援について、どのようなお考えをお伺いいたします。

最後、ゴールデンウイークの10連休の対応についてというところなんですけれども、2019年は土日祝日、年末年始を含めて1年の34%が休みだというふうに言われています。また、働き方改革関連法などもあり、勤勉な日本人にとってはちょっと休みが多過ぎるんじゃないかとか、働く時間がなくなったという声も聞こえてきます。一方、サービス業の方は10連出勤だったよなんていうふうに言う方もいたりして本当に大変だったなというふうに思えます。

質問の内容なんですけれども、このたびのゴールデンウイークは、天皇が即位され、平成から令和へ年号も変わり、記念すべき式典もありました。その休みの日が10連休となり市役所も休日が多かったわけですが、このたびの連休で市民生活に不便をかけることは何かあったか、何かそういうクレームとかあったのかなということです。

そして、もう一つ、新聞、テレビなどでは、新しい令和の時代のときに結婚される方がすごく多かったようでしたけれども、そういった手続も市役所に来なければいけないんですけれども、そういったところの行政側の対応とか、どのようにされたかお伺いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科春美市議の御質問にお答えさせていただきます。

初当選の最初の一番バッターということで大変緊張なされたのかなと思えますが、何回やっても一般質問というのは緊張するものだというふうに私も記憶しているものであります。

それでは早速、「ひとづくり」「地域づくり」についての御質問でありますのでお答えさせていただきます。

人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域において助け合い意識の希薄化や高齢化の進展による担い手不足などの問題が浮き彫りになっており、将来にわたって持続可能で活力ある地域づくりを推進するには、活動の中心となるリーダーの育成や地域づくりへの女性や若者、子供たちのかかわり、世代を超えた交流など、人づくり、地域づくりの重要性がますます高まっております。

市では、これまで区長の役員研修や全員研修、地域づくりを担うリーダーを育成するための地域リーダー講座、地域づくり研修会などを通して地域の人材育成に取り組んでまいりましたが、議員の御指摘のとおり、行政と市民が一体となって地域の課題を解決しながら進める協働の手法がより一層必要となっているため、本市におきましては、平成17年から協働推進のための指針を定め、平成27年度に策定した新庄市協働推進計画の中で地域コミュニティの活性化、人材育成、協働を生み出す環境づくりの3つの目標を掲げて取り組んでまいりました。

協働を生み出す環境をつくるための取り組みといたしましては、市民委員による市民協働推進委員会が中心となり、市及び市と協働で事業を行う団体がお互いに協働事業を振り返るための協働推進チェックや協働事業にかかわる人た

ちのための交流会を実施するなど、より効果的な協働事業の推進を図っておりますが、少子高齢化が加速的に進む中、今後は行政と市民の協働から市民団体、学校、民間企業などのより多様な主体による総働が必要となってくるものと考えております。

現在、市では5中学校区単位を基本とする地域づくりを推進しており、昨年度は中学校区単位で地域づくりや協働事業に詳しい講師を招き地域の将来を見据えながら、住民が中心となって住み続けられる地域をつくっていくための研修会を実施しております。

今後のまちづくりを行っていく中で最も必要と考えるのが防災力の強化です。自分が住んでいるまちは自分たちで守るという意識を高めるためにも、全ての地区の自主防災組織を立ち上げる必要があると考えております。自助、共助、公助の中において公助は被害規模が大きな箇所の対応が主となるため、自助を基本として共助が緊急時の対応には最も有効に機能します。そのため、共助の担い手であり、同時に、協働のパートナーとなり得る自主防災組織などの地域運営組織の立ち上げは、これからのまちづくりに不可欠であり、自主防災力を上げていくことが地域力を高めていくことにつながっていくと考えています。

地域づくりには地域住民の意識の高揚が何より重要となることから、今後とも研修会などの実施により市内外の活発な地域づくりの事例を紹介するとともに、市と地域との話し合いを通して地域がどのような役割を、市としてどのような支援をすれば持続可能なまちづくりにつながっていくのかを地域の皆さんと一緒に考え、連携しながら市全体の活性化につなげてまいります。

令和2年度以降の新庄市まちづくり総合計画の策定に向けては、現在、18歳以上から70代までの方が参加し、自分のまちは自分の手でつく

り出すという意見交換の場を設けているところであります。参加者の御意見からは、世代が違う方のお話を聞けて、このまちで私が何をしたいか、自分たちが何を果たさなければならないといったことが大変貴重な御意見であるということで、6回続けられる会議を期待しているという報告を受けているところであります。

そうしたことを通しながら、まちは誰のものかと、自分たちのものであるという意識の醸成を図っていききたいというふうに向っております。

次に、生涯現役社会についてというふうなことでありますが、政府では、意欲がある人は誰でも働くことが可能な生涯現役社会を掲げて、雇用制度や社会保障制度などさまざまな改革に向けた議論が進められています。

これを踏まえて市では、高齢者の生きがいきづくり、健康づくりの一助とするため、公益社団法人新庄最上地域シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就業を通じた社会参加に向けて取り組んでいます。現在、8市町村から660人余りの高齢者が会員として登録されています。

ハローワーク新庄に問い合わせましたところ、管内のことし4月時点の55歳以上の求職者は250名、前年同月比で33名の増でありました。55歳以上の有効求人倍率はかろうじて1.0以上で来ているものの、求人数が余りふえていないため、今後、より一層高齢者へ求人を出す企業の開拓に注力をしていくとのことであります。

議員がおっしゃるとおり、高齢者は若い人に足りない経験、知識、人脈を持ったとうい財産であります。市内企業においても、定年退職を迎えた従業員の再雇用が広く定着し、働く意欲のある高齢者が活躍する機会は拡大していくものと思われまますので、市として企業との意見交換会や懇談の場などを捉えまして、企業が高齢者を戦力として積極的に登用する機運の醸成に努めてまいりたいと思っております。

先日行われました企業との行政懇談会の中におきまして、高齢者というお話が余り出てこないのも実は事実でありまして、外国人の労働力を受けるといふ、どういうふうにして受けていくのかということの話題が中心になったことを記憶しております。そうした意味におきまして、会社が雇用という観点でどのような方向性なのか行政として見定めながら、高齢者の支援についても考えていかなければならないというふうに思っております。

シルバー人材センターにおきましても、いろいろな仕事の要素はあるわけですが、なかなか手不足という実情もあるというふうにお聞きしております。今後とも情報交換を進めながら、来るべきときのための政策の懇談を始めてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、ゴールデンウィークの10連休の対応についてであります。まさしく10連休、思いもかけない5月1日の即位の日が国民の休日とされたことに伴い、土日含めて4月27日から5月6日まで10連休となりました。日本人が休み方、働き方改革の中で休日のとり方ということが、とれる人ととれない人がはっきりしてしまうということが大きな問題でもあろうかと思いますが、今後、働き方改革の中でどのような休日のあり方がいいのかと議論されていくべきだろうというふうに思っております。

国民の祝日は決して日本は少ないわけではなく、世界的に見ると国民の祝日数は上位のほうにあることも確認されておりますけれども、世界では国民の祝日時による休日ではなく、ワークライフバランスによる休日を大事にしているということもお聞きしているところであります。

さて、今回は特に5月1日に新元号令和施行日で大変であることから婚姻届の提出がふえ、時間外窓口が混雑することが予想されたところでもあります。

本市におきましては、婚姻届のほか、10連休

により住民票等、各種証明書交付の窓口サービスへの影響を考慮し、5月1日の8時30分から17時15分まで市民課の窓口を臨時に開設し、戸籍届、住所の異動手続、各種証明書の交付を行ったところでもあります。

あわせて、出生届や子供の転出入に対応するため、子育て推進課の窓口も同時に開設し、児童手当申請受け付けや子育て支援医療証の交付を行ったところでもあります。

また、4月30日及び5月2日の2日間におきましては、公立保育所2所を開所し、保育のニーズに対応させていただきました。

ごみの収集につきましては、市民生活への影響に配慮し、連休中においても平常時と同様の回収日程としたところでもあります。

このほか、改元に伴う各システムの誤作動による混乱を未然に防止するため、5月1日に担当課の職員が各システムを稼働させ、作動状況の確認作業を行ったところでもあります。

4月30日の退位の日及び5月1日の即位の日の2日間におきまして、市役所正面玄関内において記帳所を設け、職員を配置して対応してまいりました。

今後におきましても、市民ニーズを的確に捉え、窓口業務を初めとした行政サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。ちなみに婚姻届が二十数件あったということがございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 御答弁ありがとうございます。

先ほど地域づくりのためのところで新庄未来ワークショップということで、幅広い年齢層の方々が参加されて新庄のいいところとか課題とか、新庄の未来像の話がされたということですが、具体的にどのような声があったかを

教えていただけるとありがたいです。よろしく  
お願いします。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** ワークショップは4月24日に第1回を開催いたしましたして、9月まで第6回のワークショップを予定しているところがございます。市の職員含めて70名前後の参加がございましたけれども、まず第1回、第2回目は、新庄市のいいところ、また悪いところを発見する。そして、第2回目は、例えば新庄はこんなまちになってもらいたいというふうな形でキャッチフレーズをつくるというふうな作業で、まだ総体的な作業に入っているところですけども、そこでちょっと驚きましたのは、悪いところよりもいいところが大変挙がっていると。そして、そのいいところ、悪いところの捉え方も十人十色だということで、事務局としましてはさまざまな考え方、同じところでもいろいろな考え方があり、そういうことを踏まえて進んでいかなければいけないんだろうなというのを自覚したところがございます。

意見としましては、例えば新庄まつりとか、そういうのをやはり盛り上げていきたい、また地域には文化資源、さまざまところがあるのでそちらのほうを少しの市民の方にも知っていただきたい。悪いところの意見といたしましては、やはり新庄には何もないというふうに言われる方が多いんですけども、そうではないんだという意見もたくさん出たということを御報告させていただきます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 御答弁ありがとうございます。シルバー人材センターに私も行かせていただきまして話を聞かせていただきましたけれども、やはりなかなか会員が集まらないということで、本当に素晴らしいことをしているん

ですけども、その定着がされていない。また、地域のところに行くと、シルバー人材センターという印象とか、実際どんな感じができるのかということがわかっていないみたいなどころもありまして、名前もちょっとシルバー人材みたいな感じであれなのかなというところもあるのかもしれないんですけども、人材センターのほうの所長も、何かやっぱりもっとPRの仕方とかやり方とか、変えていかなければいけないというふうにもおっしゃっておいりました。ですので、やっぱりそういったもっと働くということとか、地域ボランティアをしていくということがすばらしいものであるとか、そういったPRのところなんですけれども、もう一段力を入れていこうというふうにしていただけたらなと思いました。

あと、働くということだけでなくて生きがいというところもあるんですが、やっぱり何かしたいという人が外で回っていて多かったので、例えば何かお華の会でも踊りの会でもいいんですけども、こういうボランティアがありますよみたいな、そういったところをどんどんその人に合ったボランティアができるようなPRのところとか、そういったところもしていけるような一括した生涯現役推進室みたいな、コーディネイト室みたいな、そういったところもあればいいかなというふうに思わせていただきました。

済みません、ちょっと話がまとまらないんですけども、やっぱり本当にこういう時代であるからこそ、コミュニティーとかきずな、仲間づくりが必要であって、今、テレビとかパソコンとかスマホとか、いろんな情報機器が発達して、顔も見ずに人とつながることができるんですけども、そういう時代だからこそ、あえて人と人とつながっていく、外に出ていく、そういった本当にみんなで生涯現役で、また地域も元気に人と人とつながりながら頑張ってい

きましようというような、そういった流れを今の時代に逆らって、それが一番大事なことだと思うので、やっていけたらなというふうに思います。

たくさんの新庄市の行政の方々も本当に頑張って努力されていることに心より感謝し、またさらに発展していければいいと思います。

済みません、まとまらないんですけども、終わらせてもらいます。よろしくお願ひします。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 開議

**下山准一議長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

### 小関 淳議員の質問

**下山准一議長** 次に、小関 淳君。

(8番小関 淳議員登壇)

**8番(小関 淳議員)** 4期目初めての一般質問をします。緊張しています。

本日、2番目の一般質問をします勁草21の小関です。質問に入る前に、我が会派のトップバッターとして会派の名前について少し説明したいと思います。

勁草21は、疾風に勁草を知るという中国のことわざからとりました。勁草とは強い草という意味です。ふだんはごく普通の草に見えても、嵐のような風が吹くと大抵の草は倒れてしまうが、中には根も茎もしっかりしていて倒れない草もある。尋常ではない厳しい状況でこそ、本当に強い草かどうかを知ることができるという意味だそうです。

我が会派としても、どんなに厳しい状況があったとしても決して折れることなく、市民の幸せのために強く邁進していきたいと、そういう強い思いから命名をしたものです。

加えて、さきの選挙で市民の負託を受けたわけでありますから、その重さを十分認識しながら、市民目線で持続可能な新庄市の実現に向け精進し、これからの任期を全うしたいという決意が込められております。

ということですので、通告に沿って一問一答で質問をしていきますので、市長初め執行部の皆様、答弁をよろしくお願ひします。

では、最初のふるさと納税制度の可能性についての質問に入ります。

ふるさと納税制度の新しい制度が今月から始まりましたが、加熱する返礼品競争の中で、総務省が示した基準に違反した一部自治体がこの制度から除外されました。

その是非はさておき、新しい制度の中にあってもこのふるさと納税という制度は、自治体の取り組む姿勢、また考え方やアイデア次第でまだまだ地域を活性化させる大きな可能性を持つ制度だと私は考えます。

当市は、2008年に制度運用を始めました。いささか他市よりも出おくれ感がありました。それ以降は制度本来の趣旨を理解し、国の指導に沿って運用しながら、寄附額や返礼品対応などの点からも一応の成果があらわれていることは評価したいと思います。

そこで確認いたしますが、新制度の中でさらなる積極的な運用を検討しているのでしょうか。また、検討しているとすれば、具体的にどのようなことを検討しているのでしょうか。

そして、制度運用を始めてから返礼品による地元産業への影響についてはどのように分析しているのでしょうか。

また、いただいた寄附金は地域課題の解決のためにどう生かされてきたのでしょうか。

さらに、今後、この制度を運用して寄附を募る仕組みを今以上に研究する必要性を感じているのかどうか、今後の運用にどのような方向性を持っているのか、市長の考えを聞かせてください。

まず最初の質問を終わります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度の可能性についての御質問であります。議員おっしゃるとおり、平成31年4月1日付総務省通知により、ふるさと納税の対象となる地方団体となるためには総務大臣による指定を受ける必要があります。指定されるためには指定対象期間を通じて指定基準に適合する地方団体として認められることが必要であることが示されました。

主な指定基準は、返礼割合を3割以下とすること、募集に要した費用の合計額が寄附金総額の50%以下であること、地場産品であることですが、市といたしましても、これに適合させて募集を行うことを前提として指定の申し出を行い、5月14日付で総務大臣の指定を受けたところであります。

しかしながら、平成30年度と同じ内容では3つの基準のうち、募集経費が寄附金額総額の50%以下、地場産品であることについては基準をクリアできないため、地場産品以外の返礼品について申請時点で除外するとともに、今年度、計画していたさらなるマルチペイメント化の実施が困難な状況にあるだけでなく、3つのポータルサイトの契約内容の見直しも検討しなければならない状況にあります。

単に寄附金を集めるためのツールとしてではなく、本市のファンをふやすための一つ的手段として引き続きふるさと納税制度を推進してい

く考えであります。適正な制度運用の中で今後も寄附者とのつながりを広げてまいりたいと考えています。

例えばお礼品は、物だけではなく地場で提供される観光、宿泊、雪おろし、見守りサービスなども含めてお礼品としていくことや、ポータルサイトへの掲載だけではなく新庄に立地している企業の本社、親会社へ直接アピールすることで新庄を知っていただく、さらには実際に新庄に足を運んでもらう機会にできないかと考えているところであります。

また、寄附金の活用につきましては、産業の振興、医療や福祉の充実、教育・文化・スポーツの振興、社会生活基盤の充実、環境の保全、地域づくりの6つの分野に分けて活用させていただいております。

平成30年度は、8月の豪雨災害で被害に遭った農地を復旧するための小規模農地等災害緊急復興事業費補助金、未就学児から中学3年生までの入院、外来費を無料とする子育て支援医療給付事業、遠距離通学の児童・生徒へ支援を行う通学手段確保対策事業など33の事業に活用させていただいております。

今後も寄附者の意向を踏まえながら活用する事業を精査し、適正な寄附金の活用に向けてまいります。

最後に、今後の寄附を募る仕組みにつきましては、他自治体の動向を注視しながら研究をしていく必要があると考えております。

本市の魅力を十分に伝えることができるお礼品の開発だけにとどまらず、これまでに寄附をいただいた方とのコミュニケーションを大切にしながら、一人でも多くの新庄ファンのつながりが持てるよう、その仕組みをさらに研究してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**8 番 (小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

8 番(小関 淳議員) わかりました。基準に合わない部分もあって、あとポータルサイトなんかも検討しなくちゃいけない、そういう状況はわかりました。なかなかいい材料がないようなお話も入っていましたが、ポータルサイトもすごいお金というか、予算がすごくかかりますよね。実際どれぐらいかかっていますか、年間。わかりますか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 取扱手数料についての御質問です。金額についてはちょっと出していないですけども、3つのポータルサイトを使っているんですが、ふるさとチョイスにつきましては、これはお礼品を上げているだけです。月7,500円、ただし、それを取り扱うところ、物産館のほうにお礼品の配送等をお願いしていますので、そちらのほうの手数料が8%になります。

ふるさとプラスについては、日本郵便のほうで開いているポータルサイトですけども、こちらのほうは手数料が17.5%、結構高いです。ただし、サイトの運営から業者さんにお礼品を上げるという交渉から寄附金の受け付け、お礼品の郵送、各種書類の送付、全てやってくれますので市の手間は一切ございません。

もう一つ、さとふる、去年から導入したポータルサイトなんですけれども、こちらのほうは12.0%になります。こちらのほうは寄附金の受け付け、お礼品の郵送、寄附証明書類、ワンストップ特例書類の送付までやってくれます。パーセントで申しわけありませんが、以上です。

8 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

下山准一議長 小関 淳君。

8 番(小関 淳議員) 突然質問して済みません。かなり負担額って大きいですね。その辺もこういう状況であるならば、本当に見直して最善の選択をしていただいて、やっぱり何度も申

し上げていると思うんですけども、決められた制度の中でどれだけのパフォーマンスをしていくかというのが問われているということになります。先ほども質問の中で申し上げましたけれども、さまざまなアイデアをどんどん駆使していただいて頑張っていただければと思います。何より大切なのは、向かう姿勢というか、それも先ほど申し上げましたけれども、そういうふうな条件の中で、じゃあ、やってやろうじゃないかというぐらいの気迫を持ってやるのと、そうでないのでは大分最終的な結果というのは違ってくると思いますので、ぜひ折れることなく頑張っていただければと思います。全ては市民のところに行くわけですから、お願いします。

あと、この制度の運用を始めてから、2008年度、平成20年からこのデータには20年から22年、3年間で一番最初は330万円の寄附額から始まったわけですよ。これが世の中のブームというか、おかしなブームというか、なかなか本質から外れたようなブームだった気もしますが、7億円を超える額になっていると。平成20年から22年の3年間で330万円だったものが約7億7,000万円になって、すごいことですよ。やっぱりそれだけ地域の産業も動いているし、貢献度は非常に高い。ですから、今でも新制度になったとしても、やっぱりこれはその条件の中で思いっきりやるしかないと感じるんです。

それで、今まで返礼品でいろんな特産品をお礼として差し上げてきたわけですけども、地元の産業にとって、このふるさと納税制度というのはどれぐらいの影響があったかというのを何か数字的にあれば。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 地元の産業への影響度というか、経済効果というふうな話になるかと思っています。今まで平成20年から昨年度までになり

ますけれども、約24億円の寄附金総額がございました。その中で返礼品としてお返ししたのは12億6,000万円、そして、その主な上位3品目というか、そちらのほうの品目につきましては、米、牛肉、また革製品になるわけなんですけれども、米については8億4,300万円、牛肉については2億5,700万円、革製品については4,700万円というふうな状況になっております。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** すごいですね。ふるさと納税制度の運用をしなければ地元産業からこれだけの売り上げ、12億6,000万円という数字が出なかったかもしれないわけですよ。やっぱりここは何度も言いますが、新制度とはいえ、思いっきり腰を入れて頑張っていたら、思っていた数字ですよ。どうですか、これから、一言。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 制度としてある限りは、こちらのほうを有効に活用してまいりたい。

その中で4月時点を比較すると、おととして大体5,000万円、そして去年は1,000万円、今年度は700万円というふうに下がって、大変厳しい状況はございますけれども、1つとして主力の米の新米の受け付け時期の問題、少し早めるとか、そういった対応もそうですし、昨年度も10月まではすごく低調に推移して11月、12月にキャンペーン等を打ったということですが、今年度はキャンペーンについては募集経費になりますのでかなり難しいとは思いますが、さまざまな物から事へというふうな形で柔軟に対応していく。また、他市の状況も常に注視していくことによって何とかこの寄附金についても、できる限りいただくような、新庄ファンをふやしていくような取り組みをしてまいりたいと考えております。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** いろいろ大変な状況ではあると。しかし、頑張るといことですね。ソフトの体験型の返礼のものも用意しながらやっていくということですね。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あと、課題の解決のためにまちづくり応援寄附金っていろいろ活用させてもらったというあれがあったんですけども、答弁の中にあつたんですが、おおむねこういう活用をしたんだなという中に1つ、目にとまったものがあって、そこを確認したいんですが、まちづくり応援寄附金という趣旨に全く外れていると、私、申し上げます。ただ、都市計画マスタープラン見直し事業に400万円というのは、これは市民がそこに見えてこないというか、ちょっと遠い感じがするんですけども、マスタープランは大切ですよ、もちろん。ただ、まちづくり応援寄附金という中で都市計画マスタープラン見直し事業というのがちょっと違和感を覚えるんですが、そこを説明していただけますか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 市長答弁の中でも御説明いたしました、6つの分野に分けて活用しております。こちらのほうは、寄附金をいただく際にどういうことに使ってほしいですかというふうな寄附者の要望を聞きながら使用するわけですが、社会生活基盤の充実に関する事業ということで30年度は900万円を充当して、おっしゃるとおり、1つ都市マスタープランの見直し事業が1つ、もう一つは、若者世帯住宅取得支援事業に2つ、この2つの特徴的な事業に充てたということで、こちらのほう、採用するに当たりましては施策評価の中で事業の優先順位を決めてこれが適当だろうというふうな形で決まったものでございます。

8 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

下山准一議長 小関 淳君。

8 番（小関 淳議員） 十分寄附者の方に説明ができて寄附者も納得するのであれば私は何も言いませんけれども、ちょっと違和感を覚えたものですから確認をさせていただきました。頑張っていたきたいというところがございます。

次に入ります。特産品の販売戦略についての質問でございます。最初の質問と少し重なりますが、ふるさと納税制度の返礼品は、特産品の販路拡大につながっていることは間違いのないと思います。

ただ、残念なのは、新制度で寄附額の3割という、あとさまざまな規制がかかったというところで、地元特産品の販売拡大の勢いが急激に減速することになると思います。やはりそういうことを考えますと、ふるさと納税制度の返礼品をメインにすることが、地元特産品の流通拡大事業というのは少し心もとないような気がするわけでございます。地元特産品の販路を拡大していくには企業や事業者、それぞれの努力はもちろん重要です。

しかし、どの業者、事業者も求めに来るお客様をただ待っているわけではありません。今できる最大限のアクションを既にみんながやっているわけです。そこをさらにその現実を踏まえながら、製品や商品のPRを含めたさまざまな角度からの効果の高いバックアップ、つまり公的な支援をしていくことが持続可能な商工業にしていくためにはとても重要なことではないかと思うわけです。

全国の地方自治体の中には、ふるさと納税の基金などを利用して地元のPRや特産品の販路拡大につなげるため、首都圏に独自のアンテナショップを設けている市町村が八十数カ所あると報道で知りました。そのような流れのある中で、本市が設けていたアンテナショップは都内からいつの間にか撤退しているという残念な

話を聞きました。

そこで、以前あった当市のアンテナショップについて、出店の際のマーケティングはどのようにしたのか。また、コンセプトはどのようなもので出店を決めていったのか。そして、閉店に至るまでの経緯と理由について聞かせてください。なぜこのような確認をするかといいますと、議会に対して出店をしたという報告はあったように記憶しています。

しかし、その後の販売状況の説明や閉店をしたという報告、それらの一連の事業に関しての検証の結果報告も私の記憶ではなかったと思います。ですから、今後のためにあえて確認をしているわけでございます。恐らくこの事業に関して十分な検証はしていると思いますので、その検証を踏まえた上で今後の販路拡大に向けた新しいアンテナショップの出店計画はあるか、あるとすれば、それを聞かせてください。ないとすれば、今後はどのような事業をして地元の特産品の販路を確保し、拡大していこうとしているのか、市長の考えを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、アンテナショップについての御質問であります。以前にあったアンテナショップについては、平成21年に開設場所である東京都北区より、北区に縁のある本市を初め、酒田市、岩手県陸前高田市、遠野市、和歌山県美浜町、島根県海士町、北海道知内町、千葉県南房総市の8市町にお声がけをいただいたところでもあります。

その後、北区と8市町で検討を重ね、常設出店は陸前高田市と本市の2自治体となり、残りの6自治体は催事型出店やイベント型の出店の形態で、平成22年9月25日に東京都北区にふるさと美味しいもん市場として開設されたものであります。

費用負担については、固定経費を北区が負担

し、常設出店の2自治体は、家賃と販売手数料として売上げの20%をそれぞれ納入することで、残りの6自治体はその都度、出店料を納入することとなりました。

北区では3年間の補助事業として実施し、その後は、商店街と出店者が連携して運営してくれることを見込んでおりましたが、赤羽駅から1キロメートルも離れているという立地条件、それから東日本大震災により陸前高田市が出品が不可能になったことというふうなことで、人件費や固定費を補うことも厳しい状況となり、自主運営では継続不可能であるとして、補助事業の満了する平成24年度をもって閉店となったところであります。以上が出店から閉店までの経緯となります。

現在、豊島区において、とげぬき地蔵通り商店街等の3商店街と大正大学で組織する一般社団法人コンソーシアムすがも花街道が運営するアンテナショップ座・ガモールに本市を含む6自治体が出店をしており、平成29年にオープンして以来、3号店まで拡大しております。

座・ガモールにつきましては、大学生のインターンシップの場ともなっており、大学などが進める地方との連携の輪も徐々に広がりを見せ、北海道から九州まで全国各地の産品が集まり、年々、産品の種類が拡大しております。

今年度で3年目となりますので、運営主体と今後の方向性についても意見交換を進めているところであります。

また、固定店舗を持たない委託販売による特産品の販売強化にも努めているところであります。上野駅や秋葉原駅などの構内など、月に15日間ほどの催事と卸事業として、東京都巣鴨の座・ガモールや仙台や関東圏のことやなどを手がけ、商品提案の流通業務を行っていただいております。

加えて、新たな特産品の開発を目指し、農林課が事務局となって6次産業化により商品開発

にも力を注ぎ、各地の求評会や物産展などに出店し、その評価をフィードバックしてよりよいものにつくり上げる工程が生産者のスキルアップ、気づきにつながっていると思います。

地元の特産品の販路拡大につきましては、今後も友好自治体、ユネスコ無形文化遺産やおくのほそ道の風景地ネットワークなどで交流の広がっている地域への物販催事にも積極的に出向き、認知度の向上と販路拡大につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** 残念でしたね、あの北区の店は。一度、会派でその店まで行ってまいりました。非常に商店街の入り口からずっと入ってどこにあるんだろうと思って、そろそろ終わりそうだなというところにそこがあったわけです。いろんな新庄の特産品ばかりでなく、今おっしゃったような8市町の商品も置いてあり、お客様もちらほらいらっしゃいましたけれども、そこで私が感じたのは、やっぱり無理だなと感じるわけですよ。その立地で、いろんな条件的にはそう悪い条件ではないのでやれるかと思ったんでしょけども、特産品の販路の拡大にはなかなか寄与できていなかったんじゃないかなと感じますが、ちなみに売上げ的みたいなものはどうですか、教えていただけますか。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 売上げということでございます。当時、その北区の呼びかけで陸前高田市とうちの新庄市が3カ年続けたということになっておりますが、実際には固定経費については北区が1,000万円ほど用意してもらって、自治体については家賃月額18万円、そのほかに売上げの20%ということで大変厳しいということがあった中で、月の売上げについては

100万円前後ということで人件費もとれないような状況だったということで、補助事業の3年の中で無理だなということで、北区のほうともそういった部分で閉店という形になったということでございます。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** やっぱり厳しいですね。いずれにしても、どんどん特産品は生産されていくということは出口が絶対必要で、やっぱりそこに勢いがなくなかなか理想的な出口とは言えないんじゃないかなと。やっぱりそういう出口をみんなで考えて探っていく、最高の出口を見つけ出していくというのが課題じゃないかなと感じました。とにかく生産者、あとは事業者の方々、今やれることを一生懸命やっています。ぜひ販路拡大に向けて商工会議所等々、いろんな関係団体と話をさせていただいて積極的に進めていただければと思います。

最後に、安全でおいしい水供給についての質問をいたします。

水道水については、昨年12月定例会の一般質問の中でもさせていただきました。その際は、時期によってはカビ臭のする水道水についての確認をしましたが、市長は答弁で、臭気については確認されていないし、異常もないと。さらに、年に数件の問い合わせはある、しかし全く問題はないという答弁だったと記憶しています。

市として市民に安全でおいしい水道水を供給することは、新庄市まちづくり総合計画の「みんな健康で笑顔あふれるまち」や「社会生活基盤が整い安全で快適なまち」を基本目標に掲げる新庄市にとっては、それこそ基本中の基本ではないかと思えます。ところが、市の水道水の現状は、水道ビジョンによれば、おいしい水の基準はほぼ満たしているものの、残留塩素は基準内ではあるけれども基準を超えていると。また、総トリハロメタン濃度の数値も高くなって

いる。次の世代のためによりよい地域に整えることが私たち大人の責務ならば、今のうちにこれらの数値を限りなくゼロに、ゼロにすることはできませんが、ゼロにする必要があると感じます。

そこで、このような水の水質問題についてどのように考え、今後、どのように改善しているのか、市長の考えを聞かせてください。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 水道水の水質につきましては、供給元であります最上広域水道金山浄水場及び本市の各配水池におきまして水道法に基づく水質検査を実施しているほか、本市の末端給水箇所におきましても、残留塩素のほか、色や濁りなどの検査を毎日実施しております。これまでの検査結果は、残留塩素を含め全て基準値内であり、安心して利用できる水質となっております。

また、総トリハロメタンの水質基準は1リットル当たり0.1ミリグラムとなっておりますが、本市の水道ビジョンでは目標値をより安全な基準値50%未満の0.05ミリグラムと設定をし、以前、若干目標値を上回った期間もございますが、全て0.1ミリグラム以内であり、ここ数年は目標値であります0.05ミリグラムを下回る安全安心な水道水を供給しております。

水道の水質は季節や自然条件により常に変化しますので、今後とも安全で安心して飲める水道水を安定的に供給できるよう水質管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** 安全であると、安心して飲んでくれと、子供もということでいいですね。はい、わかりました。

数値も安全な基準内だということですけど

も、これを低くしていこうというお気持ちはあるんでしょうか、ないんでしょうか。より安全な水を供給しようという、そういう方向性はお持ちですか。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** より安全でおいしい水のための取り組みということですが、まず安全という点では、法令に定める水質基準を遵守することが必要であり、またおいしい水につきましては、厚生労働省のほうの諮問機関がまとめた7項目がございます。

まず、残留塩素でありますけれども、いわゆるカルキ臭ということになりますけれども、法令では消毒の効果が薄れないように、末端においても0.1ミリグラム以上というのが定められております。新庄市では、県水を受水する段階で0.5、市街地などの大部分の地区で0.4、それから末端地区であります前波地区でも0.1以上を確保するよう塩素濃度を調整しておりますので、ほとんどの地区ではおいしい水の基準の0.4以下というふうになっております。ただ、そういった基準がありますので、全くゼロにするということは消毒効果がないという水になりますので、残留塩素については0.1以上ということで管理しております。

それから、総トリハロメタンにつきましては、水道水の滞留時間が長くなりますと、その生成時間も長くなってトリハロメタンの濃度が高くなる傾向がありますので、できるだけ供給までの時間を短くすることが一つの目標になってきます。特に末端地区ですと、滞留時間が長くなるということもありまして、そういった地区につきましては、末端で水道の仕切り弁を若干あけまして常時水を抜きまして、できるだけ新鮮な水が来るように対応しております。水を抜くということは、収益にならない無収水量となるわけなんですけれども、そういった新鮮

な水を供給するためのサービスとして水抜きを実施しております。また、流れを阻害する管内の沈殿物を除去するために、毎年、洗管作業も行っております。こういったことで、できるだけ新鮮な水といたしますか、総トリハロメタンの濃度が上がらないような対策はとっております。

ただ、今後、万が一、そういった数値が上がるような場合があった場合は、供給元であります最上広域水道のほうに臨時の活性炭処理などを依頼するようなことで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** 一生懸命おいしい水、安全な水を追求していくという理解でいいですね。お願ひします。

あと、重箱の隅をつつくことになるかな、頑張っていたきたいと思ひます。

私たち大人というのは、多分未来の中で生きていく子供たちから今をかりて暮らしているんだと思ひます。それならば、将来ここで暮らす未来を生きる子供たちのためにもいい状態でお返しするという姿勢が必要じゃないかと思ひますね。それを考えると、水道だけじゃなくて、私たち大人というのは、安心して暮らすことができる子供たちの未来を基準にしてさまざまな物事を酌み上げていくとか、考えていくとか、つくり上げていく必要があるんじゃないかなと本当に感じます。ぜひ市長初め執行部の皆さんも先の子供たちの未来のため、そのことを第一番に考えてさまざまな事業、施策をやっていたきたいと思ひます。終わります。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 開議

下山准一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

下山准一議長 次に、小嶋富弥君。

(15番小嶋富弥議員登壇)

15番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。このたびの改選に当たり、市民の皆様方より負託をいただき、執行部の皆様方と再び議論できますことを市民各位に感謝と御礼を申し上げます。与えられた任期中、いろいろと皆さん方と議論させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思っております。

このたび、私が通告いたしましたのは2件であります。まず、初めに、当市の水道事業についてお伺いいたします。

水は、申すまでもなく市民生活に欠かせないものであり、安全・安心にして安価で安定供給することがとても大事であります。

最近の気象状況を考えて、災害時においても安定的に給水を行うための施設水準の向上はとても重要であり、事業者は上水道が直面する課題に適切に対処していくためには、みずからの事業を取り巻く環境を総合的に分析し、経営戦略を策定し、それらを計画的に実行していくことが必要不可欠ではないでしょうか。

また、給水区域の市民に対し、事業の安定性や持続性を示していく責任もあると思うのであります。そんな強い思いから、一般質問でお伺いいたしますのであります。

昨年の12月、改正水道法が成立いたしましたわけでありまして。厚生労働省は、人口減少に伴

う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道が直面する課題に対応し、水道の基盤強化と都道府県主導による広域化を促す改正水道法が成立したわけでありまして。

山形県においては、県内4地域において水道事業広域連携検討会を設置したと聞き及んでおりますが、これらの内容と目的はどのように図られているのでしょうか、まずお伺いいたします。

そして、市においても、料金収入をもって今後とも安全で安心に供給を維持していくための水道事業の基盤強化が求められているわけでありまして。市においてビジョンの策定は図られているのでしょうか。既になされておるといたしましたら内容についてお聞かせ願いたいのであります。

また、それらは改正水道法との関係はどうかをお伺いいたしますのであります。

次に、2つ目の質問、地方創生についてお伺いいたします。

日本の急減する人口、そして超高齢化が進むこれからの社会に対し、政府は各地域でそれぞれの特徴を生かし自立的で持続的な社会を目指しております。人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本を維持するために地方に仕事をつくり安心して働けるようにすること、地方への新しい人の流れをつくること、若い世代の結婚、子育ての希望をかなえること、時代に合った地域をつくり安心して暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。これらの4つの基本を目標に政策を進めております。

これらは地方に暮らす住民の切なる願いでもあるわけでありまして。新庄市においても、まちづくり総合計画と合致するわけでありまして。私は、このような観点から、これから進められる明倫学区の義務教育校の開校に伴う北辰小学校を解体でなく再利用、再活用を考えることについて、市はどのように考えておるのかお聞きい

たすものであります。

この北辰小学校の跡地活用の方針については、昨年の12月定例議会において佐藤義一議員が質問しておりますが、私は今回、さきに述べたような別の観点から申し上げるものであります。すなわち地方創生を見据えたお伺いであり、現在の北辰小学校をリノベーションし、働き方改革の一環としてのサテライトオフィスの設置、またはコールセンターの誘致、そして、新たな起業を目指す若者が活動できる場所の提供、余り大きくない小ぢんまりした企業誘致と敷地、建物を最大限に生かす政策を考えてもいいのではないかというような思いからの質問なのであります。

廃校、閉校の問題は全国で社会問題化しております。しかし、一方では知恵を絞ってこれを生かす例もたくさんあります。学校は教育委員会の問題でなく、市としてももっともって考えることができるのではないのでしょうか。

これらについて市長のお考えをお伺いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

山形県におきましては、平成30年3月に山形県水道ビジョンを策定し、このビジョンの大きな柱であります広域連携を推進するため、平成30年10月に県内4ブロックで組織する山形県水道事業広域連携検討会を設置しました。

また、30年12月の水道法の改正により、都道府県は水道経営の基盤を強化するために水道事業の連携などの推進に関し必要な協議を行うため、協議会を設置できることとなりました。

こうした動きを受け、昨年度は最上圏域水道事業広域連携検討会におきまして、単独経営をした場合の給水人口と給水量の将来見通しや建

設改良費と施設更新需要を算定し、2045年までの給水原価と供給単価のシミュレーションを行いました。

今年度は、市町村同士の水平統合や用水供給事業の県企業局を含めた垂直統合などの広域連携のシミュレーションを行い、その結果を検討し、最終的に協議会を設置するかどうかの判断を行います。

また、新庄最上地区水道協議会におきまして、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定に基づき業務の共同化を検討した結果、平成30年度からメーター器や薬品の共同購入を行い、コスト削減に効果を上げております。

本市水道事業におきましては、平成23年に作成した新庄市水道ビジョンの計画期間が令和2年度までとなっているため、昨年度に水道事業耐震化計画を、今年度は中長期的な水道施設の管理運営を行うためのアセットマネジメントを策定し、令和2年度に新庄市水道ビジョンの見直し、改正を行う予定であります。

今後はこれらの計画に基づき、安全で安定的なサービスを持続し、自然災害に対しても強靱でしなやかな水道事業を行っていきたいと考えております。

次に、地方創生に関しての御質問でございますが、国においては地方創生に向けた取り組みを計画的に実施するため、平成27年から今年度までの5年間にわたる政策目標や施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方への支援を行いながら取り組みを進めているところであります。

今年度は、令和2年度以降の施策の方向性を示す基本方針を今年6月に閣議決定し、年末には具体策を明記した国の第2期総合戦略をまとめる方針となっております。

本市におきましても、新庄市総合戦略を平成27年から今年度までの期間として策定しており、国からの財政支援制度である地方創生推進交付

金等を活用しながら地方創生に向けた事業を実施しております。

市の総合戦略につきましては、これまでの取り組みの効果、検証を行い、今後示される国の総合戦略の改編内容を踏まえて、継続して事業に取り組んでいくために必要な見直しを行う予定でございます。

当市においても、人口減少、少子高齢化が進む状況を真摯に捉えており、議員が御提案されるサテライトオフィスの設置や企業誘致は新たなビジネスモデルの構築により地域経済の発展を目指す政策であり、当市でも検討が必要な政策と認識しております。

今後、総合戦略の見直しを進める中で、空き家、空き店舗や公共施設などの活用方法など、先進事例を参考にするなど広い視野を持ち、新たな視点での政策の実現に向けた協議、議論を関係者と重ね、地方創生の基本的方針を継続して進めていけるよう取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

水道のほうからお伺いいたします。再質問いたします。先ほどの小関議員が水道のことに関して御質問なさいました。その結果、新庄市では水は安全だというようなお話をいただいたところで、私も安心だなと思っていますけれども、次に、料金なんですね。山形県の水は全国でどのような料金の位置になっているのでしょうか、まずお伺いいたします。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 山形県の水道料金ですけれども、現在、山形県全体といたしますか、県平均としての料金の位置づけの資料、今、持っておりませんので後ほど答弁させていただきます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 私も調べました。山形県は日本一高いです、水は。これ、山形新聞の2月12日の社説にもあります。そのほかに読売新聞とか毎日新聞も載っています。

そのような中で、まず広域連携なんですね。山形県は4つの企業局で水道の水を供給しております。置賜広域水道、村山水道、最上広域水道、庄内広域水道、その中で私ども、広域水道事業は神室ダムで、新庄市、金山町、真室川の1市2町が受けておりますけれども、この4つの圏域の中で料金のランクはどのような位置づけなんでしょうか。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 県内4つの広域水道の中でも最上圏域水道事業が、新庄市、金山町、真室川町とも一番高い料金になっております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** やはり高いんですね、実際ほかの地域とも比べてみて。これは庄内が一番安いんですね。なぜこうなっているのかというようなことなんですけれども、新庄市の水道は大変安全で安心だけれども厳しいと。その中で平成29年度の水道事業の決算、監査意見書を見ますと、新庄市の場合は給水原価が1立方メートル当たり28円1銭かな、供給単価が259円94銭と逆ざやなんですね。このような中で水道事業をやっているわけなんですけれども、このような単独でなくて、やはり山形県ひとしく同じ水を値段でもらえるようなことでないと、人口が少ないところでいい水をもらうには、やっぱり不合理だと私は思うんです。この辺、今後、広域連携を図るといことも国の方針で、一番大事なのは基盤整備なんだと思うんです、基盤の強化。この辺、どういうふうに、連携ということに対して4地区が一緒になるようなことの

政策を訴えることはできないんでしょうかね。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 現在、広域連携の検討会の中で行っているパターンとしましては、市町村同士の水平統合と、それから用水供給元であります県の企業局とを含めました垂直統合との2種類のパターンで、今後検討していく予定にはなっているんですけども、ただ、特に最上地区を見ますと、どこも中小の水道事業体ということで、そういったところだけ集まってもなかなか今後の経営が厳しいということで、やはり供給元であります県企業局との垂直統合のほうがメリットがあるというふうには考えられるところではあります。

ただ、県内4地区に分かれて供給しておりますし、あと県内全部の市町村に供給しているというわけでもなくて23の市町村のみに供給しているということもあります。あと、県全体的に統合するとしても、川とか山とか、そういった送水管、配水管を連結することが難しいということもありますので、将来的な目標としては全県的なところもありますけれども、現段階ですぐに垂直統合できるかということ、ちょっとハードルが高いのかなと考えております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** ハードルは高いとは思いますが、それをやらないと、山形県県民ひとしく同じ恩恵をこうむらないというようなことなんだと思うんですね。これは一課長がここではないなんて言うようなことはできないと思うんですけども、やはりこれは地域の問題として、山形県の水道は同じ料金価格で望ましいということはやっぱり訴えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

ちなみに単価を見ますと、庄内の用水供給金額が1立方メートルで前は33円、平成29年11月

に改定になって26円なんですね。それに関して我々最上広域は38円なんです。ちなみに村山と置賜は36円なんです。単純にですよ、地域のあれを考えなくても庄内と12円高いんですね、1立方メートル当たりの単価です。あと、使用料金に関してはそんなに違いはないですけども、結局我々は高い水を飲んでいると。安全・安心な水にはコストがかかるというのもわかるんですけども、いささか地域間格差を感じるわけがあります。

そのような中で、やはり新庄市水道事業、いろいろやっているんですけども、ちょっと気になるのは、今、経営戦略、新庄市のを見ますと、水道事業を取り巻く環境変化に対応すべく、みずからの経営等についての的確な現状把握を行った上、検証、更新を行うと。見直しに当たってはアセットマネジメントシステムを活用しますということなんですけれども、その中で新庄市、アセットマネジメントの中で管路台帳、設備台帳の設備はどうなっていますか。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 台帳につきましては、大分前は紙ベースだったんですけども、現在はデジタル化されておまして必要な台帳は整備されております。

ただ、創設当時の大分昔の部分につきましては、例えば工事発注単位で一式計上みたいなどころがあるものですから、今年度行いますアセットマネジメントでそういった電気設備とか機械設備とか、細かな機材等につきましてもそれぞれ評価を行って、より精度の高い資産管理を行っていく予定にしております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** ぜひ、これからますますお金がかかって、政府には40年が耐久年数だというような定めなので、新庄市は、私も前に

伺ったところ、平成27年度にかなり復旧改良工事をやってその比率がそんなによそより高くないということのお答えなんですけれども、それにしても、やはり計画的にやっていただきたいなと思います。

そこで、新庄市の水道料金、確認しますけれども、20ミリの口径で20立方メートルの月の金額はどのような値段なんでしょうか。ということは、山形県の公共料金一覧表というのを調べてGooというサイトを見ました。NTTのレゾナント運営の不動産総合サイトなので、13市のガス料金、水道料金、下水道、下水道普及率というデータを見たものですから、その中で今言った価格は幾らかなというのをお聞きしたいなと思います。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 新庄市の20立方メートルの水道料金ですけれども、ただいま詳細な資料を持ち合わせておりませんけれども、四千幾らということで県内でも3位の高い水道料金になっております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 見ますと、米沢が一番安いんですね、3,877円。新庄市は4,536円という数字で13位、10位かな。長井が4,914円というようなことで、安いばかりはいいんですけども、やはり安全をするためにはコストもかかるんだなというように思うわけですけども、そのためにも、やはり仕入れ原価を安くしていかないと運営も大変だなと。市民の我々にもそれなりのあれが返ってくるんだなということを認識しておるところでございますけれども、もっともっと高い水を飲まざるを得ないというようにことでいささかやはり困ったなというようにことで、何とか山形県一律の企業局の方向でできないものかなというようにことでお

話し申しあげました。

もう1点伺いますけれども、新庄市のいろいろ水道、一生懸命やって平成4年ですか、上水道第2拡張工事で指野配水池にタワーをつくりましたね。あのタワーは、要するに鳥越とか、ああいう高台のところの水がなかなか需要期になると来なくて、高いところに水を揚げて落とすということなんでしょうね。それで、そのとき、蒼流の輝きというタワーにシンボリックなものをつくったのは御存じですか。あれは誰がつくったんですか。もちろん市でつくったんでしょうけれども、あの絵が元の市の課長、田口富士雄さんの作なんですね。あれ、タワーにただ絵を描いたと思いますか。いや、課長はいいんだけども、あれはガラスチップを一つ一つずつと埋めたんですね。これは岐阜県の多治見だかどこかの瀬戸物屋さんに頼んで1,400万円ぐらいかけてやったんですよ。

何を言いたいのか、結論を言いますけれども、せっかくああいうシンボルが汚れているのではないかというの。最近、掃除したかって、あそこを1回か、平成4年から。せっかくのシンボリックなものを少しきれいに、リフォームまではいかないけども、チェックしてきれいにして、新庄市の今言った水のシンボルを輝くようなことはできないかなというようにことでお伺いたします。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 指野の配水池、通称オアシスタワーと言っておりますけども、長い年月がたっていることもありますし、あと配水池ということで内部に水道水を蓄えているということで温度差で結露したりということで、遠くから見るとクリーム色のきれいなタワーなんですけれども、近くで見ると、そういった汚れも実際あるところなんです。ただ、今年度もそういった外壁の清掃の予算も当初は組んでいたところな

んですけれども、いろんな繰入金の関係で歳入の不足が生じたところで、そういった修繕関係の予算をやむを得ず削らなくちゃいけないということで、なかなか予算的に厳しいところがありますけれども、またそういったほかにも誇れるすばらしいタワーですので、そういった点についても今後やっていきたいと思えます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** やはり新庄でもシボルのことですので、かなり、平成4年ですか、たっていますので1回見てきれいにやって、あそこ、子供たちも遠足なんかで見学に行く場所なんですよ、多分社会勉強で。やはりそういったときに、何だ汚いな、新庄の水、こんな水、飲んでいるのかと言われないうちに、きれいにきらきら輝くというようなことをぜひひとつやっていたら、子供たちも新庄の水は安心して飲めるな、きれいなところからあれで来るんだな、配水になっているんだなということも考えられますので、ぜひ厳しい予算の、予算はやりくりだと思いますので、ひとつ今後、そういったことでできればやってもらいたいなと思ってお願いするわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、北辰小学校についてお伺いたします。

今、全国で廃校、必要なくなった学校って幾らぐらいあると思えますか。わかりませんか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** これまで廃校になった数かどのくらいかというのは把握しておりませんが、年間で約500前後の学校が廃校となっているというふうな情報は得ております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 私も調べたんですけれども、全国ですごい数なんです。平成30年5

月1日の廃校になっているところで7,583校が廃校になっていて、今、施設が、建物がある廃校の学校が全国で6,580校だそうなんです。その中で4,905校が活用されていると。あと活用されていないのが1,675校だと。これは文部科学省が平成30年度廃校施設等活用状況実態調査の結果についてということで平成30年5月1日ということで、これは文部科学省のホームページから私も見たんです。

利用されていないというようなことの一つのことでいろいろあったんですけれども、なぜ活用の用途が決まっていないかというアンケートを見ますと、地域からの要望がないというのが44%、建物が老朽化しているのが48%、財源が確保できないが14.3%、立地条件が悪いと。あとは用途に応じた法令等の制約がある、活用の方法がわからない、活用の検討を行っていないというような状況がここに示されておりました。

今までの例を見ますと、今回の北辰小学校は沼田小学校の老朽化に伴って新庄市の小中一貫に明倫学区のあれをつくって、北辰小学校はまだ建物も施設も使えるよと。でも、ある部分ではそういった市の一貫校の教育方針のもとに将来を考えて、廃校、閉校になるというような思いが強かったと思えますので、そういった方々に配慮して、教育委員会が協議会をつくって地域の要望を聞きながら活用するというようなことの段取りで、昨年12月の議会のときに佐藤義一議員が質問したときには、教育長の答弁によりますと、一応建物を解体、その後に跡地を協議会の中に委ねるよというような答弁をなされたと思うんです。その中で、佐藤議員もまだ使えるんじゃないかと、知的財産を確保するためにいろんな蔵書とか寄附した方々の本をあそこに保管するようなことも考えられないのかというような質問もなされたわけでありました。

そのような経過をたどりながら、私、今回言うのは、地方創生というのは、やはり東京一極

じゃなくて地方に人を呼び込んで働く場所をつくるというような観点から、あそこの学校をもう少し生かす方法はないかと。今、働き方改革で、本社はあっても電話1本、こっちに来て働किながらできる時代であるわけですし、そういったものをあそこではリノベーションやれば十分できるんじゃないかなと。例えばコールセンターを呼んで、そしてお母さん方を、女性が多いですから呼んで、お母さん方が来たときにあそこの教室の脇を、例えば保育室をつくるとか、あとは若い人が起業するときに陶芸とか木工とか、あの教室のあたりを安く提供するとか、そういった方向を考えられないのかなと。今、文部科学省も一生懸命こういう学校政策で地域経済活性化の拠点へ早急な取り組みを準備しているんですね、国も。地域活性機能という、国でも、文部科学省でもやっているわけですがけれども、そういった方策を考えたいかがですかというようなことなんです。ただ、さっき申しましたけれども、学校は教育委員会だけでも問題でなくて、ああいう建物、まだ潰すにはもったいないし、生かす方法を考えるような政策をどうですかということなんですけれども、いかがなんでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 北辰小に限らず、やっぱり小学校、まだまだ使えますよというふうな学校があると思います。文部科学省の政策の中でも、廃校になる中から大体75%の学校が再利用されているということもございますので、選択肢の一つとして民間活力を導入したりというふうな視点は必要であると考えております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 前向きに考えるというようなことなんですけれども、それとあわせて新庄市の職員、電通に過去10年、派遣にやって

いますね。そういう方々を特命チームをつくって、ひとつその方々に学校、そういった廃校の情報提供をするというようなことも、やはり情報をこっちから発信しないとなかなか来ていただけないというようなことで政策的にもやる必要があると。

副市長が中心となって、何でもかんでも関課長の総合政策課ではちょっときついような気もしますけれども、ある程度、そういうプロジェクトチームを立ち上げて、せっかく電通に行った優秀な職員が10人近くいるわけです。電通のパイプもあると思うんですけれども、やはり真剣に学校を活用する、そして働く場所をつくるというようなことが大事なんですかね。あの学校は、まだそういった意味ではリノベーションすれば十分そういったものができるような気がいたします。

極端なことを申し上げますと、四国の室戸では廃校を水族館にしたというようなこともありますし、秋田のことでは、廃校の跡にハム工場を持ってきたと。なぜかという、教室が結構空間が広いものですから、ハムを乾燥するには風通しがいいからハム工場とか非常にいいというような成功事例がいとまなくあるんですね。

問題は、じゃあ補助金をもらった学校を壊すとお金よこせとかなんとかなるんだけれども、私なりに調べてみますと、国のほうでは、もしあったら、簡単にできるから再生すれば手続きもしっかり教えますよというような国の政策に出ていますよ。だから、そういった意味で何とかあそこを生かすような政策ができればなという思いで、私、お願いしております。

財産処分手続の弾力化、簡素化、これは文部科学省の大臣官房文教施設企画防災部施設助成課という課が、もちろん、皆さん方は私より専門だからすぐわかるんですけども、「本来、国庫補助金により整備された学校施設を学校教育以外の用途で活用する場合には、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、補助金相当を国庫に納付手続が必要となります。しかし、文部科学省においては、廃校施設や余裕教室の一層の有効活用を促進するため、一定の条件を満たせば、国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続が済む簡素な取り扱いなどができる」というようなことなんです。やはりそういったことも国でもやっているわけですので、ぜひぜひそういった、やらない、やるというふうなお答え、私の言ったことが100%いいか悪いかわかりませんが、そういった考えも選択の一つに入れていただければありがたいなと思ってここに立たせてもらっているんですけれども、それらについていかがなんでしょうか。（「休憩お願いします」の声あり）

**下山准一議長** 暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 私のほうから、北辰小学校の廃校後の施設をどういうふうにやっていたかなければならないかといった一つの要件について、1点お話をさせていただきたいと思います。

基本的に今、明倫学区の義務教育学校の建設を進めているわけですが、この財源の一つとして公共施設等適正管理推進事業債という起債を活用する予定でございます。実際に今年度の当初予算のほうにも予算化させていただいておりますが、これについては充当率が90%、そして、交付税措置率が50%というふうな大変有利な起債でございます。この起債の要件に

つきましては、該当する施設の、要は集約をするというふうな目的に基づいた起債でございますので、事業実施前の面積、延べ床面積よりも事業実施後の延べ床面積が少なくなければならないといった一つの要件がございます。この要件をクリアするためには、全て北辰小学校の建物を残してしまうと、その要件がクリアできないというふうな状況がございますので、現段階で考えているところでは、北辰小学校跡地の校舎全体を全部残すというふうには教育委員会では考えてございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** お金を捻出するためにはいろんな要件を準備して最高の要件で、なるべく負担の少ないいい学校をつくるためにはそうせざるを得ない、そうするんだというふうなお答えは理解できました。

でも、やっぱりもったいないような気がするものですから、今、雇用の場とか、今、70歳まで今度働けよと、2,000万円を用意しないと100歳、老後までできないよという今の流れの中で、ああいう働く場所、雇用場所、情報を発信してサテライトオフィスとかいろんなものをできればなというふうな、私だけでなく市民の皆さんの方々の思いを私は伝えたつもりなんです。

あと一つ心配なのは、あそこあたりに聞くと、解体して更地になると、随分草が生い茂って虫が出て、解体されてもいいんだけど困るなというふうな方も、全部じゃないですよ、おるわけで、やはり利用に際してはその辺のことも、今お話を聞いてそうかな、やむを得ないなと思うんだけど、そういったあたりをもう少しわかりやすく教えていただくことも、今後の学校運営に対してはプラスになるんじゃないかなと思いますので、この場から私もお聞きして半分理解したか、残念な思いもしますけれども、

一般質問、議員としての権利と申しますか、そういうものを使わせてもらったわけでございますので、ひとついい学校をつくるためにも、全部壊さなくてもいい、幾らか残すんでしょ。その後のほうも地域の皆さんと協議会にもお話しすると言ったんだけど、関課長、残す部分で何とかそういった雇用につながるようなものとかひとつできればありがたいなと思っております。

大変時間をいただいてあと3分あるんですけども、新庄まつりもやがて来ます。その中で各町内が一生懸命山車制作をしているところ、衣装がたまると。そうすると、その年の親方がたの衣装が自分のところのうちのたんすを全部出して町内の山車の着物を1年間保管するというようなことで困ったと。ある町内会では公民館がないのよと。どこかそういう建物を活用して、ただでないですよ、お金出してもいいからそういう山車の道具とか着物をしまうレンタル的なものがないかなというように聞いたんです。だったら、学校、あそこに何とかリノベーションしてそういうふうなものをつくれば非常に生きたものになるんじゃないかなと思ったりしているんです。例えば季節季節に入れかえるときに、トランクルームみたいなものもあそこへ活用してやったらいいんでないかなと。新庄市でやれなんて言いません。やれる業者を情報発信してそういうものもつくったらいいんでないかなと、私、一つ夢を考えたものですから、そんな思いで伝えました。よろしくひとつお願い申し上げます。関課長、よろしく申し上げます。終わります。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 叶内恵子議員の質問

**下山准一議長** 次に、叶内恵子さん。

(3番叶内恵子議員登壇)

**3番(叶内恵子議員)** 議席番号3番、勁草21の叶内恵子です。6月定例会一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、用地取得についてです。平成30年9月21日、9月議会に上程された平成30年度補正予算案の看護師養成所建設事業債務負担行為限度額8億7,650万円及び21款1項1目看護師養成所建設事業債3,940万円並びに4款1項9目公有財産購入費4,380万円を含む看護師養成所開設準備事業費は、原案どおり可決しました。そして、平成31年3月1日、3月議会において看護師養成所建設事業債務負担行為は9月議会と同じ限度額である8億7,650万円を廃止及び21款1項1目看護師養成所建設事業債3,940万円並びに4款1項9目看護師養成所開設準備事業費、公有財産購入費4,380万円の減額補正案が上程され、議員より一度採決した予算を執行せず廃止や減額補正を行う市長の執行手法について、議会の議決をどのように考えているのかという厳しい質疑や、今年度、予算を落とした場合、購入が次年度予算となることによって建設予定地の土地所有者に固定資産税などが課税されてしまう事態を引き起こすのではないかということについて質疑があったわけですが、現在、看護師養成所建設予定地の用地取得についてどのように進んでいるのかを伺います。

次に、2つ目として、新庄市地域担当職員制度について。地域職員担当制度については、昨

年3月の議会においても一般質問において取り上げられております。当時の市長の答弁にあるように、廃止の意向はないということで、今年度4月1日から地域担当職員制度実施規程を施行したことを踏まえ、この制度の試行期からようやく10年を経て本格実施に移行したと判断してよいのだろうと考えます。

地域担当職員制度は、地方分権が進展する中であって、地域と行政の協働のまちづくりの推進を目的として新庄市が先駆的に導入した制度です。地域づくりの両輪である新庄市と市民の活力をより円滑に連動させ、相互に刺激し合う、このような仕組みは現在と将来を整える可能性の高いツールと考えます。

しかし、その機能が十分発揮できているかといえば、そうではないように私には見えます。平成27年度から新庄市協働推進計画の最終年度に当たり、①地域担当職員制度によるこれまでの成果を伺います。

②これまでの成果を踏まえた上でどのような課題が見えてきたのかを伺います。それは内部の制度のあり方であったり地域の状態であったり、両面が考えられると思います。見えてきた課題というのは両面が考えられると思います。

そして、それらの課題解決のために、具体的にどのように取り組んでいくのかを伺います。

最後に、④今後、どのように市民の福祉向上と自治の推進にこの制度を活用して貢献しているのか、展望を伺います。

以上、2点です。御返答をお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

看護師養成所に関する御質問であります、看護師養成所建設用地の取得につきましては、これまでも議会に対し、説明、報告してまいり

ましたが、5つの候補地の中から学生の利便性と町なかのにぎわい創出を重視し、北本町商店街にある旧沓沢医院跡地を第1候補地として進めることとし、昨年6月の全員協議会において報告させていただきました。

その後、地権者の意向を確認し、地質調査や境界確認、測量、不動産鑑定などの必要な調査を行い、9月定例会において用地取得費の補正予算を可決していただきました。

その後、契約を前提に正式に地権者との交渉を行い、11月中旬には合意に至りましたが、開設準備において看護教員の確保や国の看護基礎教育の見直し、実習施設での受け入れ態勢整備のための準備期間、県立新庄病院の移転改築と実習受け入れ開始時期の重複などの課題に対応するため、開校予定を1年延期し、平成34年4月とすることを決め、12月の全員協議会にて報告させていただいたところであります。

これにより設計業務も延期することとなり、用地取得と設計業務は同一年度であることが条件となっております交付税措置のある起債を活用することができなくなったところであります。

このような状況ではあったものの、用地の売買契約については既に地権者との合意形成が図られており、合意を白紙に戻すことになれば開設に向け大きく後退することになることから、9月議会における議決を尊重し、用地取得を進めるべきと判断いたしました。

そのため、土地開発基金による先行取得を行うこととし、2月の全員協議会に説明、報告を行いました。その後、2月25日付で売買契約を締結し、3月11日に所有権移転の登記手続を完了しております。

建設用地につきましては、これまでもさまざまな御意見をいただいたところですが、開設準備を進める上で学校の建設場所は一番の根幹となる事項となります。効率的な配置により十分機能的な校舎とすることができると考えており

ます。

このほかにも取り組むべき課題は多くございますが、一步一步着実に進めてまいりますので御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、地域担当職員制度についての御質問がありますが、地域担当職員制度は、地域と行政が互いに情報を共有することで公共的な課題や地域の課題の解決に向けて取り組んでいくことを目的とする制度であり、具体的には職員が地域に入り地域とのコミュニケーションを図りながら地域と行政が互いに協力してその地域のことを考えていく、いわゆる地域と行政による協働のまちづくりを進めていくための手法の一つであると考えております。

平成20年11月に施行してから今年で11年目になりますが、この間、各区長の協力を得てまちづくりミーティングの開催要望調査を初め、県立新庄病院改築要望の署名活動、東日本大震災時には地域情報の収集や行政情報の周知、また豪雪に伴う除排雪状況の把握や要援護者の把握、さらには定期的な空き家の実態調査などさまざまな活動を行うとともに、各地区からの相談や問題などを各担当課に報告することで、地域課題の解決につなげてきたことは大きな成果であると考えております。

平成27年度からはより地域とのコミュニケーションを図るため、従来の随時訪問から年3回の定期訪問に変更するなど見直しを行いながら進めてまいりました。

また、10年目となる平成29年度には、この制度について必要なかという御指摘を受け、全区長を対象に制度の必要性についてのアンケートを実施しており、その中で140地区の区長より必要性を感じているという回答をいただき、制度の必要性について再認識したところでございます。

また、これまで実施してきた中でさまざまな課題も見えてきております。

1つ目は、訪問先でこれまで区長宅を訪問しておりましたが、住民主体の地域づくりの取り組みが進んでいる鶴岡市などでは、複数の町内会長と担当職員が地域公民館に集まり、情報共有や意見交換を行っているということです。町内役員などが集まる機会を把握し、職員と情報共有や意見交換を行えるような方法も検討してまいりたいと考えています。

2つ目は訪問人数で、これまで訪問の際は職員1人で対応しておりましたが、訪問に当たっては中堅以上の職員と若手職員の2人1組となって訪問することで、協議方法や地域との関係性を学ぶ機会により、職員全体の対応力を向上させることができるのではないかと考えております。

3つ目は訪問回数で、現在、春、秋、冬の年3回の訪問を行っておりますが、秋は区長がイベントや農作業などで面談することは難しい場合があるため、訪問時期や回数については今後検討してまいります。

いずれの課題につきましても、全庁的な合意を図りながら進めてまいりたいと考えております。地域と職員が信頼関係を築き、相互に協働の意義を高め合うことで地域住民の生活がより豊かになり、さらには地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。

今後におきましても、地域担当職員制度について御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 最初に、地域担当制度のところから再質問をさせていただきますが、今、市長から答弁いただいた内容というのは、昨年の3月議会での同僚議員の内容と余り大きく変わらないなど。

今回質問させていただいたのは、これまで何

のために地域担当制度というのを創設したのかというの執行部のほうがよくわかるはずだと思うんですね、住民はわからないわけです。わかる中で、この制度がどういうふう成長してというか、どういうふう町の中で機能して目的の達成となる、一言で言ってしまえば協働のまちづくりですね。それがどの程度進んだのかというのが成果だと思うんですね、違いますかね。平成17年、たしか記憶では、ちょっときょう資料を持ってこなかったんですが、そこから協働のまちづくりというのを推進計画というものもつくってずっと進めてきたと思うんですね。

じゃあ、その中で平成20年度からこの地域担当職員制度というものは、これはいいものだというのを思ったわけじゃないでしょうかね。これを活用していくと協働のまちづくりが進むんじゃないかということ認識されたためにこの制度を導入したと思うんです。

担当課長はよくおわかりだと思うんですけど、日本で一番最初に導入された県、市、おわかりだと思うんですけど、習志野市で昭和43年に導入されているんですね。それでも50年経過して、50年経過して用なしになっているのかというと、先ほどもこの一般質問も1番目からずっと言っているのは、人口減少、少子化、高齢化、じゃあ50年前はどうだったのかというと、人口はふえるトレンドだったんじゃないでしょうかね。社会的な構造が全く違う状況にあるけれども、この制度というの活用できるという実証があるということなんですね。協働のまちづくりにちゃんと機能するという、人口が多くても少なくてもということだと思うんですね。そういうことを踏まえて、もう既に施行から、導入から10年経ているとすると、昨年、先輩の議員が質問した内容と同じような答弁にはならないのではないだろうかと思うわけです、まず最初に。

それで、昨年の答弁とちょっと違うなと思ったのは、まちづくりリーダー研修とか、そういったことが功を奏していて、区長さんたちの中でこの地域、このままでいけないということ強く感じて、自分のところで呼んでサロンを開いてみようという動きが出たりとか、そういった形につながっていると思うんですね。

また、それはこの職員制度を導入した動きとはまたちょっと違うのではないかと、同じではないのかなと思うんですね。随時訪問から年定期3回になった。日本全国で350ぐらいの自治体がこの制度を活用しているんですけども、年3回訪問で協働ができている、つくられると実証しているところは探すのが難しかったんですね。

今年度、4月1日に内部規程というものをまず策定して、職員のすべきことを、職務ということ明らかにされたわけです。それに基づいてチーム編成であったり、回数であったり、今後、検討していますではなく、十分検討を進めながらだと思うんですが、今、実際どういうふうな、担当の現場ではどのような話があって、どういう課題があって、どう変えていったらいいんだろうと話をしているのか、わかる範囲でいいので教えてください。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** さまざまな御指摘がありましたのでそれに全てちょっとお答えできるかわかりませんが、まず1つとして、目的につきましては規程の中に再度盛り込みましたように、地域と職員が互いに情報を共有して公共の共通課題の解決に取り組むというふうな内容が目的でございます。

その中でポイントとなりますことが、顔の見える行政ということが1つにあります。やはり市民相談の市役所の相談窓口の一つとして機能していくことはできないかと。そして、できれ

ば地域から逆に呼ばれるように、これはどうなるだろうとなるくらいの関係性を築ければと考えているところです。

もう一つは、行政と市民との橋渡しということで、区長さんは地域住民の方と市の橋渡しになっております。そうすると、地域担当制というのは、担当職員のほうも行政と地域との橋渡しの窓口にならなければいけない、そういう関係性も築いていかなければいけない。

もう一つは職員の意識改革です。なかなか外部の施設等がなくなって、事業課のほかには実際に地域に赴くという機会が少なくなっていると感じております。ですから、机に座っての業務だけでなく、地域に入って地域を見る機会が必要だろうと、そういう目的を持って実施しているものでございます。最初は試行期間でしたけれども、やはりおととして10年という節目を迎えましたので、このままでいいのかというふうな疑問は生じております。ですから、去年は内部的に、総合政策課の内部ですけれども、このままでいいのかということを検討しまして、さらには今年度については庁内検討組織を立ち上げた上で庁内合意を図りながら進めていかなければいけないかなと感じているところです。

そして、見えてきた課題については、説明が少し不足していたかもしれません。やはり行政側の課題と地域側の課題というのがあると思うんですけれども、やはり行政側の課題としては、さまざまな職員がおりますので担当地域によって対応が異なってしまうんですね。地域課題に対して夜の会議にも出席している担当もいれば、特に町内的に問題がないという形の回答があって連絡にとどまっているという職員もいるかと思えます。どこまで地域にかかわるべきかというのは大変難しい問題なのかなと。

その理由としましては、やはり職員の負担というふうな部分がございます。職員についても地域に戻れば地域住民ですので地域の行事やイ

ベントにかかわらなければいけない。さらに、行政としてさまざまなイベントがありますので土日のほうの動員がかかると。そして、さまざまなボランティアなどに参加している職員もいると。そういったことを考えますと、余り大きな職員の負担になっては、この制度が続いていくのかなという不安もございます。

また、地域側の課題というのも少し明らかになってきているのかなと。いろいろ言われていることですがけれども、やはり地域によって全く状況が違うということです。例えば地域リーダーのリードで防災を初め、さまざまな活動に積極的なのとか、盛んなところもあれば、取り組みがほとんどなくなっているところもあるということもございます。

また、よく言われることですがけれども、地域リーダーのなり手がいない。それは現リーダーへの依存度が高い。比較的自由になる高齢の男性の方に地区のことを一任してしまっているのではないかと。

また、夫がいるからと女性がまちづくりに出てこなかったり、そして、若手は仕事に子育て、学校行事等で大変忙しいという理由で出てこない。受け継ぐべき子供がいらないということでもなかなかイベント等も少なくなっている、そういう地域の課題はあります。

ただ、困っているんですけれども少し危機感が少ないのかなというふうを感じているところもございます。

ですから、どのように今後、市民の福祉向上と自治の前進に貢献していくのかというふうになりますと、やはり地域における共助の取り組みの呼びかけとそれに対する行政の支援が必要なのではないかなと感じているところです。

まちづくりを行っていく上で、現在、市が最も必要と考えているのが防災力の強化です。ですから、これまでリーダー講座とかさまざまなことをしてきましたけれども、大きな効果が得

られていないというふうなことも感じています。ですから、もう少し地域に踏み込んだ形で、小さい地域の中に踏み込んでいく必要があるのではないかなというふうなことも考えながら、今後、行政として何ができるのかということを経験の方と一緒に考えていければと考えているところです。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 今現在の庁舎内での課題と職員が感じる地域の課題ということ、まだまだこれからやれることはたくさんあるなというふうにとらせていただきました。

同じように取り組んでいる自治体は、その負担感であったり、じゃあそれをどういうふうにしてやっていくのか、縦割りの行政の組織の中でどう横軸で動いていくのかということを積極的に一生懸命どの地域も取り組んでいるなというふうに思っておりましたので、その中で地域のリーダーがいないというのをどう見つけていくというか、育てていくのかということも取り組んでいましたので、私も他市の中に入り込んだりいろんな事例を研さんしながら、この制度をよりよいものになっていったらいいなと願っていきたくと思います。

次に、用地についての再質問をさせていただきます。

先ほどの御説明をちょっと整理させていただきます。

まずは、平成30年度内に土地開発基金を活用して平成31年2月25日に用地を取得したという回答をいただきました。2月18日に臨時会の招集がありました。臨時会招集後に全員協議会が開催され、看護師養成所開設に向けた進捗状況についての説明がありました。2月18日の全員協議会の資料にあるように、土地開発基金による用地取得について、9月議会の議決により建設用地として決定したことから、年度内に取得

する方針を定め、地権者と用地交渉を進めてきた。設計業務を1年間延期したことに伴い、用地取得と設計の着手が同年度であることが条件とされている地方債の今年度の活用ができなくなった。そのため、土地開発基金を活用し、年度内に用地取得する。9月補正予算で計上した用地取得費と建設事業の債務負担行為を減額し、改めて新年度に予算措置を行う。設計業務とともに新年度で予算化し、一般会計で基金から用地を取得するという説明でした。

2月18日時点の全員協議会において、用地取得を平成30年度内に希望しているという説明だけでした。そして、冒頭に申し上げたように、3月1日の議会において、9月議会で可決した予算を執行部がみずから廃止、減額の補正予算を上程したわけですが、2月25日に売買契約を締結するというのをいつの段階で計画していたのかを伺います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 土地開発基金を用いての土地の取得の決定ということかと思いますが、前年度、2月18日の市議会の全員協議会のほうに、今、叶内議員がおっしゃったような形で私どものほうで進捗状況、内容について報告した形ではあるんですが、その段階で議員の皆様の意見をお聞きした上での土地開発基金を活用した上での土地の取得というような決定に至ったところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 今の説明は2月18日にその決定を、売買契約を締結する2月25日に売買契約を締結するというのをその段階で、いつの段階で計画していたのかということ伺ったわけですが。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 2月18日の市議会全員協議会のほうで、今、叶内議員おっしゃったような形の内容のお話をさせていただきましたが、その前段の2月8日、市議会特別委員会でも同じような形で報告、内容説明、報告させていただきましたので、その段階では私どものほうでは土地開発基金を活用した土地の取得についてはそういった考えであったということでございます。

**3番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番（叶内恵子議員）** 2月8日の審議会。それですね、土地開発基金を活用して平成30年度内に用地を取得するということの行為ということについては、市長が3月1日の補正予算審議において言及しているように、一つの執行手法として条例に基づき議会の議決に付さなくても財産の取得はできます。

しかし、売買契約締結が2月25日に完了しており、土地開発基金からの支出も2月25日に内部決裁をしています。予算の議決は3月1日というのが事実です。3月1日の予算審議において2月25日に売買契約締結が完了していることの説明はなく、しかも、この売買契約が1年延びた場合に所有者が支払わなければならない翌年度の固定資産税の支払いに対する議員の質問に対して、担当課の課長は、今年度の固定資産税については地権者が払ってもいいという回答をもらっていると答弁をしています。ここに疑義をした議員と答弁した担当課の課長の言葉の選び方に、市長の言う執行手法があらわれているのだなと今だからよくわかります。

ぜひ伺いたいんですが、その当時の答えをいただいた課長さん、どのような考えで、またど

のような思いでこのとき固定資産税について答弁をしていたんでしょうか。土地はもう買われていたわけです。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**下山准一議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** ちょっと私も時系列的な説明をきちんと行いたいと思いますけれども、私が全ての資料を持っているわけではないのであれなんですけど、まず、2月8日、特別委員会を開いていただきまして、その中で9月補正予算で議決していただいた用地取得費あるいはその場所も含めて、それについては予算を執行させていただきたいんですが、前からお話ししていたとおり、有利な起債の活用が用地取得だけではちょっと困難だということで、いわゆる設計業務が未発注ということで、これらについては平成30年度中の執行が設計業務の発注等は無理だということで、残念ながら補正予算で減額させていただきますが、平成31年度当初予算で改めて予算を計上させていただいて執行させていただきたいというような流れで来たわけです。

その中で、9月定例会で認めていただいた用地取得の執行については、随時地権者と交渉を行いながら、先ほどの説明があったとおり、大体11月中にはめどがついたんですが、いろんな関係で開校時期を1年間延ばさざるを得なくなったという状況が出てきたということも含めて、平成30年度中の、いわゆる歳入歳出予算での予算執行は3月補正で減額させていただきますけれども、用地の取得については土地開発基金を活用し取得をしたいというようなことを御説明させていただきました。

その際、何で今年度中かというお話だっと思えますけれども、地権者には1月1日が固定資産税の課税の基準日になっているというのが原則です。それを踏まえて、できれば12月中と思っただけなんですけれども、いろいろ税務課とも協議させてもらったら、用地の取得が公有財産で

あれば第1期の納期限まで取得すれば、それは固定資産税の課税はならないという法の制度に基づいて2月25日に契約をさせていただいて、その所有権が、正確に言うと、移転登記が終わった後に所有が移ったというような経過になっております。

したがって、当時の担当課長が12月中の取得を目指したわけですが、それができなくなるおそれもあるのではという答弁をさせていただいたのかなというふうに思っております。

**3 番 (叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番 (叶内恵子議員)** なぜ私がこの時系列にこだわっているかといいますと、ずっとおっしゃっているのが、特別委員会もそうなんですけれども、説明なんですよね。説明をした、説明をした、説明をした。でも、議会に説明した、したと言うんですけど、説明する前にどんどん進んでいるなど。いろいろ調べて見ると、もう進んでいるということがとてもわかるということと、あと説明と意思決定というものを混同していらっしゃるんじゃないかと思うんです。

本来、市の意思決定の機関は議会なんですよね。違いますかね。そうすると、議会の議決が先じゃないですかね。そして、行政にはその一部の裁量権が委ねられている。これは大原則じゃないですかね。その順番というものがとても時系列を追っていくと逆になっているなど。

そうすると、2月18日の全員協議会で説明をした。説明をしたために土地開発基金を財源に土地を先行取得する内諾を得たと。内諾を得たと執行部は捉えているのではないかなと思うんですが、全員協議会は、法令に基づくものではなくはないでしょうかね。法的拘束力はどこを調べてもないんですね。土地開発基金という財源を予算化するための議決は条例で、新庄市の条例で定められているのでそれは不要ですけども、議会の補正予算の議決を経ないで、3月

1日の補正予算のあの議決も経ないで、そして、売買契約を締結したというこの執行手法というのは、地方公共団体の意思を決定する機能としての権限を持つ議会に対してどのように考えている、そのあらわれなんだろうと思うんですね。

3月補正予算の審議の中で、市長は議員の質疑に答えて「いつときたりとも私は議会を軽視したことはありません」と答えていますが、この用地取得の一連の執行手法というのは、議会に対する道義的責任というものは果たしていると言えるんでしょうかと。いろんな資料を集めて登記を見たりする中でどうなんだろうと。ビデオもいろいろ全て見たんですけども、そうすると、やはり若い職員の中からも議会要らないんじゃないかなという声を聞いたりするんですね。この道義的責任を果たしていると言えるんでしょうか、説明をしていただければと思うんですが。（「反問権を行使させていただいていいですか」の声あり）

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**下山准一議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 質問を確認させていただきます。

まるっきり議会を軽視しているのではないかという御趣旨の御発言だったと思いますが、叶内議員にお聞きさせていただきたいのは、9月定例会で用地取得費については御可決いただいたのは議会ですよね。（「はい」の声あり）ということは、予算措置はもうなっているということですよ。（「でも、それを落とされている」の声あり）それは3月1日ですよ。（「ちょっと待ってください」の声あり）

ということで、落とす前に9月の定例会で認めていただいて、それを執行する我々執行部、権限があったわけですが、ただ、先ほどからなる御説明申し上げていますが、いろんな事情の中でもっぱら財源の活用ということだったんですけども、そういう中で1回、先行取得として土地開発基金で市が取得して、それを

今度、一般会計の歳入歳出予算で後ほど買い戻すという手法もあるわけで、決して議会を軽視しているようなやり方ではなく、9月で認めていただいた場所とその値段、その取得価格の予算の中で、一般、いわゆる歳入歳出予算ではなく、土地開発基金で取得をしたということでございまして、決して落とした後で取得したということではございませんから、その辺は誤解のないようにお願いしたいというふうに思っております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 時系列を私も全て並べて、一旦3月1日で補正の減額の修正をされたじゃないですか。でも、買われた金額、要件、買ったものの不動産の要件が議会の議決に付さなくても土地開発基金で購入ができるとあったとしてもですよ、議会の議決って、例えば契約の行為も含まれているんですね、議決内容の中に。一旦この3月1日で予算を落として、落としたことが可決されたわけですから、そうじゃないですかね。可決されたわけです、可決したわけです、3月1日で。9月議会で予算を可決、議会在議決をしたというのは事実ですけども、また3月1日でその予算を減額されたわけじゃないですか、それも事実じゃないですかね。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** いろいろと御心配いただきましてまことにありがとうございます。

時系列の中で副市長が申しあげました9月議会で可決いただいたということは、大変議会の重い可決であるというふうに私どもは判断しているわけでありまして。

さらに、2月8日にお話しし、こういうことで契約を結びますという報告をさせていただきました。それで、3月議会在にそれはどうなのかということで、これまでの開発基金という手法

で買わせていただきましたと。それは先ほど申し上げた、一番最初に申し上げた設計と土地のセットでないと交付金が使えないということで、翌年に予算を持ち越すという提案をさせていただきました。それを議会在がそれはだめですよということで今、現状がこうなっているわけでありまして。ですから、議会在が機能していないわけではなくて、我々が提案した案件を今、否決されている状況だというふうに考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 3月12日の一部否決は、そのとおり事実でございます。その前の2月25日の売買契約締結、この締結の手法、私も自治体の研究者に相談をしまして、そして、この手法というのは通常の自治体の手続としてはなかなかユニークというか、珍しいのではないかと、その中で、やはり何かちょっと違うのかなと思ったものですから質問をさせていただいております。

法的には問題はないと、問題なく手続をされていらっしゃるかと思うんですが、議会对する道義的な部分がちょっと軽視を実際的にされているのではないかと私は非常に感じます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 先ほどから申していますように、議会在の重みというのは大変あるというふうに思っております。3月の補正予算を否決されたということは、当初予算にそれを盛れないと。3月の当初予算の予算委員会等において否決されたということについては、これは議会在の重みであり、今、執行できないという状況であります。買い戻しの当初予算を否決されたということでありますので、現状はその引き続き、それを無視して物事を起こしているということはないというふうに思っています。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 法的に手続に問題がなく進めているという認識で承りました。

その中で、昨日、本会議終了後の全員協議会で市長が言った「瑕疵はない」という言葉は、この大辞林という辞書によると、法的に欠陥、欠点がない。平たく言うと、法的に落ち度がないということになるのかと思うんですが、新庄市の財政規模、きのう、シミュレーションも出させていただきましたが、財政規模に対して未来永劫続けていかなければならなくなる、これほどの大きな事業だと思うんですね。事業であるにもかかわらず、瑕疵はないという手法で進めてしまっていて本当にいいのでしょうか。市民は納得するのでしょうか。財政が潤っていて純然たる黒字であれば手を突っ込んでもよいのかもしれないと思うのですが、財政シミュレーションを見ても、元利償還額のピーク時である令和4年度を境に令和3年度に比較して投資的経費を半分以下にぐんと落とさないと、計算上、帳尻が合わないわけじゃないでしょうか。歳出総額の6%台になっているわけです。そうすると、しかも、それがずっと令和9年度に至ってもさらに縮小させないと帳尻が合わないのだと思うわけです。こんなに長い間、投資的経費を看護師養成所を設置する前の規模に戻すことができない財政のシミュレーションなんですよ。

先日、国立社会保障・人口問題研究所の2040年問題の報告を聞いてきたんですが、ずっときょう言われている少子化、高齢化で今度、さらに人口が減少するという底なし沼の状態になるという話でした。

どうやったら大好きな新庄にみんなが住み続けられるのかということを生懸命考え、やらなければいけない事業がもっとほかにあるのではないかと思います。

以上です。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 八鍬長一議員の質問

下山准一議長 次に、八鍬長一君。

（4番八鍬長一議員登壇）

4 番（八鍬長一議員） 勁草21の八鍬長一でございます。大変お疲れの時間帯ですが、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

初めに、市長の政治姿勢ということでお尋ねしたいと思います。

本当は6月議会でこの質問をいきなりするのはどうかなというふうに私自身思っていました。秋の選挙日程の関係で秋の議会ですから9月議会というんですか、10月議会は市長選挙が終わってからという日程になっていましたので、あえてこの段階で初当選ながらも質問することをお許してください。

既に山尾市長は、昨年12月議会において4選に出馬するということを表明しております。そのことについては、その思いと考え方、本人の感想も含めまして12月の議事録はじっくりと読ませていただきました。就任当時の財政難の取り組みについては苦労があったということでしたが、そのことについては私からも評価をしておきたいというふうに思います。

それぞれ4選目に当たって市長としての政策的な思いについては、その議事録の中で読ませていただきましたのであえて重複はいたしません。私がここでお聞きしたいのは、政治家とし

ての市長たる山尾順紀氏が、4選ですね、一般的には多選というふうに言われると思うんですが、そのことについて山尾さんはどう思っているのか、これについてまず1点目、お尋ねしたいと思います。

2つ目は、今、国際問題となっておりますペットボトルリサイクルの問題です。

あるとき、新庄で研修就労しております若いベトナム人と話す機会がありました。そのときに私はこんな質問をしました。初めて日本に来て、新庄のまちにやってきて一番最初に感じたことは何ですかと。私が思っていたのは、田舎だとか、緑がきれいだとか、東京まで遠いとか、そんな返事だと思っていたんですが、その返事を聞いて、私、びっくりしました。新庄に来て一番感じたことは、まちがきれいなことです。空き缶やペットボトルなどのごみは落ちていないし、花も植えていて新庄のまちはきれいだ。その陰には朝早くから働いているごみ収集の皆さんや市民のリサイクル活動、私たちから見れば当たり前の日常と風景が、世界の若者に共感を持たれている。

そういえば、新庄はボランティア活動も盛んで、早朝から1人やグループになってごみ拾いをしたり、花いっぱい運動にも多くの市民や団体が参加しています。そんな人たちの地道な活動が新庄のまちというイメージをつくっているんだなというふうに思いました。

町並み景観やまちづくりの課題など多くの問題はありますが、私たちは世界に通用するまちをつくっていく気概といいますか、インバウンドが強く言われている中、自信を持って環境先進都市といいますか、環境を大事にしているまちなんだというふうな、そういう取り組みの継続をお願いしたいというふうに思いますし、そういう毎日が続けていけば、当然、教育、新庄から世界に羽ばたいていく若者もたくさんいます。今、どこに行っても日本人が世界で通用

するような、そういう若者をつくっていくということが求められているんじゃないでしょうか。

そこで、本題のペットボトルのリサイクルですが、日本は世界第2位のペットボトルの生産国なんです。その量は年間900万トンという数字が出ていますけれども、見当が付きません。まさに大量消費の象徴だと思います。安価で丈夫な、そういうボトルが世界中に出回っています。それが投げられて川を流れて海に流されれば、マイクロプラスチックになって海の生態系にも影響を与えるということで大きな国際問題にもなっています。

一方、リサイクルについては、主に中国経済の影響が多いんですが、リサイクル自体が赤字になっている実情にあると思います。

そこで、新庄市のペットボトルリサイクルの現状、実情等、今後の課題について、新庄だけでは解決できないこともありますけれども、その辺の基本的な考え方についてお尋ねしたいというふうに思います。

3つ目は、生涯学習と地区公民館についてお尋ねしたいと思います。前議員の皆さん方がそれぞれおっしゃっているように超高齢化社会です。いよいよ人生100年時代を迎えました。健康で生き生き暮らすためには生涯学習の充実がもっともっと求められるというふうに思いますし、人口の多い大都市ではカルチャー教室がどこに行っても満員といいますか、大盛況です。中にはお金を払ってでもそういう自分としての趣味を含めて充実した生活を送りたいというのは、それは国民の願いであります。

新庄市の場合、その拠点となるのは地区公民館がその役割を持っていると思うんですが、新庄市の地区公民館は設置条例に基づいて設置されているわけでありましてけれども、とりわけ八向地区公民館の改築問題については、この数年間、いろいろ市長初め、教育長、それから関係課長がいろんな苦勞はしてきているんですが、

皆さん御存じのとおり、実際には玄関が傾いちゃっているんですね。その老朽化というのは皆さんの知るところであります。30年度、昨年度にははいよいよ調査費がついて改築されるんだなというふうに思っていました、最近になって去年の話は白紙に戻ったというふうに耳にしました。今後、地区の拠点であります八向地区公民館の改築がどう進められていくのか、それについて基本的な考えをお聞きします。

一旦終わります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、八ヶ岳市議の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には市長多選についてということで、9月議会が終わってからにおいては聞けないかもしれないということもございますので、今だということですので私なりにお答えさせていただきます。

おっしゃったとおり、市政を預かった3期目12年になるわけですけれども、当初は本当に財政再建がございました。しかし、私、一度もこのことについてうらみ、そして嘆いたことはございません。先人の皆さんが本当に市の将来を考え、そして投資してきたものだと。投資されたものは取り返さなければならぬという思いでおりましたので、職員の中でもその共有を図ってきたところであります。

特には当時、全国的に風が吹いたのは合併であります。その合併によって財政をしのぐという一つの手法もあり、地域の商工会議所等、さまざまな団体との協議の中で合併を進めるべきだということがございました。しかし、最後、戸沢村も合併はしないということでここに来た後、職員の担当者も非常に疲労感が漂っていたなど。2度目の合併の失敗というふうなことで、しかし、それにめげることなく、この地域全体

のリーダーは新庄市がしていかなければいけないということで共存共栄という言葉がそれ以後ずっと職員会議のところで言うております。新庄の繁栄は郡部なくして繁栄がないと。また、郡部も新庄なくしてその目標がないと。この共存共栄関係というものをきちっと作り上げていく、職員にはこのことを強く申し上げてきたところであります。

その中で、人口減少社会を見渡したときに、経済の縮小ということに対して我々ができることは人口交流の拡大であるということを考えておりました。そこで、経済の縮小を補うための人口交流拡大、言い換えれば「人行きかうまち」をつくりたいと。

さらには、地域の防災力あるいは地域の福祉の連携力、そうしたものを築くために「人ふれあうまち」、そして職員の地域派遣制度、これをもって地域のコミュニティー再生を図りたいと。

さらには、ふるさと学習、地域から人材を育てる、この「人学びあえるまちづくり」の基本理念を掲げて3期務めさせていただきました。

その間、住民の皆さんからよく言われたことの一つには、雇用の場がないということを盛んに言われました。一方で、雇用の場がないということも分かり、また雇用の場があっても知らないという住民の皆さんが多いということに気づかされました。そのことに非常に残念な思いをし、各高校を回りながら企業の実態を訴え、そして、企業訪問をぜひしていただきたいということを申し上げてきたところであります。そうした意味では、ようやくその実が結びつつあり、高校の教員の指導の先生方も市内の企業に目を向けていただけるようになりました。

またこの間、道路の実情も大変変化し、道路期成同盟会を結成して既に30年もなるような状況であり、それを引き継いだわけでありすけれども、ここに来て徐々に徐々に道路の形成が

図ってこられたということで、新庄中核工業団地に法人14社が将来を考えてここに設置をさせていただいたと。雇用においても500人の雇用が生まれたということは大変うれしく思っております。

また、地域の強い要望でありました県立新庄病院の改築についても、知事の英断により再度、新庄市に改築するという事案も出ました。さまざまな問題はあったわけですが、何とかそれをクリアし、県が設置するという事になったことは、大変ありがたく思っているところであります。

また、大きな流れの中で新庄市の昔を思い出すと、明倫中事件ということがあり、心の教育が大切であるということの教育委員会の大きな柱の中で中1ギャップをどうなくすのかと。中学生への不安をどう除くのかということで新庄市教育委員会が小中一貫校を目指し、心の教育を育てるというふうなことで実現したのが萩野学園であります。その萩野学園の子供たちを見ておきますと、高学年のほうが低学年から逆にパワーをもらっているなという感じをいたしたところであります。

さらには、明倫学区の小中一貫校につきましても、今年から工事に入るという段階、これも皆様の御協力をいただいた結果だということで感謝しているところであります。

今、日本が少子高齢化社会という中で、地方自治体の存続という大きな課題に直面しております。本市においても例外ではなく、若者の人口流出にどう歯どめをかけるか、大きなテーマを背負っているような気がしてなりません。

前回、看護師養成所の設置に向けて4年間、全力を尽くしたいということをお約束させていただいたわけです。財源については、基本的に国営水利事業の2億円のうちの1億円を一般財源化し、そして、それを運営費に充てていき

たいというふうなことを公約させていただいたところであります。

過去から新庄市の人口減少、特にここに来て激しいのは高学歴社会であるというふうには思っております。これまでは高等学校を卒業すれば、それはそれで本当に十二分に社会の一員として構成することができたわけですが、日本中が高学歴社会ということで、東京一極集中になったことは皆さん承知のとおりであります。

そんな中で若者の定着を図り、さらには我々が老いていく80、90になっていったときの、その世話をさせていただく、そういう方々をみずから育て上げていくという、そういう自立するこの考え方がとても大事だろうということで、看護師養成所の開校は必ずなし遂げなければならない事業だというふうには思っております。このことは、4期目に対しても引き続き強い思いでいるところであります。

元気と優しさがあふれるまちづくりを進めるという強い信念のもとに、若い人たちがこの地域に夢を描き、取り組むことができる希望のまちづくりを目指してきたところであります。

おかげさまで、電通に派遣して12年目を迎えることができました。きょうも特命チームをつくってはということがありましたが、私から言われることなく、彼らはいろいろな形で組織し、意識し合いながら、地域の中で影、黒子となってまちを本当に動かしつつあるなということを思っております。

そんな意味でいきますと、きのうも申し上げましたが、看護師養成所に若者が本当に夢を持って100名の若者がいる。そうした方々と若者が一緒に若いコミュニティーが形成されたら、このまちの魅力はさらに倍に増すだろうというふうには私は思っております。

4期目を目指すというふうなこと、多選と言われればそうかもしれませんが、1期1期、そ

の都度、自分なりに目標を持って進めてきたところでもあります。

これまで以上に市民の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、行政運営が硬直化することなく、柔軟で機動力のある組織体制を構築しながら、これまで培った国政を含めた人脈、情報に行動力を駆使し、強いリーダーシップを発揮しながら、誰もがこのまちに住んでよかった、一人一人が輝き元気あふれる新庄のまちづくりに引き続き挑戦していきたいというふうに思っております。

今、大きな令和という時代の流れが来たわけでもありますけれども、私はこれまでの成熟社会というものが終焉の時代を迎えてきているのではないかなというふうに思っています。これからは、やはり文化創造の時代に入るべきだろうと。それは、みずからの住む地域の文化をいかに創造し、そこに我々がその豊かさを享受していく、そういう時代に挑戦していかなければならないというふうに思っているところであります。

言葉足らずのところがありますが、一応、第1問目とさせていただきます。

次に、環境先進都市であるためにということで、八ヶ岳市議が本当にさまざまな形でこのことに向かい、そして成果を上げてきたことは当時後輩として十分に認知しているところであります。

その中でペットボトルリサイクルの関係と市民の協働についてであります。ペットボトルリサイクルを含め排出されるごみの資源化、重要だと思っております。これは先ほど御指摘のとおり、この排出の世界的な環境問題ということで中国が禁輸を始め、ことしに入り東アジアでも持ち込まないでくれということが大きな課題となっているわけでもあります。確かに日本がつくり続けて、そして海外に輸出し、また国内でできたものの廃プラをまた海外に送り出すと

いうことがもう目いっぱいになっている状況なんだろうということで、一時期、ゲートボール場跡地のところが満杯になったのも承知しております。受け取り業者が拒否ということで巡回回収をやらなくなったということでもあります。それ以降たまっておりましたが、最近におきましてまた関連の協会のほうで引き取りというか、リサイクルプラザのほうに持っていきまして、そこから業者に引き取っていただいているということで、若干の収益金があるということは、逆にこちらがお金を出して処分しなければならない時代であるにもかかわらず、その業界からは若干のお金をいただきながら少しずつ少しずつ、今ペットボトルを移動しているところでもあります。

ペットボトルはどこにでも持ち運びができる、いつでも水分がとれるという大変便利な特徴があるわけで、販売も500ミリリットル180円、極端に言いますと、ガソリンよりも高いような値段で水が売られているような時代になっておりますが、市民の多くにとっては熱中対策あるいはさまざまな形で利用される大変利用価値の高いものではありますけれども、御指摘のとおり、今後どのような形で再資源化、減量化に取り組んでいくかということは各関係機関の皆さんと話し合いながら進めていかなければならないし、また排出する際のルールを守っていかなければならないというふうに思っています。それは排出するルール、マナーの徹底、周知方法など課題がありますが、学校教育なども通しながら市民の方々への再資源化についてわかりやすく伝えるとともに、環境学習の機会なども設けて続けていければと。

以前から新庄市は「混ぜればごみ、分ければ資源」の考えのもと、ルールやマナーの徹底など市報を全戸配布し、ホームページなどを利用し幅広く周知し、分別指導も行いながら継続的な資源循環社会に向け、市、メーカー、そして

市民の方々が協働した環境政策に取り組んでまいりたいと思っております。

私からは壇上からは以上ですが、生涯学習の拠点である地区公民館につきましては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 八向地区公民館につきましては、昭和40年に建築された施設として老朽化が進む地区公民館を利用いただいている現状であり、施設の早急な改築に向けて地区の方々と幾度も協議を進めてまいりました。

昨年度、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用することを前提に、本合海地域の公民館として現在の地区公民館の敷地内に市が地域公民館を建築し、地域の方々から管理運営をしていただき、地域の方々の公民館であるものの、引き続き八向地区の生涯学習の拠点施設としていくために市が財政支援をしていくこととして進めておりました。

しかし、昨年8月に発生した2度の豪雨災害において、本合海地域の最も低い場所に位置する現在の公民館の敷地内に改築していくことは水害被害を考えた上で大変危険であり、建築場所について再度、見直すことといたしました。災害対応を考えた上で適地を探し、現在地よりも安全な場所として本合海児童センターへ併設することを検討し、地区の皆様の安全・安心な面から地区公民館として市が引き続き管理運営をしていく方向で八向地区の方々と協議してまいりたいと考えております。

また、八向地区の生涯学習をより充実していくために拠点施設となる地区公民館において、これまで以上に地域の方々が集い学び合える場となるよう、さまざまな学習の機会を提供してまいりたいと考えております。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** ありがとうございます。

1点目の多選についての考え方でありますけれども、法律上は議会と二元代表制という日本の地方自治制度ではそうなっていますが、執行権、許認可権、予算提案権、それから議案についてももちろん提案権、それに加えて人事権など、市長という職には公権力が集中しているのが日本の地方自治制度であります。言いかえれば地方自治の大統領といってもいいかもしれません。そこで、議員とは違いますが、そういう公権力が集中するために、当然、多選についての批判は起きます。

そこで、市長としての政治家、山尾順紀さんに、当然でありますけれども市長としての公権力を行使する場合、自分に対してどういう律し方をしているのか、そこのところをお尋ねしたい。一例としましては、例えば飛躍しますけれども、大統領でございますけれどもアメリカの場合には2回までというふうになっておりますし、そのほかのいろんな先進国でも権限が集中している職については、そういう見方がされることが多いと思います。

それから、2つ目、ペットボトルですが、実物を持って行ってどうやってごみに出すかということが環境課のほうでは市民に対してのごみの出し方ということをつくってあるんですが、一番いいのは、一番上にふたがついています。その間に紙がまわりついていきます。この2つは、ふたと周りの紙については燃やせるごみなんです。当然、中に物が入っていますから、特に甘いものが入っているときには、それをさっと洗ってからふたと周りの紙については燃やせるごみにして、ペットボトルはきれいな状態にして出すとリサイクルが非常にうまくいくし、きれいなものというのは、まだ流通の中でそれなりの値段がついて、汚れていると、やっぱり

値段がぐんと落ちるんだそうです。

市長のほうから、桧町の、議会報のあとがきにありましたことについてはお答えいただきましたので、ひとつそういう方向で早目の対応をお願いしたいというふうに思います。

そういう意味では、今後、世界のそういう流れというのは、自然に返らないものをつくらないということで先進国では動いていくと思うんですね。日本でも一時的にペットボトルは焼却してもいいんじゃないかという国の方針なんかもあるようですが、まだ揺れているようでありますけれども、そのところは見守っていききたいというふうに思います。

それから、公民館建設、そういう決断をしていただきましてありがとうございます。地元の人は何と申しますか、ずっとつくるつくると言っておきながらいろんな事情があつて後回しにされてきたということでは、非常にやきもきしています。特にここ3年前ですかね、住民が反対しているものを、絶対来るなどと言っているものはさっさと来て、住民が本当に要望しているものはなかなかできない。そこにもやもや感が非常に漂っていますので、そういう、今回改築するという賢明な判断をされたわけですから、地元の方々と十分な話し合いをした上で生涯学習の拠点としての地区公民館の改築を急いでいただきたいというふうに思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 二元代表制ということで、多く言えば大統領ぐらいの権限があるんだぞと言われてまして、そんなにあるのかなと、私にはそんなに預けられていないなというのが実感であります。

人事に関しては、やはりどなたにおいても非常に気になることでありますので、私は一貫して人事に関しては口を出さないということを通してきております。公平な観点と意見は言いま

す。人事を動かす立場の課もありますので、総体的に1人が動けば2人動かなくちゃいけないという中で最終的な決断を求められるところはありますけれども、それにおいても、この市がうまくいくのか、それで市が機能していくのかという観点から、人事については公平公正を期すということを胸にずっと続けてきたところであります。

何と申しても、やっぱり市民の信頼を勝ち取るには、全てにおいて公平公正であるということが私は大切だと思っておりますし、これまで新庄市の行政の中での決定機関というのが、御存じのとおり、ほぼ政策調整会議というような各課から選ばれた課長と合議を行いながら物事を決定すると。しかし、決まらない、決めなければいけないというようなときには、それは私の意見も当然申すわけでありますけれども、基本的な大きな課題については合議制を基本として進めてきているということでもあります。そうした意味で、権力が集中することにより、いびつな形の政策にならないように心がけているつもりであります。

多選ということ、大統領のような、本当にあれば、うるさいと言っちゃえば終わりなんです。そういうことがないように真摯に対応してきたつもりであります。

先ほど申し上げましたように、もう3期になってしまったのかということで、1期1期を自分の思いの中で行政を通しながらこのまちづくりに挑戦するという思いをぜひ酌んでいただきたいと思っております。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** ただいま議員おっしゃいましたとおり、ペットボトルにつきましては、ふた、ラベルを剥がし軽く水洗いをして出していただくというようなことでマナーの徹底を図るところでございます。やはり今後ともさまざま

まな周知を図りながらマナーの徹底を図っていききたいというふうに思います。

また、ゲートボール場にありますがペットボトルにつきましては、先ほど話もありましたとおり、やはり中国や東アジアで引き受けないというようなことで、経済的な問題でリサイクルに回らなかったというようなことで、仮置き場というようなことで使わせていただいております。リサイクルプラザもがみで引き受けるといったようなことで話が進んでおりますので、今後だんだんなくなっていくというふうに考えております。

先ほど、そのペットボトル焼却というような話でございますが、焼却炉につきましてもさまざまな種類がございます。エコプラザもがみにつきましては余り高温には対応していないところがございますので、新庄、最上につきましては、できるだけリサイクルできるような状態になるよう排出ルールを徹底するような形で進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 八向地区公民館のことにつきましては、平成9年というか、もう二十数年来、地区の方々とさまざまな協議を進める中で、財源の確保の面から紆余曲折を繰り返してきたところでございます。

ただ、先ほど教育長が申し上げたような形で早急に今、本合海にある公共施設の部分ですね、併設なり改築なりの方向で、今、地区の方々と検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 最後に1点だけ。ペットボトルリサイクルについては、市内の障害者

福祉作業所として現在は十分に回っておりますので、それらの雇用も確保しながら継続できるようにお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 散 会

**下山准一議長** 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日7日金曜日、午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦勞さまでした。

午後3時38分 散会

## 令和元年6月定例会会議録（第3号）

令和元年6月7日 金曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 小関 淳

### 出席議員（18名）

|     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 佐藤悦子  | 議員 | 2番  | 庄司里香   | 議員 |
| 3番  | 叶内恵子  | 議員 | 4番  | 八  焯長一 | 議員 |
| 5番  | 今田浩徳  | 議員 | 6番  | 押切明弘   | 議員 |
| 7番  | 山科春美  | 議員 | 8番  | 小関  淳  | 議員 |
| 9番  | 佐藤文一  | 議員 | 10番 | 山科正仁   | 議員 |
| 11番 | 新田道尋  | 議員 | 12番 | 奥山省三   | 議員 |
| 13番 | 下山准一  | 議員 | 14番 | 石川正志   | 議員 |
| 15番 | 小嶋富弥  | 議員 | 16番 | 佐藤卓也   | 議員 |
| 17番 | 高橋富美子 | 議員 | 18番 | 小野周一   | 議員 |

### 欠席議員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

|                   |       |                    |       |
|-------------------|-------|--------------------|-------|
| 市長                | 山尾順紀  | 副市長                | 伊藤元昭  |
| 総務課長              | 小松  孝 | 総合政策課長             | 関  宏之 |
| 財政課長              | 平向真也  | 税務課長               | 加藤  功 |
| 市民課長              | 荒田明子  | 環境課長               | 森  正一 |
| 成人福祉課長<br>兼福祉事務所長 | 青山左絵子 | 子育て推進課長<br>兼福祉事務所長 | 西田裕子  |
| 健康課長              | 亀井博人  | 看護師養成所<br>開設準備課長   | 田宮真人  |
| 農林課長              | 三浦重実  | 商工観光課長             | 荒澤精也  |
| 都市整備課長            | 長沢祐二  | 上下水道課長             | 奥山茂樹  |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 吉田浩志  | 教育  長              | 高野  博 |
| 教育次長<br>兼教育総務課長   | 武田信也  | 学校教育課長             | 高橋昭一  |
| 社会教育課長            | 渡辺政紀  | 監査委員               | 大場隆司  |
| 監査委員<br>局長        | 山科雅寛  | 選挙管理委員<br>会長       | 矢作勝彦  |

選挙管理委員会会長 小 関 孝 農業委員会会長 浅 沼 玲 子  
農事業務委員会会長 津 藤 隆 浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝 口 英 憲 総務主査 叶 内 敏 彦  
主任 沓 澤 真 子 主 任 小 田 桐 ま な み

### 議事日程 (第3号)

令和元年6月7日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問  
1 番 佐 藤 悦 子 議員  
2 番 佐 藤 文 一 議員  
3 番 佐 藤 卓 也 議員  
4 番 庄 司 里 香 議員  
5 番 奥 山 省 三 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

令和元年6月定例会一般質問通告表（2日目）

| 発言<br>順序 | 質問者氏名 | 質 問 事 項  | 答 弁 者     |
|----------|-------|--|-----------|
| 1        | 佐藤悦子  | 1. 国民健康保険税の引き下げについて<br>2. 子育て支援について<br>3. 高齢者の暮らし応援について<br>4. 個人情報保護について | 市長<br>教育長 |
| 2        | 佐藤文一  | 1. 平成31年度施政方針について<br>2. 「市制施行70周年」、「東北山・鉾・屋台協議会」総会について                   | 市長<br>教育長 |
| 3        | 佐藤卓也  | 1. 新庄・最上LINKプロジェクトについて<br>2. 障がい者に優しいまちづくりについて                           | 市長<br>教育長 |
| 4        | 庄司里香  | 1. 子ども食堂について<br>2. 北辰小学校の閉校後の跡地利用について<br>3. 危険家屋について<br>4. 奨学金について       | 市長<br>教育長 |
| 5        | 奥山省三  | 1. 政策提言について<br>2. 指定管理者制度について  | 市長<br>教育長 |

## 開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

上下水道課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 おはようございます。

昨日の小嶋市議の水道料金の御質問に対しまして保留しておりました答弁と、それから昨日答弁しました内容の一部を訂正させていただきたく発言させていただきます。

まず、山形県の水道料金は全国でどれぐらいの順位かという御質問についてであります。日本水道協会の平成29年4月現在の統計資料によりますと、全国の都道府県の家庭用20立方メートル当たりの水道料金では、山形県は4位となっております。ちなみに、1位が青森県、2位が宮城県、3位が北海道となっております。

また、山形県内での新庄市の水道料金につきまして、昨日3位と申し上げましたが、県内13市の中で新庄市は南陽市に次いで2位となっておりますので、訂正させていただきます。

なお、新庄市の家庭用20立方メートル当たりの水道料金は、小嶋議員御指摘のように税込みで4,536円となっておりますので、よろしくお願いたします。

下山准一議長 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は5名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

### 佐藤悦子議員の質問

下山准一議長 それでは、最初に佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1番（佐藤悦子議員） 日本共産党の新庄市議団の一人として一般質問を行います。

初めに、GDP国内総生産の速報値は、消費も投資も輸出もマイナスとなりました。こんな景気悪化の中で消費税増税が行われれば令和の大不況、日本経済自滅の道です。

日本共産党は、消費税増税中止を求め、消費税増税に頼らない別の道を示しています。

大企業に中小企業並みの法人税課税で4兆円、大株主優遇を正して最高税率を上げれば3.1兆円、アメリカ軍の思いやり予算を廃止すれば0.4兆円、延べ7.5兆円の財源が出てきます。

中小企業には手厚く支援をして、最低時給を1,500円に上げ、8時間働けば普通に暮らせる社会をつくることもできます。子育ても社会保障も安心の日本に変えることができます。

今、政治がやるべきは、家計を応援し、格差と貧困を正し、国民があすへの希望が持てる政治への切りかえです。そのために皆さんと力を合わせ、知恵と力を合わせて政治を変えるときではないかと思って頑張っています。

それでは、質問に入ります。内容に入ります。

1番として、3月議会に続きまして、国保税の引き下げについてお聞きいたします。

①として、2018年度の本市の国民健康保険税に比べて、2019年度の県が示した標準保険料率では、負担がふえる内容となっております。具体的には年収400万円、4人世帯では、標準保険料率によれば、新庄市では年間2万8,800円値

上げとなります。新庄市の国民健康保険税の今後の見通しはどうかお聞きいたします。

②として、国民健康保険税の負担は既に負担能力を超えております。引き上げではなく、引き下げこそ必要ではないでしょうか。増税は認められないと思いますが、いかがでしょうか。

③として、国の国保への1兆円の補助増額への政策転換が必要です。それが行われるまで自治体は国の政治から住民の命と暮らしを守る防波堤の役割が求められています。

国保税の引き下げのために一般会計から繰り入れを行って、高過ぎる国保税の引き下げを行う必要があるのではないのでしょうか。

④として、岩手県宮古市では、ゼロ歳児から18歳までの全ての子供の均等割の完全免除を今年度から実施しております。この完全免除の対象は501世帯、836人、予算額はシステム改修費358万円を含め1,833万円だそうです。仮に宮古市と同じように全ての子供の均等割を完全免除する場合、新庄市では対象は何世帯で何人でしょうか。そのための予算はどのぐらい必要でしょうか。新庄市でもこうした先進例に学んで子供の均等割を完全免除に踏み出すべきではないのでしょうか。

2番目、子育て支援についてお聞きしたいと思います。

労働組合の単身世帯の生活調査が行われました。それによると、新庄のような田舎でも東京のような大都会でも月25万円ぐらい必要だということが改めてわかりました。1日8時間、月20日働いてということを経算すると、最低時給は1,500円必要だということです。若者、子育て世代の低賃金、不安定雇用、あるいは長時間労働、こういったことが少子化の最大の原因です。8時間働けば暮らせるという当たり前の社会にしていくこと、そしてお金の心配なく子育てできる国にしていくこと、このことが今求められていると思います。新庄市でできることを

私は提案したいと思います。

1つは、子供の医療費無料化の対象年齢を18歳まで引き上げてはどうでしょうか。

2つ目は、学校給食の無償化を進めてはどうでしょうか。全部無償化にできなくても一部無償化とか、一部助成とか、こういったことも考えてもいいと思います。

3つ目として、就学援助の費目の拡大と支給額の増額、また入学準備金の入学前支給についてどう考えているかお聞きします。

4つ目に、市の学童保育、市の認可保育所に希望しても入れない子供が相当いたと市民から聞かされております。何人だったのでしょうか。それぞれをふやして必要な子供が利用できるようにすべきではないのでしょうか。

3番目に高齢者の暮らしの応援についてです。

私たち日本共産党が市民アンケートを行いました。そこで答えてくださった年金暮らしの方々から「年金だけでは暮らしていけない」、「不安だ」という声がたくさん寄せられました。負担ばかりがふえて、高齢になり、病気になり、介護が必要になったときに年金まで減り続けて、安心して暮らせないような国の状況であります。私は、そうした高齢者の不安に少しでも応えられるような、応援する新庄市にしたいと思っています。

日本共産党としては、低年金の方に月5,000円、年間6万円の年金の底上げで、減らない年金にすることを提案しています。

介護保険の負担軽減も行い、介護で働く人の月5万円の賃上げで介護現場での人手不足をなくすことも提案しております。

新庄市にきょう提案することは3つです。

1つは、要支援の方が受けているリハビリの利用者が倍増し、一人一人に十分な支援ができにくくなっているとお聞きしております。事業者への報酬が低いことが原因ではないでしょうか。報酬を介護保険並みに10割にして、事業者

をふやし、一人一人に丁寧な支援ができるようにしてはどうでしょうか。

2つ目は、要介護の方全員に障害者控除認定証を河北町や山形市が送っております。そのように新庄市でも行って、関係者に節税を図っていただき、介護への負担軽減に努めていただくようにしたらどうでしょうか。

3つ目に高齢者のタクシー券の復活が強く望まれておりますが、それについてどうお考えでしょうか。

4番目に個人情報保護についてお聞きします。

①として、自衛隊に18歳の市民の名簿を新庄市は提供していると聞きました。その提供する義務は本当にあるのでしょうか。自衛隊法施行令は、防衛大臣が要請できるだけで政令である施行令は自治体に義務を課したりして人権を制約することはできないはずで、個人情報保護の観点からは、本人の同意なしに住民基本台帳を自衛隊に閲覧させることは、プライバシー権の侵害になるのではないのでしょうか。

②として、集団的自衛権の行使ができる安保法制イコール戦争法ができてから自衛隊入隊者が減ってきていると聞いておりますが、それは当然だと思います。

市内の中学校で自衛隊に職場体験をさせる学校があると聞いております。その実情はどうでしょうか。教え子を再び戦場には送らないと誓った戦後の教育の原点に反するものではないでしょうか。

3つ目に憲法99条がありますが、この99条の「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」のは誰なのか。見解をここで伺いたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会に係るものについては教育長が答弁いたしますので、御了承いただきたいと思います。

平成30年度に都道府県が国保財政運営の責任主体となりました。このことに伴い、国保制度の安定化を図るために導入された仕組みが、市町村が都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金と市町村に対する都道府県による標準保険料率の提示であります。

標準保険料率は、国保税を賦課する際に参考とすべきものでありますが、実際に保険料率を決定して賦課徴収を行うのは市町村となっております。

本市では、国保税の賦課基準を見直した結果、平成30年度に1人当たりの課税額が県内13市中10位という水準にまで税額の引き下げをすることができました。

また、見直した際の新庄市国民健康保険運営協議会の意見は、3年間は税率を固定すべきというものでしたので、少なくとも次年度までは現行の賦課基準を継続する考えでおります。

国保税引き下げのための一般会計予算からの繰り入れですが、国保税と所定の公費等のみで賄われる特別会計に対し、決算補填を目的に一般会計から法定外予算を繰り入れることは、国保の都道府県単位化に当たり、国が策定した都道府県国民健康保険運営方針でも解消すべきこととされております。

なお、国によるさらなる支援の拡大については、これまでと同様に機会を捉えて要望してまいります。

次に、子供の国民健康保険税均等割額の免除についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、岩手県宮古市では18歳以下の子供の国民健康保険税均等割額を全額免除しております。実施に当たっては、一般財源を用いて実施しており、システム改修を行い免除しているとのことでした。

これを本市に当てはめて試算しましたところ、18歳以下の子供の被保険者数は、平成31年4月1日時点で617人、世帯数は366世帯で、その均等割額は2,120万円となります。システム改修費は100万円以上と考えますと、実施にはおよそ2,400万円が必要となります。この子供の均等割額の減免については、昨年、山形県市長会でも話題となったところがございます。また、全国市長会の提言事項にも取り上げられておりますので、引き続きその動向を注視してまいります。

なお、本市におきましても国民健康保険の被保険者間における負担の公平性や健全な財政運営の確保の観点を含め、今後検討してまいります。

子供の医療費無料化の対象拡大についてであります。市の子育て支援医療につきましては、平成26年12月診療分から中学3年生までの医療費を完全無料化としております。小学4年生以上の外来診療に対する医療費助成については、県の医療給付事業の補助対象とならないため、全額市の財源から支出となっております。

平成30年度の実績では、一般財源からの支出は8,025万8,000円でありました。また、国民健康保険の国庫負担減額調整措置も継続してとられております。

子育て支援医療の基本は、県の制度であり、県に対する制度拡充の要請を行っております。現時点では、市独自でのさらなる年齢拡大の考えはございませんが、今後も県の制度の動向を注視するとともに、他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの入所状況についてであります。放課後児童クラブは公立が4所、民間立は6所となっています。

公立では、入所定員205人に対して238人の申し込みがあり、低学年の優先、世帯の就労状況

などを審査し、入所の決定を行いました。

入所決定の後、新規で申請された方が4人、また1次申請をされて入所できなかった方のうち、退所によるあき待ちを希望する再申請をされた方が6人です。

5月30日現在、10人の方が待機している状況であります。

一方、民間立については、待機児童はございません。ここ数年、女性の就労、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの需要がふえております。民間立との調整、既存施設の改修、学校の空き教室を利用した整備など、受け入れ態勢について新庄市公共施設最適化・長寿命化計画や財政的な面も視野に入れて検討してまいります。

次に、認可保育所の入所状況についてお答えいたします。

本市においては、認可保育所は公立が2所、民間立が7所、小規模保育施設が4所となっております。

4月1日現在、待機児童はございません。

各保育施設における保育については、今年度第2期子ども・子育て支援事業計画を十分に議論を重ね策定してまいります。

続きまして、高齢者に対する支援に関してでございますが、初めに、介護予防日常生活支援総合事業についての御質問であります。

本事業につきましては、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、本人の能力を最大限生かしつつ、従来の介護予防サービスと住民が参画する多様なサービスを総合的に提供する仕組みであり、御質問のサービスについては、利用者がデイサービス事業者などに通い、半日単位でレクリエーションや機能訓練などを受ける通所サービスAで、現在6つの事業所でサービスを提供しております。

現行相当サービスに対し8割の設定は、サービス内容の緩和とサービス提供者の資格要件を

緩和したことによるものであり、介護の担い手に広がりを持たせ、介護の人材不足を解消することにもつながっていくものです。

また、本事業に対する事業所の不足などについて、サービスを計画するケアマネジャーからは、そのような声は上がっておりませんが、今後も引き続き介護現場の現状把握に努め、介護予防の推進に取り組んでまいります。

次に、障害者控除対象者認定書についての御質問でございますが、現在は介護保険の認定を受けている方で、障害者に準ずる程度の方には、申請を受けて所得税や住民税の申告の際に使用できる障害者控除対象者認定証を交付しております。

本認定証については、申請状況を見ますと介護認定者を扶養している方が使用されており、障害者控除対象者本人に対する郵送により実際に使用する方の手に届かない事態も予測されます。

今後は一層の制度周知を図り、必要な方の申請を促進するよう努めてまいります。

次に、高齢者へのタクシー券の助成につきましては、本市では高齢者通院タクシー利用事業として、平成16年度まで実施しておりました。現在、助成は行っておりませんが、昨年度には通院などの市内の移動手段として市営バスまちなか循環線を運行し、交通の利便性の向上を図っております。

また、これまでの土内線、芦沢線においても市内と同じ200円に金額を下げ、利用度の拡大を図っております。

一方で、バス路線の届かない地区があることも承知しております。今後は高齢者の足の確保という観点から有効な移動手段について研究を進める必要があると考えております。

次に、自衛隊の募集事務に関する個人情報の保護についての御質問でございますが、自衛官及び自衛官候補生の募集事務につきましては、自

衛隊法及び自衛隊法施行令の規定に基づき、市が実施しなければならない法定受託事務であります。現在、市は自衛官山形地方協力本部と連携しながら行っているところです。

御質問にあります住民基本台帳の閲覧についてですが、募集事務の実施に対し住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧を許可しております。

住民基本台帳の閲覧に関して本人の同意につきましては、法律上の手続は存在しないものと認識しております。

また、昨年度におきましては、自衛官法施行令第120条の規定に基づく必要な資料の提供依頼として自衛官募集に係る対象者についての情報の求めがあったため、本市の個人情報保護条例に基づき対象者を抽出した資料の提供を行ったところです。この情報提供につきましては、法令や条例に基づく適正なものであり、本人の同意については必要としないところですが、本人から情報の提供について支障がある旨の申し出があった場合には、個人情報保護条例の規定に基づき、当該情報の提供は行わないものと考えております。

憲法99条の件でございますが、日本国憲法は国の最高法規であると理解しておりますが、憲法第99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されております。本市の自衛隊募集事務につきましても、憲法の趣旨にのっとり法令等を遵守して、事務を進めていくものと考えております。

学校関係、教育委員会については教育長に答弁させていただきます。私からの壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 初めに、小中学校の給食費について、一部無償化や助成を含めた形で無償化し

てはどうかという質問にお答えいたします。

以前の一般質問においても給食費の完全無償化についての質問をいただき、答弁をさせていただいているところですが、本市では経済的に困窮した世帯については、就学援助費の中で給食費を全額支給しております。

また、安全で安心な給食を提供するため、調理施設の環境整備を優先することから、現時点において給食費無償化に対する支援の実施の予定はございません。

しかし、給食費の無償化や助成は、子育て支援重要施策の一つとして有効であり、他市町村においても多様な方法で実施されておりますので、今後も国や他市の動向等を注視しながら、本市の現状を踏まえた支援策の方策について、市の教育政策の中で総合的に判断していきたいと考えております。

次に、就学援助の費目の拡大と支給額の増額、入学準備金の入学前支給についての質問にお答えします。

当市において、就学援助事業は学校教育法第19条の規定及び関係法令に基づき新庄市就学援助事業実施要綱を定め、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用の援助を与えることで義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、就学援助を実施しております。

援助費目、支給額については、国が作成する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に準じ、本市の状況に合わせて定めているところであります。現状においては、援助費目の拡大や支給額の増額は検討しておりませんが、財政状況を勘案しながら事業を展開していきたいと考えております。

また、入学準備金については、昨年度要綱を改正し、中学校入学予定者に対して入学準備金の入学前支給を行ったところです。小学校入学予定者に対する入学準備金の支給につきまして

は、課題の研究や本市の状況に合わせた要綱の見直しなど、早期実施に向けた協議、検討を進めているところです。

最後に、市内中学校で自衛隊で職場体験をしている実情についての質問にお答えします。

職場体験学習は、キャリア教育の一環として市内の中学校、義務教育学校で実施しており、職場体験を通して自己の進路や生き方、働くことの意義について考える。さまざまな人とかかわりを通してコミュニケーション能力の向上を目指すなど、生徒一人一人が目当てを持って取り組んでおります。

体験学習先については、基本的に生徒本人の希望を家族の承諾を得て決定しており、市内外の多くの事業所に御理解いただき、受け入れについての御協力をいただいているところです。

自衛隊につきましても、その中の一事業所として昨年度は19名の生徒の職場体験を受け入れていただいておりますが、さきに申しましたとおり、学校において特に推奨しているものではなく、生徒本人の希望によるものでございますので、キャリア教育の中の多様な職業の一つとして御協力いただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、国民健康保険税について、3月議会でも言ったことをもう一度質問させていただきます。

年収400万円、40代夫婦、固定資産なし、子供2人の国保税は年間44万5,500円です。中小企業の労働者が加入する協会けんぽの方が同じ収入で、同じような家族構成で、資産も同じでという場合は、この協会けんぽの個人負担は22万5,792円です。比べてみると、年間同じ収入

の世帯で22万円も新庄市の国保税は高くなっています。

また、別の世帯で年収180万円、40歳以上のひとり親、子供1人世帯という方の国保税は17万4,200円です。同じ収入、同じ世帯で、もしも中小企業の労働者であって、協会けんぽに入っていたとしますと、個人負担は10万5,840円です。比べてみますと、同じ収入、同じような家族なのに年間国保税、新庄市の国保税は7万円も高い状況です。年収、所得に関係なく課せられている均等割、1人医療分と支援分で3万4,400円になりますが、これは子供にまでかかってくるものです。収入を得られない赤ちゃんであってもかかってくる。これは子育て支援に逆行しているのではないのでしょうか。

全国知事会や全国市長会が求めているという先ほどのお答えでしたが、このように新庄市独自で廃止、軽減すべきものではないかと考えますが、どうでしょうか。もう一度お願いします。

**加藤 功税務課長** 議長、加藤 功。

**下山准一議長** 税務課長加藤 功君。

**加藤 功税務課長** 子供にまで課税する必要があるのかというような内容ではないかと思っております。

国民健康保険税は、市町村と県の共同運営で始まっておりますが、保険税の賦課徴収は引き続き市町村が行うことにしております。保険税の賦課方式は、地方税法により市町村が条例で被保険者の世帯の所得のほか、固定資産、家族の人数などを参考にして考慮して決めることとなっております。これは国保制度が発足した当時の被保険者には農家や自営業者が多く、被保険者の所得を正確に把握することが難しかったということで取り入れられたものであると聞いております。

家族の人数に着目した算定方法である均等割は、被保険者であれば子供に対しても課税されております。

一方、会社員が加入する健康保険組合などの被用者保険は収入に応じて課税されております。一方、会社員が加入する健康保険組合など、被用者に対して収入に応じて保険料が決まり、扶養している子供の数に応じて保険料を負担するという考え方はございません。このため、子供が多い世帯の場合、国民健康保険の世帯は被用者保険の世帯に比べ保険税の負担が重くなる傾向がございます。

また、子供はゼロ歳児から医療を受け、大人より医療を受けやすい傾向があります。保険制度の公平性や子育て支援の観点から、収入のない子供にまで保険税を課税するのはいかがなものかという意見が時代の変化とともに出てくることは確かでございます。

そもそも議員御提案の子供に課税しないということにつきましては、現行制度の中で個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、医療保険全体のあり方を検討する中で国で議論されるものだというふうに考えております。市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、医療全体で考え、社会保障全体、まさに税と社会保障の一体改革が必要ではないかと思えます。

この均等割について、平成30年度に全国市長会に対しまして子育て支援の観点から子供にかかる均等割の軽減を要請しているところでございます。国もこうした地方からの提案について、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響を考慮しながらも引き続き議論していくとしているものの、現時点ではまだ具体的な見直しがされていない状況でございます。

本市としましては、国民健康保険の被保険者間における負担の公平性や健全な財政運営の確保の観点から、今後とも検討してまいりたいと存じます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧なお答え、まことにありがとうございます。

宮古市の場合、財源は一般会計からの繰り入れで、ふるさと納税のうち市長お任せ分というのがあるらしくて、そこで充当されているとのこと。

新庄市でかかるお金は2,400万円ぐらいかということでしたので、頑張るやる気になれば、市長がその気になればできることではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

下山准一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 なかなか人数をどこに絞るのかということにつきましては、例えば第1子、全体で18歳以下のお子さんは366世帯、617人となっております。国民健康保険世帯であれば均等割は1人3万4,400円となります。額にしまして、先ほど市長答弁にあったとおり2,120万円ほど要するものとなります。

内訳を見ますと、1人世帯が174人、2人世帯が290人、3人世帯が114人、4人世帯、4人の御家族が24人、5人のお子さんがある世帯が15人となっております。仮に第3子以降を見ますと、3人の子供、4人の子供、5人の子供がいる世帯になりますと47世帯、153人が該当しております。金額にしますと526万円ほどという試算ではございますが、これに対してさらにシステムの改修費を要することから、約700万円近い数字がかかるのではないかと試算しているところでございます。

このように、こういった費用を果たして市町村だけが負担するべきものなのか、それとも誰が負担すべきなのか、そういった議論が大事ではないかと考えているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） すばらしい答弁ありがとうございます。

700万円ですというお話だったと思います。これを誰が負担するかについては、やはり全国でみんな言っているように、国として1兆円ほど補助をふやしてもらえればできるわけですから、それをやれと今運動しているわけです。それがまだ実行されていない中では、自治体が国の悪政の防波堤となってやろうということ全国で30自治体ぐらいがやっていると聞いています。新庄市も子育てを応援すると市長は何かにつけおっしゃっているわけですから、そういう立場からぜひ考えるべきではないかと思いますが、市長はどうですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変ありがたい御質問というふうを受けとめております。税務課長が答弁しましたように、多数のお子さんがある家庭の軽減とか、さまざまな状況を勘案して判断しなければいけないことだと思っております。税の公平負担ということの基本的な考え方があるわけです。先ほど自営業の収入が非常にわかりづらかったといったことが、頭数で掛けるということが、時代の流れの中では確実に税の根源が押さえられる時代に来ているのかなということも勘案し、内部では検討していると答えさせていただきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ検討していい答えを導き出していきたいと思っております。

次に、子育て支援についての就学援助の費目の拡大にかかわってです。

義務教育は無償とするというふうには法律ではなっていますが、教育費の負担は非常に重いものがあります。

ある中学校の1年生の場合は、部活以外で学

校に通学するために必要な金額は約24万円にもなっております。学校運営費や体育文化振興費という名目で保護者から集金されているものもありますが、こういったものは市の教育費で負担すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 就学援助の内容等については、金額も含めて市が決定することとなっておりますが、主に学習に必要なところを手厚くという考え方でおります。おっしゃるように、学校ではPTA関係とか、それからアルバム等、さまざまなその他の経費もかかるところは承知しております。ただ、本当に授業とか、児童・生徒の活動に必要なところ、その部分を手厚く支援していくという考え方でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一** 議長 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 2010年から国の就学援助金交付要綱というのが変わりました、今、課長がおっしゃったとおり、クラブ活動費、PTA会費、卒業アルバム代など、それから生徒会・児童会費、こういうものを就学援助の対象として考えていただきたいというふうに国から示されているように思います。

本市では、ない理由は今おっしゃったとおりなんでしょうけれども、国ではそのための交付金、交付税というか、されているわけなので、義務教育費負担軽減のために考えるべきではないかと思うんですが、その点どうですか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 先ほど申し上げたとおり、各学校によっても、それからクラブによっても費用というものはさまざま異なるものなのかなと思っております。その中で財政上のことを考えていけば、全て実費ということではなくて、

その費目ごと、必要なところを援助しております。

繰り返しになりますが、いわゆる学習、児童・生徒の生活の部分を手厚くしていくというところにお金をかけたいという考え方をぜひ御理解いただきたいと思っております。

なお、その金額と国の補助額の限度内を考慮しておりますが、そこについても今後検討していくことは必要かなとは思っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一** 議長 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 2019年度、就学援助制度の一部単価の引き上げが示されております。例えば入学準備金は小学校は5万600円に、中学校は5万7,400円、それから卒業アルバム代等を新規に補助の対象にしております。小学校は1万800円、中学校は8,700円。そして3つ目は修学旅行費の単価の引き上げも行われ、中学校は6万300円にという提案が示されておりますが、本市ではどうなる模様でしょうか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 今のお話については、限度の単価額の増額ということでの話だと思っておりますが、この正式な通知等の文書が今週になって届いております。それで、現時点では当初予算のところでは検討はできなかったのですが、その文書をもって、この対応については検討しているところであります。

なお、修学旅行等について大きな単価の増額があったんですが、今年度改めて各学校の実情といたしますか、修学旅行費が幾らか、もう一度確認して検討してまいりたいと思っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一** 議長 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 萩野小中一貫校、萩野学園、それから明倫学園ということで、その中で小学校5年から制服代というのが発生してお

ります。男子で4万5,860円、女子で6万6,330円、これは2回購入が必要になることは明らかです。そうすると、これが必要な学校については、新庄市独自で就学援助として考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 今、制服を着用しているのは萩野学園ということで、1校の義務教育学校なんですけど、5年生から制服を着用しております。これにつきましては、例えば私服であっても4シーズン費用がかかるわけで、毎日着るということを考えますと、制服も私服も御家庭ではお金をかけているということになります。それで、現時点ではその制服のために、義務教育学校のために援助ということは考えてはございません。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私服のことで言えば、子育て世代の多くの方は、私も同じだと思っているんですけども、上の大きな子供を持つ親からもらったりして、ほとんどお金がかからないということができているうちがあると思います。少なくないように思います。特に就学援助を受けなければならないかなと考えている御家庭の方は、リサイクルを利用してみたり、親同士のそういう連携を使ったりして私服についてかなり節約を図っていることができていると思います。運動着についてもそうだと思います。

しかし、この制服については、やはりできないんじゃないか、本当は制服を決めないで私服で過ごしていいよというふうに私は決めてもよかったのではないかなと思うんですが、決まってしまった場合、私服で行かせればいじめの対象にもなるわけで、そういうことを考えれば制服がなければ学校に行けないというのがこの学校の当たり前の姿でありますので、制服は必ず買

わなければならぬわけなんです。そういう意味ではやはりかかるものとして準備金みたいなものを考える必要があると思うんですが、もう一度お願いします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 制服につきましては、実際、萩野学園の様子などもお伺いしますと、さまざまな子供たちがいる中で、逆に1年間通して同じ服で助かっているという保護者の方がいらっしゃるということも伺っております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたが、私服の内容によって、いわゆる収入等の御家庭の様子がわかりにくいということもよさがあるということで、保護者の方から御意見もいただいております。

総合的に考えまして、現時点で特定の学校の制服のための支援ということは考えていないということをお理解いただければありがたいと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** わかりました。

次に、高齢者の暮らし応援についてですが、車の高齢者の運転による事故が驚くほどこのごろふえているような気がして、人ごとでないくらいどきどきする思いがあります。

車の運転免許を返上したくでもできないというのが、この新庄市の多くの高齢者の声です。返上した場合、車の運転免許返上者への支援として高齢者タクシー券、月1回から2回でも使えるようにすれば安心して返上も考えられる方がふえるのではないかな。どうでしょうか。これについては。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 免許返上のきっかけにということでのタクシー券の交付という御意見だったと思いますけれども、私もきょうのテレビで安全装置の情報を見て、いろいろハード面でも事故防止について各企業で努力されているなというニュースを見たところ です。

免許返納に関しましては、まず御家族からの話、それから本人が納得しての免許返上ということになるんでしょうけれども、高齢者の福祉タクシー券につきましては、高齢者のみならず、交通弱者、足のないという方の施策としまして今までどおり交通体系の整備ということで整備を進めてまいりたいということでお答えしてきたとおりでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 車の運転免許返上者への支援としてのタクシー券というのが、ほとんどの自治体で行っているように思います。そういう点で、新庄市でもぜひ考えていただきたいと思 います。

憲法99条で憲法を守るのは、国会議員、国務大臣、公務員ということで、安倍首相が憲法9条を変えろというのは、憲法違反ではないのか。どうでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

下山准一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 憲法問題につきましては、国会の中での議論というふうに捉えているところ がございます。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 佐藤文一議員の質問

下山准一議長 次に、佐藤文一君。

（9番佐藤文一議員登壇）

9 番（佐藤文一議員） 改めまして、おはよう ございます。

本定例会、本日2番目に一般質問をさせていただきます。議席9番、市民・公明クラブの新人、佐藤文一でございます。よろしくお願 いたします。

まずは、市民の皆様の御支持をいただき、この場に立たせていただきましたこと、感謝を申し上げます。そして、このたび私を含め5名の新人議員が誕生いたしました。

令和元年、しかも5月1日に議員としてスタートを切れたということをととてもうれしく、そして気の引き締まる思いでございます。

さて、スタートの前、さきの3月定例会にて市長より平成31年度現在、令和元年度所信並びに施政方針の説明があり、現在、市のホームページでも閲覧できるようにもなっております。

しかし、私自身、活字だとどうしても思いが伝わりづらく、新庄市がどこへ、どう向かっていこうとしているのか、全体像を把握できずにいるのが現状でございます。

勉強不足で先輩議員の皆様には大変恐縮では ございますが、いま一度、市長より「人行きかうまち」、「人ふれあうまち」、「人学びあえるまち」の3つの基本理念に分け、新人の私初め、市民の皆様にもわかりやすく思いをお聞かせいただければと思います。

また、このたびの方針につきましては、中心市街地商店街の活性化、いわゆるまちなか活性化の内容が含まれているのであれば、そこを踏まえてお話しいただければと思います。

次に、今年度市制70周年を迎えるに当たり、記念式典を初め、各種事業が予定されているとは思いますが、目的、概要等については、また、今回初めてとなる第1回東北山・鉾・屋台協議会の総会が新庄で行われますが、これについても目的、概要等について質問いたします。よろしく願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきますが、1件目の御礼がありましたので、私からも改めてお祝い申し上げたいと思います。非常に清々しく質問していただいたこと、今後ともよろしく願いいたします。

なお、東北山・鉾・屋台につきましては、総会の件については教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

初めに、平成31年度施政方針についての御質問であります。これまで施政方針の中で市政運営の基本的な考え方として、「人行きかうまち」、「人ふれあうまち」、「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として一貫して掲げております。

「人行きかうまち」につきましては、人口減少社会の中で雇用、交流の拡大を推進し、地域の経済活動を高め、市民の所得向上を図ることで経済力を強化してまいりたいということがあります。これまで市民の皆様から、きのうも申し上げましたが、どちらかというと、「新庄には何もない」、「何もない」と、「新庄には帰ってこなくていい」というようなお話をする先輩をよく耳にすることがありました。ある年になって、大学を卒業するころに新庄に戻ってくるかというようにお話をすると、当時小学校6年、中学校1年のころに父は、「あなたは帰ってこなくていい」と当時言ったのではないかという

ようなことを言われ、愕然としたというお話を先輩から聞いたことがあります。そうした身で雇用創出という観点も含めて企業立地も含め、そこに新庄市のある存在を小さな子供のころからしっかりと教えていくということがとても大事であるということで、雇用の場の確保にこれまで努めてまいりました。

当初、商工観光課という名前で進んでいたわけではありますが、当時内部改革の中で企業立地推進室、これを専門に設けないといけないという判断とともに、平成23年度から企業立地推進室を設け、精力的に関東方面への働きかけを行ったところであります。

そういうふうな誘致に力を注いだ結果、当時77%でありました新庄中核工業団地の分譲率が現在94%まで伸びてきております。

また、エコロジーガーデンでは94%と伸びてきているわけですが、もう一方、この背景には道路がつながりつつあると。新庄湯沢道路、それから新庄酒田道路、新庄東根道路のところ、それから新庄石巻道路、全て新庄が着く起点となっていますが、全てミッシングリンクでつながっていない状況ではありますが、その3本、4本のうち3本が非常に工事が進んできているということで、企業が先に中央交通の要衝である新庄に入りたいということで、分譲が進み、90%まで伸びたと思っております。

また、エコロジーガーデンが、中でk i t o k i t oマルシェが開催され、市内外の人々が集う交流市場として年々来場者が増加し、交流の大きな拠点となっております。このことにつきましては、平成11年のころであります。国の蚕糸試験場跡地を市がどういうふうにそれを引き受けるかという活性化基本計画のもとに将来に向かって進んできたところでありますが、その中におきまして、農林課が主体となつてそれを進めてきましたが、なかなか世の中の流れに乗っていけない、担い手がない、さまざま

な農業の機械化であるとかということで、あそこを1つは商工観光の場所としてスポットを当てるとということで、そのことも商工観光課のほうに蚕糸試験場の跡地を管理すると、最初は南側だけですけども、そこからkitokittoマルシェが始まったというところでもあります。

おかげさまで市内の若い方たちが実行委員会を組んで、みずからの場としてデッキをつくったり、さまざまな自分たちの表現の場として、市としてお手伝いできる場所は、あそこを多くの皆さんに活用していただくためには、きちんと耐震化をしなければいけないという考え方でございました。

工学院大学の理事長でありますけれども、その方に相談申し上げ、登録文化財としての指定の方向をいただいたところでもあります。

現在、産直市場が入っているところは、昨年、第1期工事ということで登録文化財のほうで文化庁から半分の補助金をいただいて、約1億2,000万円ほどですが、6,000万円ほどの補助金をいただいて、改修を図ったところでもあります。これから2棟、3棟という第1次計画に沿って文化庁と協議をしながら、多くの皆さんがそこに入り、活動できる場に設定していきたいと考えております。

次の、「人ふれあうまち」につきまして……、まだ「人行きかうまち」の中にもう一点ございました。

インバウンドによる交流事業を進めていきたいということでもあります。

このインバウンドの取り組みは、新庄市はかなり早い段階から進めておるわけですけども、非常に難しいです。このことは、向こう側の皆さんにどう寄り添って来ていただき、そして満足していただけるかということ、これが非常に難しい課題であるというふうに感じております。

ただ、大きな流れとしては、これまでは銀座、富士山、京都という特Aと言われる観光地から

さらに一般的な奥に奥にという形で外国の方々に来ていたということで、観光情報センター、観光協会で行っている情報センターにも土日を中心に、さらには毎日のように外国人の方が訪れている状況、サービスも外国人対応のために英語のコンシェルジュを置きながら対応しているところでもあります。そうしたことを含めながら、そういう奥まで来られるようになったのは、やはりJRの外国人切符という1週間で自由に全国を動ける切符があるわけですが、それは2万数千円で全て乗れるということで、外国人の魅力になっている。当然JRの十字路である新庄としては、その受け入れを逃すことなく、今、二次交通、最北地区協議会の観光協議会等で二次交通のあり方、宿泊のあり方などについて、今進めているところでもあります。

次に、「人ふれあうまち」につきましては、人口減少社会の中で地域のリーダー不足であるとか、地域の中での地域力が非常に下がりつつあると。人間関係の希薄化が進んでいると。それはとりもなおさず、子供の少子化によりつながる場面、子供会などがあれば、それは町内としてつながる場面がこれまではあったわけですけども、同じ住宅、同じ時期に建てた住宅団地などですと、同じように子供たちが外へ出ていき、その町内自体が高齢化しているというようなことで、マンネリ化という形になり、そしてリーダー不足ということがございます。

市民の生活の安心・安全を図るために、地域コミュニティの活性化や地域の結びつきをもう一度取り戻さなければいけないという地域力の強化をしていきたいということでもあります。

この安心・安全という点につきましては、自然災害が発生したとき、迅速かつ的確に情報を伝えるためにデジタル防災無線を順次設置するというので、行政ができることは2カ年を計画していた防災デジタル無線をことしじゅう、11月末には全ての町内に12時には市民歌が流れ

るようにしたいと、市民歌を流すために設置するわけではありませんけれども、防災というような観点からいち早く情報を伝えるシステムを進めていきたいと思っております。

また、消防団員の活躍というのは、この地域におけるコミュニティーをつくる上で大変大きな役割をしているというふうに私は感じております。

ある火災の現場に行きますと、自分の町内以外のところに火よけとあって、火を最後まで監視する常備消防の最上広域が帰った後は、その非常備消防の一般的な消防団員の皆さんがそこに残り、そして火を監視すると。あの役割を見たとき、これは一町内に任せるべきではないと、市全体でやはり消防団員を支えるべきだというようなことで、小型消防ポンプについては調べましたところ、100台ございます。それを20年かけて5台ずつ順次交換するということを決めたところでもあります。

これまでは、市が1割を町内に負担を求めておりました。例えば150万円の消防であります、町内が15万円を負担するという形になるわけです。これは町内にとっては大変大きな負担と言わざるを得ません。そのことを推しますと、消防の小型ポンプがいざとなったときに20年を超えて、30年選手のはエンジンがかからないなどということがあってはならないということで、古い順に今かえて、4年目を迎えるところがあります。20年という長いスパンではありますけれども、5台ずつを買うことで単価を下げて町内が払う1割の分を生み出して、それを順次交代していきたいと思っております。

やはりこの防災力の強化、その基本となる消防を応援することによって、地域のコミュニティーを、それでは消防力のないところはどうかということのところは、やはり自主防災組織の組織化を進めながら、危険に対する情報共有を図っていきたいと思っております。

先日の質問にもありましたが、地域の触れ合うまち、安心・安全の今行わなければならないのは、防災力の強化だどつくづく感じているところでもあります。

最近のゲリラ豪雨、ゲリラ豪雪、そして押し寄せるであろう地震、そうしたこと、さらにはそのために必要な電源確保、そうしたことも頭に入れながら地域の防災力を高めていきたいと。そして、あと触れ合いという形で地域の福祉力の強化を考えるというのが「人ふれあうまち」への大きな目的であります。

「人学びあえるまち」、まちづくりは人づくりということを昔から言われております。この地域に、ふるさとに関心を持ち、そしてこの地域に私ができることは何なんだというような思いを持つ青年を育て、そして今回の市議のような思いを持って市議会に挑戦し、そして地域をよくしたいと、そういうまさしくまちづくりは人づくりの原点であると思っております。

そんなことで、さらには子育て、人づくり、子供たちの地域に根差した学習、ふるさと活動、さらに歴史、文化、地域の産業、そしてふるさとに誇りを持つ、愛着を持つ人材を育成したいと思っております。それが「人学びあえるまち」の教育力の向上と考えております。

新庄には何もないということがよく言われますけれども、それはとてもぜいたくな話であると、新庄まつりがあるだろうということで、誘客100万人構想を立てたところでもあります。これは無理とか無理でないとかということではなく、意気込みとしてどう多くの方々を受け入れ、そしてつくり手がどういう形でそこに誇りを持ち、表現力をできるかと、市民の皆さんと共有していきたいという思いで誘客100万人構想を立てたところでもあります。

その結果として、新庄まつりが重要文化財に指定されました。おかげさまで祭りが本当に、当時の文化庁の先生のアドバイスで山・鉾・屋

台連盟に加盟しておいたほうがいいですよという一言のアドバイスがあり、加盟していたところ、33団体に選ばれまして、ユネスコ登録になったと。大変市民の皆さんと喜びをともにしたところでもあります。

この3つの基本理念を3つの力として地域基盤力というふうに私は考え、これを土台として市民の皆様とともにまちづくりの課題解決に向けて取り組み、地域の魅力を最大限に引き出し、元気で人に優しく、希望が持てる、誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくりを目指していきたいという思いで施政方針に掲げております。

施政方針の中で、中心市街地の活性化について含まれているかという点でございますが、平成31年度施政方針の中では直接的に中心市街地の活性化については触れてございませんが、まちなか循環バスの運行、中心市街地における空き店舗を活用した新規出店者に対する事業費の補助、これもここ数年でかなりの店舗が実は店舗を開いていると、町なかに開いていると。それから、中心市街地における味覚まつりの開催、さらには令和4年の開校に向けての看護師養成所によるまちのさらなる中心の発展のためということで、看護師養成所の開設準備を進めていることをぜひ御承知いただきたいと思っております。

最近では、地域おこし協力隊と駅前通り商店街によるフラッグの町なかの装飾や市民有志による空き地、空き店舗などを積極的に活用し、まちを盛り上げようとする民間活力の取り組みも行われてきました。これからも町なかにおけるにぎわいの創出に向けて引き続き取り組んでいくとともに、昨年度から考えている障害者に優しいまちづくりに向けても市民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

障害者に優しいまちづくりの原点は、我々超高齢化社会にいて、今は健常者ではありますけれども、もうすぐ我々の時代になりますと、目

が見えない、腰が痛い、膝が曲がる、どっこいしょというような、まさしくみずからが障害者になっていくということでもあります。今、皆さん、その障害者の方々と情報を共有しながら、我々、そして障害者も同じように安心して暮らせるまちをつくりたいと考えているところであります。

次に、市制施行70周年の記念事業についての御質問であります。

本市は、本年4月1日に市制施行70周年を迎えておりますが、この記念すべき節目の年を市民の皆様と一緒に盛大にお祝いしたいと考え、記念式典を初め、さまざまな記念事業を展開することで、市制施行70周年を盛り上げていきたいと考えています。

記念事業を企画するに当たりましては、昨年度から庁内的には若手職員を中心とする庁内検討会議を組織するとともに、さまざまな市民団体や民間企業などの若者が参画する記念事業企画会議を組織し、検討を重ねてまいりました。

70周年のキャッチフレーズは、これまで先人たちがこの地に築き、残してくれた文化、歴史、風土に感謝し、これからも大切にしながらみんなで力を合わせ、これからの新庄市をつくり、未来につなげていくという思いを込め、「ともに歩んだ道、きみと創る未来」と決定し、PR効果を高めるために記念ロゴも制作してまいります。

記念事業は大きく分けますと、記念式典、記念写真展、市民提案事業、冠事業の4つの事業がございます。

記念式典につきましては、名誉市民や国会議員等を初めとする来賓の方々や、先日、表彰規程の中で承認いただいたの方々への表彰、さらには区長、市民団体の方々などをお招きし、10月19日、市民プラザ大ホールで開催する準備を進めております。

式典の中では、これまで市勢の発展に貢献し

ていただいた新庄表彰の授与等も行います。記念式典に合わせ、同館内で市民の方から応募をいただき、新庄の昔の写真や未来に残したい場所などの写真の展示を行う記念写真展をとり行います。

市民提案事業につきましては、市民が企画、実施する事業に対して財政支援と周知、広報支援を行う予定でございますが、予想を大きく上回る16件の応募がございました。一緒に70周年を盛り上げたいという市民の方の思いを大切に、できるだけ多くの事業を実施していただきたいと考えておりますので、今定例会において補正予算を上程させていただいているところであります。

冠事業につきましては、松竹特別公演や味覚まつり、いものこハーフマラソン、そばまつりなど、各課が行う事業の中で70周年を記念して実施する事業に対して市制施行70周年記念事業の冠をつけて実施してまいります。

これら4つの事業を中心に、記念事業を行ってまいります。広報などを通してより多くの市民の方が参加していただけるよう取り組んでまいります。

祭りのほうにつきましては、教育長に答弁させます。私からは、壇上からは以上とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 東北山・鉾・屋台協議会についての御質問にお答えします。

東北山・鉾・屋台協議会は、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された33団体のうち、東北にある保存団体で親睦や観光連携を目的に昨年12月に秋田県仙北市で設立総会を開催し、結成されました。

構成団体は、青森県八戸市の八戸三社大祭山車祭り行事保存会、秋田県鹿角市の花輪ばやし祭典委員会、同じく秋田市の土崎神明社奉賛会、

仙北市の角館のお祭り保存会と新庄まつり山車行事保存会の5団体となっております。

本年第1回総会を新庄市で開催する運びになり、新庄まつり期間中の8月24日に開催を予定しております。

全国山・鉾・屋台保存連合会の総会は、持ち回りで開催地の祭りの時期に合わせて開催されており、ことしは青森県八戸市で8月3日から開催されます。東北協議会の総会についても全国総会に倣い、祭り期間中に開催することとしました。総会、交流会の後、アビエスで宵祭りを観覧していただく予定です。

設立間もない協議会ですが、5団体が連携し、それぞれの祭りによりよい影響をもたらすよう、保存会の方々と教育委員会で連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** 大変わかりやすく説明いただきまして、ありがとうございました。

まずは、今年度の施政方針につきまして再度お話しいただきましたこと、御礼申し上げます。

大分、私個人も全体のイメージ、そして目指すべきところが見えてきたように思います。やはり市民全員が安心して安全で暮らせる、そして夢、希望の持てるまちづくりを目指すことが大事だと再確認いたしました。

そして、まちなか活性化の内容が含まれていることに対し安心いたしました。新庄市のまちづくり総合計画にもあります中心市街地における商業機能の維持と活性化を図りますという基本方針を商店街の皆様、飲食店街の皆様、そして市街地で商売をなさっている皆様のためにも今後ますます推進していただけるようお願いを申し上げます。

近年、お店にもよりますが、商店街を初め、大分疲弊しておるという話をよく耳にします。

早急な手だてが必要な時期に入っていると私は考えております。年に十数回のイベント等で商売は成り立たないのが現状でございます。企業努力、販売促進、方向転換、何事をなすにも資金が必要なのは皆様も御存じかと思ます。

そこで再度質問させていただきます。

現在、新庄市の商店街、また商業に関する小規模事業者向けに活用できる補助金、助成金等があれば教えていただければと思ます。

さらに、TCMのその後の動きがわかるのであれば、こちらのほうも説明いただければと思ます。よろしくお願ひいたします。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 商店街に係る支援ということでございましたが、新庄市において新庄市小売商業振興資金融資制度というのがございます。それについては融資でございますので、当然返済という形になるかと思ます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、中心市街地、なかなか空き店舗等がふえていて、いかに解消するかというのが今、喫緊の課題だと捉えているところでございます。

これについては、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、平成20年7月に商業地空き店舗等出店支援事業費補助金ということで制定しており、今現在で累計で23店舗ほど、その事業を活用しまして、新たな企業が生まれているという状況でございます。

あと、またTCMの部分については、これまで町なかのいわゆる活性化をすべく新庄TCM株式会社ということで立ち上げたところでございます。ただし、今現在やっている部分については、まちなか楽校やまちなかひなめぐりなどの開催等もある中でございますが、なかなかうまく機能していないという部分もありまして、今現在新たな構築ということで、今進んでおるという段階にあります。

さらに、新たな動きとしまして、民間で新庄信用金庫とMINTO機構で立ち上げた新たなファンド、まちづくりファンドというものを3月に立ち上げたということで、これらについては、いわゆる空き店舗のリノベーションであったり、そうした起業される方の資金繰りの応援という部分で立ち上がったということもありますので、そうした事業と私どものいわゆる空き店舗の補助事業と連携しながら今後のまちなか活性化を考えていきたいということで考えているところでございます。

**9 番(佐藤文一議員)** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番(佐藤文一議員)** ありがとうございます。

空き店舗対策も大事なんですけれども、現在営業している店舗の活性化のほうはより大事だと私は考えております。人口減少も問題となっておりますけれども、今度外国人労働者の増加も見込んでいかなければならない時代となってまいりました。

また、高齢者の車離れも深刻化してくる時代になるのかと予想されます。

中心街、地域活性化の大チャンスだと私は考えている次第でございます。国も中心街活性化の実現のため、本格的に内閣総理大臣が本部長となり動き始めているところでございます。それに対しての助成支援の準備なども商工会議所で進んでいる状態でございます。新庄市議会も執行部、そして私たち議員が時代に乗りおくれることのないよう一丸となり、市民の皆様のため、よりよい方向を見出し、この市政をさらによりよく実現することが私たちの使命だと思っております。

続きまして、先ほどの東北山・鉾・屋台協議会についてちょっと御質問をさせていただきたいと思ます。再質問させていただきたいと思ます。

こちらのほう、ただいま5つの組織で成り立っているとありましたけれども、こちらのほうの屋台、例えば八戸三社祭りなどは大変つくり方が新庄まつりと似ているようなこともあるんですけども、こちらのほうとそういう政策との交流みたいなものは今後考えておられますでしょうか。お答えいただければと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** この5つの東北山・鉾・屋台協議会につきましては、5つの団体のそれぞれの担い手のこととか、組織運営、予算とか、それぞれ同じような形で課題を持っているところをお互いに考えながら検討していくということで組織化したところがございます。やはり議員のおっしゃったような形で、八戸と新庄、なかなか似たようなことがあれば、技術的な部分で交流ということも今後考えていかなければいけないのかなと考えているところです。

また、過去から同じ山車を使っているというところもございますので、その辺のいいところとか、技術的な面も相互に東北の近いところがございますので、いろいろ検討していきながらお互いにいい祭りをつくっていくような形で考えていきたいと考えております。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。ぜひ交流を持っていただき、八戸祭りの場合は人形等も自分たちの制作で載せている、私もちよっと見させていただいたときがあるんですけども、人形も全て自分で自作しているというお祭りでございます。こういうことを聞いてよろしいのかどうかあれなんですけれども、再度、年間にゆめりあ歴史センターに飾られている人形の経費というものは、どのぐらいかかっているのか、広域の部分もあるでしょうけれども、差し支えなければ教えていただければと思いま

す。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 歴史センターに展示しております山車につきましては、人形のほうをお借りするというので、年間200……。済みません、金額のほうは後ほど申し上げさせていただきます。市のほうで支出いたしております。済みません。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。

金額のほうはわからないということですが、かなりの金額がかかっているかと思えます。ぜひ八戸と交流をして、自作でつくれるようになれば、そちらの経費も浮いていくのかなという考えもありますけれども、反面、ユネスコ登録になっているということもありますので、人形の数の制限をつくることとか、その分を市で負担していただくとか、いろいろな考え方があると思えますけれども、ぜひ今後そのような交流を踏まえて、よりよい新庄まつりになっていけばいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後、今ありました本来の目的、これを、私も新人ですので初心を忘れないように心に刻んで、今後市政に、市民の皆様のために尽力いたしますので、そちらをお約束いたしまして今回の質問を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ここで市長並びに社会教育課長より発言の申

し出がありますので、これを許可します。市長  
山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 先ほど佐藤文一議員の質問に対しまして防災力の強化ということで、デジタル防災行政無線、11月末に市民歌が流れるということをお願いしたんですが、11月末に48本のポールが立つということで、開始は来年の4月から開始になるということで、倍のポールがなっていますから、ポールの整備がことしの11月末だというふうに訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 同じく先ほどの佐藤文一議員の一般質問の中で御質問のありましたふるさと歴史センターに展示させていただいております2台の山車に係ります賃借料でございますけれども、年間で税別で250万円でございますので、よろしくお願ひいたします。

### 佐藤卓也議員の質問

**下山准一議長** それでは、次に、佐藤卓也君。

(16番佐藤卓也議員登壇)

**16番(佐藤卓也議員)** 皇紀2679年、令和元年6月定例会、一般質問8番目に質問させていただきます市民・公明クラブの佐藤卓也です。

今定例会では佐藤が3人いますので、佐藤卓也です。間違いなくよろしくお願ひいたします。

このたびの統一選挙におきまして、皆様の御支持をいただき、3度市議会議員としてこの議場に戻ってまいりました。

私は、子育てをする世代の目線で「未来の子供たちの喜ぶ顔を見るために」のスローガンのもと、子育てしやすい環境の整備の充実やエコロジーガーデンの環境整備など、市民の皆様と

ともに取り組んでまいりました。これからは人口減少など、課題も多く、かつ新たな時代を迎えるために子供たちの教育の充実やICTを活用した戦略など、10年先、20年先を見据えた次世代の主演、ヒーロー、ヒロインを育てていきたいと考えております。そのためにも執行部の皆様には市民の皆様がわかりやすい答弁をよろしくお願ひいたします。

2019年度文部科学省の新規事業として、高校の探究型学習を推進する国の地域との協働による高等学校教育改革推進事業で、全国で51の高等学校が指定されました。山形県から県立山形東、新庄北、小国高等学校3校と私立九里学園1校の計4校が指定校に選ばれました。各高等学校では国の予算措置を受け、最大3年間にわたって自治体や大学、産業界と連携した探究的な学びに取り組むこととなっております。

この取り組みは、地域課題の解決などに取り組む地域魅力化型や海外研修や先進的な外国語授業を取り入れたグローバル型と実践的な職業教育を行うプロフェッショナル型の3類型があり、全国の数ある高等学校の中、新庄北高等学校が地域魅力化型に20校の1つに指定されました。それを受け、新庄北高等学校が先頭となって新庄・最上LINKプロジェクトを立ち上げました。この事業は、少子化や人口流出などの地域課題の解決に向けて地域の未来を切り開く高い志と能力を持った人材を育てるために、地域の学校と地域住民、そして自治体が共同事業体としてつながりを持ち、最終的には地域に人材が残る新たな人の流れをつくり出すためのプロジェクトです。

2019年度、新庄北高等学校の資料ですが、地域との協働による高等学校教育改革推進事業構想調書の中で、最上地域の課題を3点に整理しており、人口減少の要因である若者の流出について、①地域に対する関心が低いこと、地域の文化や仕事などの魅力を知らないこと。これは従

来の学校中心の学習や部活動では、地域の文化、伝統、産業、そこに暮らす人々の営みについて高校生などが知る機会がほとんどなく、自分の住んでいる地域の魅力もわからないまま進学するなどによって地域外に出ていく。

一方、地域では人口減少、担い手不足が深刻であるとの課題意識はあるものの、大人側が地域での暮らしや仕事の魅力など、高校生に対してほとんど発信してこなかったこと。

②高校生など、地域の若者の活躍の場、役割などが少ないこと。これは、これまでの高校は校内の活動が中心で地域で活動することに積極的ではなかった。また、地域の大人側もイベントの人足の立場で高校生の参加を求めており、企画立案や課題解決の現場に参加を求めてこなかった。

③ICTやAIの活用による新しいサービスの提供。これは、運転免許返納による買い物弱者の増加など、地域の人口減少や高齢化の影響が深刻になっており、依然として課題は山積みしており、課題解決に向けてICTやAI、そしてロボットなどの活用や新しいサービスの提供など、これまでの職場感にとらわれない地域における新しい仕事や働き方を模索し、仕事をつくり出していく人材が求められるとしております。

このことを踏まえ、持続可能な地域を目指すことを目的とし、地域が生き残れるために必要な人材として、郷土愛を持ち、主体性とほどよい協調性を発揮する人材、コミュニケーション力があるリーダーの人材、経済を支え働く場をつくれる人材、これを総じて地域に未来を切り開く高い志と能力を持った人材を生み出し、その人材を育成するために地域の高等学校や地域住民、そして各自自治体がコンソーシアムを構成し、地域に人材が戻る新たな人の流れをつくり出そうとしております。

そこで、新庄市は新庄・最上LINKプロジ

ェクトをどのように捉えているのかをお伺いいたします。

また、地域の大人と高校生が地域のことを本気で語り、学び、交流する場として、ジモト大学がスタートしております。このジモト大学との連携はどのように行うのかをお伺いいたします。

そして、若い世代がさまざまな課題に関心を高め、地域に貢献する次世代の人材育成教育をどのように行うのかをお伺いいたします。

2つ目の質問です。

平成30年度施政方針では、「障がい者に優しいまちづくりを進めていくために、市役所が担っている業務の中で何ができるのかを考え、職員と意識を共有していくための1年とし、平成31年度はこの取り組みをさらに推進するために職員の意識の醸成を図ってまいります」とし、「そのために高い意識を持ち、掲げた目標に向けて全力で取り組んでまいります」とのことでした。

そこで今回は、具体的な取り組みとしてオストメイトのことについてお伺いいたします。

さまざまな病気や障害、事故などが原因で、人工肛門や人工膀胱のことをストーマと呼びますが、このストーマで便や尿の出口を手術により腹の周りに取りつけている人たちのことをオストメイトと呼んでおります。

ストーマは、自分の腸や尿管を使い、お腹に何か特殊な機械をつけているわけではなく、排せつ物を一時的に受けるストーマ装置、これをパウチといいます。パウチをストーマ部位に装着します。食生活の欧米化により大腸がんの発生率が上昇しておりますが、それに比例してオストメイトの数もふえており、平成28年度福祉行政報告によれば、オストメイトの人口は約20万人で、男女比はおよそ6対4、平均年齢は70歳を超えているとのことです。年々増加傾向にあるオストメイトの方の排せつ行為について

は、さまざまな苦勞があるとのこと。具体的には、排せつ物の処理、ストーマ装置、パウチのことですが、このパウチの交換や装着、ストーマ周辺皮膚の清拭や洗浄、そして衣服や使用済み装具の洗浄・廃棄などが考えられます。

このオストメイトは特別なことではなく、病気や事故など、治療により排せつの仕方が変わりましたが、日常生活はもちろんのこと、学校や仕事、スポーツもすることができます。そのためにも肉体的な負担だけではなく、精神的な負担を軽くするためにも機能的なオストメイト対応トイレが必要となります。最上地域でも少ないオストメイト対応トイレ整備と対応トイレの情報発信についてどのように考えているか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤卓也議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

初めに、新庄・最上LINKプロジェクトに関する御質問であります。本プロジェクトは文部科学省が推進する地域との協働による高等学校教育改革の一環として展開されている事業であり、平成30年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界などとの協働により地域課題の解決など、探究的な学びを実現する取り組みを推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図るためのものであります。

このたび新庄北高等学校が地域との協働による高等学校教育改革推進事業の中の普通科を中心とする地域魅力化型に申請し、全国58校の応募の中から指定校20校に選ばれ採択されたものであります。山形県内では地域魅力化型は2校で、東北では4校が指定されております。

先ほど議員のおっしゃった山形東、九里についてはグローバル型に申請し、指定校となっているとお聞きしております。

本プロジェクトの目的は、少子化、人口流出などの地域課題の解決に向けて地域の未来を切り開く高い志と能力を持った人材を育成し、地域に人材が戻る新たな人の流れをつくり出すこととされており、地域探究型学習、ICT技術の活用、キャリア教育、地域連携を行うことができる教育課程の編成を行うものであります。

本プロジェクトは、新庄北高等学校における教育改革としての取り組みであるため、基本的には新庄北高等学校が実施主体となりますが、取り組みの内容に応じて県や市町村、管内の高等学校や企業、団体に組織される新庄・最上ジモト大学推進コンソーシアムが助言・協働を行う形で推進していくこととなっております。

ジモト大学は、これまで8市町村が立ち上げました郡内の職員による政策研究所の発案による具現化をしたものでありまして、最上総合支庁と8市町村との連携により平成29年度から実施し、とらいあにお願いして進めているものであります。

最上地域の高校生が住民や企業との対話や協働を通じて地域課題を理解し、主体的に学習に取り組む姿勢を育むとともに、地域住民としての当事者意識の醸成により将来の定住や地域のリーダーとしての人材育成を行うことを目的としております。

新庄北高等学校では、本プロジェクトの具体的な取り組みの一つとしてジモト大学の活用を位置づけており、学校の単位に認定する予定であることも伺っております。

今後さらにグローバル化や情報化など、社会が著しく変化していく中で地域が一丸となった教育を行うこと、そして将来の地域を担うリーダーを育成していくことは将来にわたり持続可能な社会を目指すため非常に重要な取り組みの

一つであると認識しております。

本市においては、地域に密着した探究型学習の推進に係る協力や支援を行うことで新庄北高等学校の取り組みを積極的に支援していく考えであります。

次に、本市における膀胱、直腸機能障害による身体障害者手帳所持者は約80名であります。その多くの方に対し、日常生活の便宜を図るものとしてストーマ用装具の給付決定を行っております。ここ数年、オストメイト関係団体が実施するストーマ用装具利用等に関する研修会等について、広報依頼を受けて周知を行っております。

この折、オストメイトの方が抱える問題、御指摘にある排せつについても聞き及んでおります。

オストメイト対応トイレについては、全国的に公共施設における設置数は拡大傾向にあります。市内では、市役所福祉庁舎入り口、文化会館、県立新庄病院、ヨークベニマル、ヤマザワ、コメリの各新店舗、ダイユーエイトなどに設置を確認していますが、市内障害者団体でも正確に把握できていない状況であるため、求められるあり方について、当事者団体との情報交換等を踏まえて検討してまいります。

また、このことも含めた障害福祉全般に関し、情報発信は不足していると認識しています。障害福祉の推進のため、当事者だけではなく、ほかの多くの市民にも障害やその福祉について知ってもらうことは非常に重要であります。慎重な判断が必要な場合もありますが、さまざまな角度から障害福祉に関するさらなる情報発信を進めてまいります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** それでは、再質問させていただきます。

まず、初めに、オストメイトについて質問させていただきます。

ただいま市長のほうからオストメイトの場所ですが、さまざま知らせていただきました。私もホームページを見たときに、正直3件しかございませんでした。その3件というのは、県立新庄病院、そして文化会館、そして新しくできたヨークベニマル、この3つしかございませんでした。それにおいてですが、ホームページのほうでも今回市役所内に新しくオストメイト用対応トイレができたという情報がまだ知られておりませんでしたので、ぜひともそういうことにおきまして情報発信をさせていただきます、先ほども答弁いただきましたが、要は肉体的ではなく、精神的なものが非常に強いと思っておりますので、その辺を要は相手の立場になったことを考えていただきまして、まずその情報発信のやり方、まず福祉事務所についてはということでお伺いしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議員** からの質問を受けまして、私も幾つかホームページ等を見ましたけれども、1カ所または2カ所というところにとどまっておりまして、新しく設置されたところについては全く掲載されていない状況というふうに認識したところです。

掲載しているサイトにつきましては、山形県で掲載しているらしく情報、ユニバーサルデザインでのマップの1項目ということでございました。それから民間のホームページになりますけれども、オストメイトJPを見たところ、ヨークベニマルと県立新庄病院ということでした。こちらの掲載に至ったルートですとか、情報提供、どういった経緯でということについては確認してございませんけれども、身体障害者

の方、オストメイトの方が一番活用しているであろうサイトに集約することがまず最善の方法かなということと、それから市独自でもマップなり一覧表という形で作成して発信していくことが肉体的、精神的な患者さんの負担軽減にもつながるのかなと考えているところです。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** わかりました。

特に最近スマートフォンなどで皆さん情報を知り得ますので、要は使っている方がすぐわかるようなところになれば利用のしようがございませぬので、ぜひとも新庄市のホームページなり、場所なりもしっかりと情報発信をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、新庄市以外でも最上郡、要はこれからですと、先ほど来市長が言っているようにインバウンドがふえてきますと、回遊する方が多いと思っております。特に新庄市以外、要は最上郡内でもこのオストメイトの場所が少ないと私は感じたんですけれども、ほかの8市町村とどのような連携をとってオストメイト、これから発信していこうとなされているのかをお伺いいたします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 8市町村との連携ということでございますけれども、観光にとっても新庄市の駅を入り口としました最上地域全体での観光客の受け入れ、それから身体障害者協会を通して県レベルでの横のつながり、そういったことを念頭に置きまして各団体と連携してまいりたいと思っております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** わかりました。

ぜひともこれは皆さんに取り組んでいただいて、こういう場合は新庄市が逆にトップになってもいいような形がしますので、要は知らなければいけませんし、要は知っていただくことが大事だと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

その中において、新庄市の中で市長が平成30年度、昨年になります、職員の中でもそういうお話をしているんだというお話でした。というのは、職員同士が意識を高めることによって、オストメイトという言葉につながります。逆に言えば、課長たち、たくさんおりますけれども、課長さん方からまず知っていただければ横のつながり、縦のつながりに行く前に横のつながりもなければいけないと思うんですけれども、皆さんがオストメイトという言葉についてどのくらい知っているのか。要は総務課長がその辺は責任をとっていると思うんですけれども、ぜひともこの辺はオストメイトという言葉を知っていただく非常にいい機会だと思っておりますので、その辺の教育をしていただき、それがいづれ広がって皆さんに広がっていくものだと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 職員のあり方ということでありましてけれども、オストメイトも含めてそのような方がいらっしゃるということについて、職員が全員認知することで、それを行政に反映させていきたいというふうに考えております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** ぜひともよろしく願います。というのは、多分このオストメイトという言葉は、結局1つの課では解決しないことだと思っております。公共のほうに行けば環境課長、そちらのほうに行きますよね。必ず。それから

インバウンドになれば商工観光課のほうに多分行くと思います。やっぱり皆さんがそれを知っていくことによってつながっていき、何か新庄市のほうで新しく施設を建てたい、新しい工事をしなければいけないといったときに、皆様の頭に一つでもオストメイトという言葉があれば広がっていくと思いますし、それこそ市長がおっしゃっている「障がい者に優しいまちづくり」が新庄市が実践できるものだと思いますので、ぜひともオストメイトのことについて、いろんなことも、知らないこと、ゼロから1にすることが大事だと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新庄・最上LINKプロジェクトについてです。

この事業に対してなんですが、やはり主体的なのは学校のほうだと思います。しかしながら、市民はここでコンソーシアム、共同事業体ということで新庄市がかかわってくることが多いと思いますけれども、その中においてでも先ほど市長のほうから積極的に協力するということだったんですけれども、その辺の協力体制もしっかりしていけないと、要は学校がやっているからという、何か変な形にやっていくのは非常にもったいないと思いますので、その辺の協力体制がどのように今後なされていくのか、もう一度確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** こちらのほうの新庄・最上LINKプロジェクトについては、行政側として一番かかわりの深くなっていくのが総合支庁になります。総合支庁の体制といたしましては、ジモト大学が連携先となりますので、総合支庁を中心に全面的に支援していくということになるんですけれども、市としましては、やはり新庄・最上が一体となったコンソーシアムへ

の積極的な参画、もう一つは市が実施するセミナー、ワークショップへの参画を呼びかけて、地域の大人と一緒に課題解決に向けた対策を考えていただくと、また、新庄北高の動きが市内の他校にも広がっていくような形で支援していく、さらには何らかの形で中学校あたりにも広げていく方策を関係機関と一緒に考えていければなと考えております。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** わかりました。

きのうからの一般質問でもあるとおり、やっぱり地域の方々をどうやって育てていくか、要はしっかりとした素地を育てていくかが重要になってくるのではないのでしょうか。その中においてでも、新庄北高等学校は進学校でありますけれども、やはり進学校であるがゆえにどうしても皆様が大学に行くという理想がありますので、どうしても他地域に行く方が多い。その中において要は大学を出た後、新庄市にどのぐらい帰ってくるかといったときに、新庄市も同じような形で考えておりますとおり、1割しか2割しか帰ってきていない。要は出ていってしまえば、帰ってきていただけないという状況があるので、今回新庄北高校のほうでもこのような大胆な取り組みを多分されたと思います。

特にこの事業は、学習要領が変わる前の段階でこのような事業をやっているということは、やはり新庄市にとっても同じような地域課題があるものと思っています。特にその中においてでも今回LINKプロジェクト、LINKですか、その中においてもLはローカルエリアアカデミックインクアリティ、Iはインフォメーションテクノロジー、そしてNはニューキャリアエデュケーション、Kはキートゥーサクセス、多分もう課長も同じような資料を持っておりますので、わかると思いますけれども、その中においてでも今回新しく私が感じたのは、学校設

定という科目、マイエリアーニングの設定だ  
と思います。詳しく言えば、新庄まつりのはや  
しや作業などで要は単位を取得するという新し  
い授業だと思います。これはかなり新しい授業  
でもありますし、新庄市ともかなり深くかかわ  
ってくると思うんですけれども、この授業をや  
ることによって、今まで参加しなかった方が単  
位をもらえるということで、要は地域に非常に  
参画する非常にいい授業だと思うんですけれ  
ども、その辺もやっぱり新庄市としても大き  
くかわると思うんですけれども、その辺を要  
はことしから始まる3年間ですので、しっか  
り構築して、要は学校と一緒に組んで構築し  
ていただきたいと思いますと思うんですけれ  
ども、その辺の考え方をどのように考えるか、  
よろしく願います。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** この4月に新庄北高の  
先生がお見えになって、こういうプロジェクト  
をやっていくよという説明を受けております。  
その中でマイエリアーニング等も今後やっ  
ていくということですが、具体的な話し合  
いについては、詳細についてはこれからの話  
になりますので、ぜひこちら側としても絶  
好の機会と捉えて一緒にやっていければな  
と思います。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** ぜひともそういう協  
力体制もよろしく願いたいと思います。や  
はり新しい人の流れを生み出す、要は3年  
間ではできないと思うんですが、一番最  
初の一步ですので、その辺のしっかりと  
した連携、支援をしていかないと先には  
進めませんので、よろしく願いたいと思  
います。

その中においてもやっぱり新しく地域の未  
来を切り開く高い志、その中においても先  
ほど来、問題になっている人口減少、人  
口流出とい

うのは、新しい時代が来るものと思っ  
ております。そこにおいてでも、ソサエ  
ティー5.0、これも私が前のとき一般  
質問させていただきましたが、新しい時  
代が来る、要は新しい課題になった違  
う時代が来ると思います。その変貌す  
る社会というのは、課長もわかっ  
ておられ、一番最初、ソサエティー1.0  
は狩猟時代ですよ。要は物を狩って  
いた時代、猟をしてやる時代。そし  
てソサエティー2.0、これは農耕社  
会となっております。そしてソサエ  
ティー3.0、これは工業社会。そし  
て今、つい最近まではソサエティー  
4.0、情報社会ですね。それに次ぐ  
新しい時代5.0、これはまた今まで  
と違う感覚、違う人材が必要となっ  
てきます。その中においても必ず前  
回も言いましたように、IoTだ  
ったり人工知能AIですよ。新しい  
テクノロジーを活用した便利な社  
会、これがソサエティー5.0です。  
そのためにも国のほうでも一生懸  
命考えておられて、要は簡単に言  
えば、自動車の自動走行だ  
ったり、無人ロボットなどを活用  
して、そして、それによって最終  
的には少子高齢化、そして地域の  
格差、貧富などを少しでも解決し  
ようとしています。そういう社  
会が現実に来る中においても、ど  
のように、私たちも考えなければ  
いけない時代が来る、わかっ  
ているわけですから、新庄市でも  
対応しなければなりません。

そのために、急に質問して申しわけ  
ないですが、教育のほうで、要は  
義務教育のほうでやはりこれを育  
てるためにはそれに対応した人  
を育てなければならぬ、そうい  
う教育をしなければいけない  
と思うんですけれども、要はこ  
ういう社会、高校でやるためには  
素地は義務教育、そのうちから  
つくっておかなければいけない  
と私は感じておりますけれども、  
その辺の教科なり、どのよう  
になっているのか、よろしく  
願います。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 今、義務教育ということで、高校の学習と関連させてという話でございました。

今、教科の話になりましたが、小中学校では、今どの教科でもいわゆる探究型学習ということを進めております。簡単に言いますと、教師主導型の一斉授業ではなくて、子供たちがみずから学んで主体的に学習していくというスタイルになります。その5.0との関連で申し上げますと、やはり課題が今複雑で、常に新しい課題が舞い込んでくる時代になってくると思いますが、そういう中で、子供たちが自分で考えて、その課題に立ち向かって仲間と協力して対策を立てていくと。そういう力をつけていくという授業を今、目指しているところですので、関連ということでありましたら、そういうことで説明させていただきます。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** わかりました。

その中においてでも、総合的な学習の中で多分ふるさと学習、今回は皆さんから教科書を借りてまいりました。これ、お借りしたんですけれども、その中においてでもたくさんの新庄のいいところ、副読本の中にはたくさんいいところが載っております。これを見て皆さん授業しているんだなと思えました。懐かしい写真だったり、昔の写真だったり、要はいろんなことが書かれておる副読本でございますけれども、その中で私が一番心配に思ったのが、最終ページになりますけれども、要は人物ですね。私が昔から言わせていただきますが、偉人です。新庄市にはたくさん偉人がございますけれども、この副読本の中には偉人が一人も載っておりません。というのは、ここに載っているのは、名誉市民のみです。新庄市のホームページの中には偉人と名誉市民、名誉市民の方が6名と偉人

の方が8名載っておりますが、この副読本ではやはり載っておりませんし、写真も載っておりません。一番最後のほうには名誉市民以外の方も有名な方がたくさんいます。どなたがいるか調べてみましょう。親切ですよ。これでやっぱり小学校の方が新庄市の方を知るのは非常に難しいと思います。ぜひともこの辺は偉人の方と名誉市民の方、連携させていただいて、ぜひとも新庄市にはこのようなたくさんいい人がいるんだということも知らせていただきたいと思えます。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、要は知らない方が多いんですよ。知っていただくことが新庄市の誇りにもなるでしょうし、こういう方になってみたいというように始まると思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 今、紹介いただいたのが、社会科の副読本ということで3年生と4年生で使っているものでございます。

各学校の総合的な学習の時間については、その学区の中とか、新庄市の中でいわゆる偉人と言われる方とか、地域の有名な方とか、先輩方の人物について学んで、ふるさと学習にしているところもたくさんございます。それでは足りないだろうということで、当時多分名誉市民ということで紹介をさせていただいたものだと思っております。

今、議員おっしゃるように、紹介というよりも具体的にホームページに載っておりますので、その副読本の中に取り入れていくことは十分考えられます。2年に1回改訂しているところで、このたび教科書との兼ね合いもありまして、本年度改訂の準備作業に入りますので、各学校の担当者等含めまして、その偉人についても紹介できるような形で検討を進めてまいりたいと思っております。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしくお願  
いしたいと思います。

なぜこのようなことを言いますかという、  
要はこれから新しいお札が刷られると思います。  
渋沢栄一さんですね。あの方が一番最初の言  
葉が一番有名なのは、「道徳経済合一説」です  
よね。要は簡単に言えば「論語とそろばん」で  
ございます。そのときに論語というのは何です  
かといったときに、やはり人格形成を学ぶこと  
が論語であり、そしてそろばんというのは、科  
学技術を学んで、社会で仕事をして、その価値  
を見出し、国を豊かにすること、その2つが一  
緒になることによって社会が立派になるという、  
渋沢栄一さんが言った「論語とそろばん」とい  
う言葉でございます。

やはり今、学習では知識を学ぶために学ぶ、  
要は勉強するために勉強して、子供たちが何の  
ために勉強するかといったときに大人たちが答  
えられない。やはりそういうことがあってはな  
らない。新庄市はそういう場所ではない。やは  
り勉強するためには何のために勉強するのか、  
それができるのが論語であり、そういう渋沢栄  
一さんが言ったような言葉になると思います。

そのためにも私も前の会派で行ったときに、  
山口県の萩市に行ったときに論語の素読みたい  
なことをさせて、したらいいですかということ  
を今の教育長ではなく前の教育長のほうで多分  
言ったと思うんですけれども、やはりそういう  
心の教育、要は徳を学ぶこと、要は徳というの  
は人のため、世のため、人のために働くこと、  
そういうことがやがて自分に返ってくる、そう  
いうことが学びの一つだと思うんですけれども、  
ぜひともそういう心を育てる学習、知識を身に  
つけるための学習ではなく、心を育てる、それ  
が新しくなってくる新庄に戻ってきたい、新し  
い人の流れをつくるための一助になると私は思

うんですけれども、そういうことを小学校から  
教えていただくことも必要でしょうし、それを  
することによって社会全体の流れが変わってく  
る、要は子供にしっかりとした教育をすること  
で、要はその辺の空気が変わると私は考えます  
けれども、ぜひそういう考えがあってもいいと  
私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 今年も教育委員会として  
は全校に教育の中心、重点は心の教育というこ  
とで、どの学校にも共通理解を図っているところ  
でございます。

今おっしゃった生きる道とか、徳については、  
主に道徳の中身にはなるんですが、全教育活動  
で学校では進めております。今、論語の素読と  
いうお話がございましたが、論語については、  
生きる道という意味では教育課程の中では一部  
国語の教科書の中に取り上げているところもご  
ざいます。そちらは、どちらかといいますと素  
読というよりも読解の音読で理解をしていくと  
いう流れなんです、その中身については大変  
学ぶことが多いと思っておりますので、子供た  
ちのいろいろな読み物の中で目に触れていくと  
いうことは大事なかなと思っております。

また、道徳的な内容とか、生きる道とかとい  
うことについては、ぜひ保護者の方とか、家庭  
と連携して進めていきたいものだなと思ってい  
るところでございます。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） そういう意味でももし  
かしたら図書が足りないこともありますよね。  
今、小学生でも読める論語の本とか、要はそう  
いうところで漫画でも読める教科書もございま  
すし、そういうことが足りないのかなと思いま  
すので、ぜひとも逆に今は子供にお金をかけて  
読ませることも必要だと思いますので、そうい

った図書の整備も十分必要だと思いますので、ぜひそういう図書のほうにも論語の本が少ないとなれば、要はそこに充実、要はお金を充てていく必要もあると思いますが、その図書の、要は増設についてどのように考えるのか、よろしくをお願いします。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** まず、初めてお願いしたいのは、その教科書であります、子供たちのためのものでありますので、必ず返していただきたいと考えております。

今の御質問の図書の整備でございますが、基本的に図書については、各学校で担当の先生方がどういふ本をそろえたいという考え方に基いて整備をしておりますので、教育委員会としてただいただいた御意見をもとに学校のほうにもこういうものをそろえたらいいんじゃないかという方向で助言するような形で進めていければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** わかりました。

もしそのとき予算がないとなれば、私たちも多分そのことについては、補正では反対しないと思いますので、上げていただければ市長なりとも私たちも一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にちょっと聞き忘れましたが、またちょっとそこに新庄・最上LINKプロジェクトに戻らせていただきますが、その中においてでも今回ジモトサミット、昨年からはなさっていると思いますけれども、その中にもコンソーシアムの中のメンバーの中にも新庄市が入っていると思います。ジモトサミットの実施についても取

り組んでいただき、これがやっぱり新しい流れにつながると思うんですけども、特に新庄市には高等機関が、要は大学がないということでしたので、やはりこういうジモトサミット、ジモト大学プロジェクトの重要さが非常に強いと思いますので、このジモトサミットもしっかりとした取り組みが必要だと思うんですけども、新庄市の支援なり、協力体制をよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 昨年度も最上8市町村と総合支庁のほうで連携して地域未来フォーラムという形でサミットのものを開いたと記憶しております。ジモトサミット、これからはさまざまな形でPRしていくことも大切だと思いますので、8市町村が連携して、なおかつ総合支庁が恐らく柱になると思いますので、連携した形で開催していければと思います。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** ぜひともよろしくお願ひします。

あと、これから重要になってきますが、アカデミックインターンシップの取り組み、これも学校主体なんですけれども、こちらのほうは企業説明会や医療・看護系体験など、さまざまなことに対して企業説明会を行ったりして、やはり地元の会社を説明することは必要だと思います。やはり大人も、要は私たち親もそうなんです、地元の会社を知らない、知らなければ紹介できないでしょうし、新庄に帰ってきなさいとは言いつらいと思います。ぜひとも本当にインターンシップの強化も必要だと思うんですけども、この取り組みについて、どのように行うのかもよろしくお願ひします。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** アカデミックインターンシップの取り組みという形でここに記載されているわけですが、実際に新庄市の取り組みの中では、いわゆる今やっているShin-jobということで、中学校全校で開催している、企業については体育館を活用した形で1学年で取り組んでいるところもあれば、全学年で取り組んでいる学校もございますけれども、一堂に会するというところで、十何社程度、まずその企業にお邪魔させていただいて、実際に新庄市内にこういった優秀な企業があるということを知っていただくという部分では今のそれぞれの学校でやっているという中で、議員がおっしゃいましたとおり、逆にお子さんたちはその授業を通して知り得ることが可能なんでしょうけれども、なかなか逆に大人の親御さんたちが、まだまだ知らないという部分があるんじゃないかなということで、ただ、学校によっては親子行事での取り組みという形でShin-jobを開催しているということもありますので、そういった部分で親御さんもやっぱり知っていただきたいということもありますので、ただ、このShin-jobについては、一応今やっている中ではあくまでも平日の開催でやっているところが多いんですけども、企業側もぜひ地元に戻っていただきたいという思いもありますので、もし土日で開催してほしいという学校の要望があれば、それにお応えすべく企業のほうにもお願いして、親子行事であったりとかという取り組みもどんどん広がりを持っていっていただければなという思いがございます。

以上です。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** わかりました。

ぜひともここら辺はしっかり取り組んでいただき、中学校もそうなんでしょうけれども、高校生になりますと、やはり大学生が、大学生の

先ですね。大学を卒業した先に新庄の企業に來たい。新庄に先に目をつけるということは非常に重要ですので、その流れを中学校なり、小学校、そして高校の方と一緒に連携をとっていただきたい。だからこそコンソーシアム、北高だけではなくて、新庄にはやっぱり神室産業高校や東高、南高もございますし、そしてこのコンソーシアムにはやはり東北芸術工科大学や大正大学の先生方もいますので、いろんな意見に取り組んでいただいて、新庄市の発展に寄与していただき、やはり新しい流れ、新庄に帰ってきていただきたいという流れをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後になりますが、市長にお聞きしたいんですけども、こういう流れをつくる、私も今回はオストメイト、「障がい者に優しいまちづくり」に対してもそうなんですけれども、こういうものをする事によって、今、新庄市議会も2つに割れております。要は新しい事業をするとなれば、割れることがあれば、可能であれば市長、ここはしっかり公聴会でも開いて皆さんに市民に説明する、こういうことも必要だと私は思います。新しいものをつくるにしても、私が言っているオストメイトの対応トイレにしても、反対がございましたら公聴会を開いて市民の皆さんに聞き、それで賛否を聞く、それが一つの方法だと思いますが、最後に公聴会を開く、いろんな新庄市の課題について公聴会を開くということはいかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 公聴会のことをテーマに最後に出されたわけでありましてけれども、賛否をなぜとらなければいけないのかというのは非常に難しい公聴会ではないかと、公聴会で住民投票するののかということでもあります。公聴会を開いて一方的に説明をし、賛成反対、例えば反対という

団体の皆さんが公聴会を開いてくれということであれば、どういうことが反対なのかということになるかもしれませんが、今のところ反対ですという市民の皆さんの声が聞こえていない。アンケート等、あるいは新聞の記事等においても反対というのは私のところに届いていないわけなので、議会の皆さんが開け、開けと今おっしゃっているわけですが、市民の皆さんの意見を聞いてどういうふうな判断をされるかというのは、今回の議員の皆さんの責任ではないかなというふうに思っております。

ですから、公聴会というのは賛成反対をとるべきところなのかということだと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 開議

**下山准一議長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

## 庄司里香議員の質問

**下山准一議長** 次に、庄司里香さん。

（2番庄司里香議員登壇）

**2番（庄司里香議員）** 日本共産党市議団の庄司里香でございます。本日4人目、9番目ということで、市長初め執行部の方々も大変お疲れだと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

まずは、市議選にて市民の方々の負託をいただき、市議会にて一般質問をさせていただくことになりましたことを市民の皆様または関係各位の方々への感謝の気持ちを忘れず、公約実現のために邁進していきたいと思っております。

執行部の方々とともに市勢発展のために議論を尽くし、よりよい新庄市となるべく努力してまいりたいと思っております。

では、一般質問に入りたいと思っております。

第1点目に、1番、子ども食堂についてです。NPO法人オープンハウスこんぺいとうが月に1回新庄駅前のフリースペースまちかどカフェたまりばにて開催されている子ども食堂は、食育の観点からだけでなく、地域の大人と子供の交流の場としても必要なものだと思います。

子供は地域が守り、育てるというテーマを持って、また全世代の方々の中で増加傾向にあるひきこもり対策としての効果もあると専門家の先生からも聞いております。

新庄市は、早い時期での活動開始に立ち上がってくださった団体の方々取り組みに敬意を持って、この事業の下支えを市がすることによって市民の中でセーフティーネットとして認知され、本当に助けを求めている方のもとへ必要な情報が届くツールとなることと思っております。

自死防止の点でも防波堤となり得る政策として国や県でも積極的に推し進めております。たくさんの方々の民間の助成金事業に申請書を提出する時間や労力を考えると、子供たちの幸せを願う温かな食事を囲んでの語らいの場所としての事業とは、現状は不安定な運営だと思います。市の考えをお伺いいたします。

新庄市、直接市で助成する考えはどうか。

また、県では今年度から360万円を予算計上し、県内各地の子ども食堂に助成しておりますが、1回当たり1万円ということですが、食材は個人的に寄附してくださる方やフードバンクか

らもあるそうですが、決して資金面でのバックアップが足りているとは思いません。ぜひとも市長のお考えを伺いたいと思います。

第2点目に、北辰小学校の閉校後の跡地利用についてです。

明倫学区義務教育学校の開校に伴い、閉校となる北辰小学校の跡地についての署名運動は学区を越え、300名近くのお名前を市に提出させていただいております。地域の方々へ跡地利用の説明をしていただき、まだ使える体育館や校舎ですので、再利用してはどうでしょうか。

昨年度の一般質問でも、また昨日の小嶋富弥市議の一般質問の際にも回答の中でも、起債の条件の中で一定の面積区分や国の方針といったお話もありましたが、市としてのたたき台の提示や更地ありきといった方向性ではなく、他の選択肢も含めた形での話し合いや説明の場を持って住民の方々の希望に近い形での着地点を求めていただきたいと心より願っております。その際には、地域の方々の負担が少ない形での方向性をとっております。市のお考えをお伺いいたします。

昨年の上上がりの際には、6世帯の方が北辰小学校に避難しております。防災の観点からも存続させてはと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

第3点目です。危険家屋のことについてです。

空き家は個人の財産ですが、管理が不十分な家屋で近所の方々の御迷惑がかかるおそれがある場合は、その解体費用の一部を市が負担することを検討してはどうでしょうか。

空き家バンクは一定の空き家対策としてはよいと思います。しかし、危険な家屋には市で解体に助成金を出すことで活用する方がいるのではないのでしょうか。現に最上郡内では金山町、真室川町、舟形町で、県内では鶴岡市で一定の市民の方からの評価を得ていると聞いております。金山町では施行して5年で26件、舟形町で

は昨年から住宅だけではなく、小屋にも適用範囲を広げ、ことしは17件実施したそうです。市でも安全対策として有効だと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

行政代執行はまだないということですが、放置されて10年を超えた物件もたくさんあり、市で把握しているだけでも170件余りあるとのこと。危険な場所については、パトロールやネットを張ったりして最低限の安全は確保しているそうですが、落屑や崩落の危険は近隣住民の悩みの種であります。子供たちの通学路の近くにあると、御両親初め御家族の方々も心配していると言われております。

空き家バンクは、空き家対策として有効な施策だと思いますが、危険な家屋の解体は市でも対策をしたほうがよいと思います。助成することで解体が少しでも進み、まちづくり、景観もまた市の財産だと思いますので、市の取り組みの方向性をお聞かせください。よろしく願いします。

最後になりますが、4点目は奨学金についてです。

市内には専門学校や大学、短大など、全くないわけではありませんが、新庄には県立農林大学校やコアカレッジなどもあるのですが、圧倒的に足りないと感じます。そのため、仙台や東京、関西圏の学校に進学する方も多いので、その際に奨学金を借りると返済のため賃金の高い都市部に就職する若い方が多いので、市に戻って就職したなら返済しなくてもよい給付型の奨学金を市でつくって、支援するのはどうでしょうか。県でも給付型奨学金はありますが、本年度は新庄市の枠としては約6名ということでした。また、給付といっても10年以内に県内に戻ってきたら半分の給付金を市が負担という形だそうです。もちろん、ことしからということですので、これからの運用実績次第という部分もあるかと思えます。ニーズはあると思えますの

で、枠の拡充の考えはございませんか。市としての方向性をぜひとも伺いたいです。よろしくお願いたします。

以上です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、子ども食堂の運営についての市の考えについてであります。

近年、子ども食堂などの子供の居場所づくりの取り組みが全国で広がっています。本市においても昨年5月からNPO法人オープンハウスこんぺいとうが駅前にあるフリースペースまちかどカフェたまりばで月に1回、子供たちを中心に地域住民に無償または低価格の食事や団らんの場を提供するために実施しております。

昨年6月に発出された厚生労働省通知によれば、子ども食堂のあり方として、子供の食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

県では、ことし2月に山形県居場所づくりネットワークを立ち上げて、実践団体同士の交流や普及啓発を行っております。

市は、ネットワーク応援団体としても参画しており、開設当初から情報発信や職員による食材提供などの協力を行っておりますが、この事業が存続をしていくためには、地域とのつながりがさらに発展していくことが望まれます。

市は、他の関係者へつなげる機能を果たす役割があると考えますので、この取り組みが定着し、継続するよう、今後ともさらに情報発信や定期的な食材確保などの運営ノウハウについての支援を関係各課と連携し、協力していきたい

と考えております。

北辰小学校の跡地問題と奨学金については、教育長が答弁しますので、空き家についてお答えさせていただきます。

近年、少子高齢化、人口減少に伴う世帯数の減少などにより、全国的に空き家が増加しています。適正に管理されていない空き家は、防火、防犯、衛生、景観など、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。

本市では、平成24年12月に新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例を制定し、平成27年5月には空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。

昨年度の対応状況ですが、危険空き家等苦情件数が56件、うち指導によりみずから対応した件数が26件、所有者不明により対応されなかった件数が27件、危険度が少ないなどにより状況を見守るとした件数が3件、市で応急措置を行った件数が6件となっております。

今後の対策として、平成29年度に策定した新庄市空家等対策計画に基づき、空き家の防止管理、利活用など、空き家の適正管理を推進してまいります。

解体への補助制度についてであります。一義的には所有者に連絡をとり、適正管理と自主解体を促していくことが最も重要と考えております。さらに危険性が高いと判断した場合や冬期間の落雪の危険がある場合などは、現場の状況を確認しながら、応急措置の対応を速やかに講じ、助言、指導、勧告、命令など、場合によっては代執行なども検討しながら市民生活の安心・安全を確保してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** まず、北辰小学校閉校後の跡地活用についてお答えいたします。

明倫学区義務教育学校開校後に閉校となる予定の北辰小学校の跡地活用につきましては、議員御指摘のとおり、北辰小学校校舎等の活用を希望する地域住民の会より、北辰小学校の校舎や体育館、けやきの森の今後の取り扱いについて、ぜひ地元住民の声を反映してほしいといった内容の要望書をいただいております。

また、その一方で、学区住民の意見を収集、協議し、北辰学区全体の意見としてまとめ提言をすることを目的とした北辰学区学校づくり協議会が平成29年4月に立ち上げられ、これまでに4回の協議会が開催されました。

この協議会においては、これまでに北辰小学校の保護者を対象とした跡地活用に関するアンケートを実施し、また学区内の各区長さん方に町内会総会等での話題提供と意見収集をお願いするなどしながら、学区全体の意見を取りまとめるための協議が現在行われているところであります。

この学校づくり協議会の中で、本市の基本的な考え方として、校舎等の建物については解体の方向で考えており、その後の跡地活用については、これまでの本市の活用事例をお示ししながら、角沢ふれあい広場のような形ができるかどうか、学校づくり協議会の皆さんと話し合いながら、その方向性を見定めていきたいとの考えをこれまで示させていただいておりました。

地域の皆さんの御意見もさまざまある中で、その取りまとめに苦勞されているようでありますが、夏ごろまでに学区全体の意見を取りまとめ、意見書が提出される予定でいるようでありますので、その動きを見守っているところであります。

なお、学校づくり協議会からの意見書につきましては、現在指定避難所となっており、昨年夏の豪雨災害時には避難所を開設した体育館は残してほしいといった内容の方向で調整が進められているようでありますので、意見書が提出

された際には地域の皆さんの声をできるだけ反映させていくということを念頭に置き、学校づくり協議会の意見書に基づいた調整、協議を丁寧な、かつ慎重に重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、奨学金についてお答えします。

本市では、平成29年度から最上8市町村の協定締結により、看護師の地元定着を狙いとした看護師育成最上地域修学資金制度を実施しており、これまでに3名を奨学生としておりますが、今年度についても現在3名の方から応募をいただいているところであります。

この制度は、卒業後10年間のうちに5年間、最上地域に居住し、最上地域の医療機関等に看護師として就業した場合に、返還金を全額免除することとなっており、この春に1名が養成校を卒業しておりますが、5年後までに免除となるかが判明する予定であります。

なお、この制度につきましては、令和4年4月開校を目指す看護師養成校が開校した際には、当該養成校の学生を対象とした制度に移行することが8市町村での取り決めとなっております。

また、新庄市ふるさと創生人材確保事業につきましては、理工系学部に進学した学生を本市の製造業事業所に呼び込むことを目的として平成24年度から実施しておりますが、協定の締結により、最上育英会に事務委託しております。

平成26年度に看護系を、平成28年度に保育系を増設させていただいておりますが、これまでに理工系14名、看護師系4名、保育士系7名、計25名に貸与を行っております。このうち理工系5名、看護師系1名、保育士系5名、計11名が卒業もしくは大学院進学などで貸与を終了しておりますが、保育系の3名がこの4月より保育士として本市で活躍されております。

なお、この事業につきましては、卒業後6カ

月以内に市内の事業所に就職した場合には、奨学金の半額を免除することとしておりますが、返還据置期間を2年間設定しておりますので、奨学金返還の一部免除開始時期は、早くても令和3年度からの予定となっております。

さらに、平成28年度からは県と連携して山形県若者定着奨学金返還支援事業を始めております。この事業は、県と市がそれぞれ2分の1出捐して県が基金を造成し、卒業後6カ月以内に県内に居住して、助成対象分野に就業し、かつ3年間以上継続して居住して就業した場合に奨学金の返還を助成する事業となります。

現在までに18名が助成候補者として認定されており、早ければ令和3年度から助成が開始される予定であります。

このように、貸与型ではありますが、条件によっては全額給付型、もしくは一部給付型と同じ扱いとなる事業や奨学金返還の一部を支援することによって、一部給付型と同じ扱いになる事業を実施することにより、次世代を担う若者の地元定着を目的とした奨学金制度の充実を図ってまいりました。これら奨学金に関する事務事業は、将来有望な人材を育成する上で欠かせない制度事業であることから、今後とも関係機関等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 大変丁寧にお話しいただき、ありがとうございます。

第1点目の子ども食堂についてです。再質問をお願いいたします。

保健所の指導として、1回20名までとお聞きしております。この点についても改善するために設備の改善などの計画はございますでしょうか。

また、回数をふやすなどの計画についても市

としてのお考えをお聞かせください。

また、福祉バスの利用を要望されているとお聞きしております。実施に向けてのお考えをお聞きさせていただきます。

2点目の北辰小学校の閉校後の跡地活用については、再質問ではここに新庄市の指定の、ここにあるんですけれども、新庄市の指定の避難所の一覧表があるんです。北辰学区については、先ほど教育長がお話しされたように、北辰学区については北辰小学校以外の避難所はありません。現在も一応指定されているものはないんです。この部分について、防災担当の方から県の施設も避難所にはなることがあるというふうにお聞きしております。ただ、今この北辰小学校1つしかないのも、ぜひともこの観点からも、市民の安心や安全を担保する上でぜひとも残していただきたいと再度お願いいたします。

それから、最後になりますが、危険空き家についてです。3点目です。済みません。

地元の仕事としても助成することで活用される方がいれば、解体事業者の後押しにもなると思うんです。ぜひとも全部が予算計上できなかったら、モニター実施など、そういう点でも考えていただいたらいいなと思います。ぜひとも前向きなお考えをお聞きしたいと思いますので、再度質問、よろしくお願いいたします。

最後になります。奨学金についてです。

私自身も、大学や専門学校が少ないことで若い方が流出するという定義は市長と同じです。同じように思っております。ただ、今すぐできることがあるとしたら、とりあえずできる対策としたならば、給付型の奨学金ではないかなと思っております。ぜひとも前向きに拡充に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

看護師養成校の重要性も認識しております。他の職種にも広げられる可能性というところでは、給付型の奨学金制度は先ほどの教育長のお話のとおりすぐれていると思っております。ぜ

ひとも拡充のお考えをお聞きできたらありがたいです。どうかよろしく願いいたします。

**西田裕子**子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、  
西田裕子。

**下山准一**議長 子育て推進課長兼福祉事務所長  
西田裕子さん。

**西田裕子**子育て推進課長兼福祉事務所長 子ども  
食堂の運営についての御質問でございます。

まず、初めに、設備の拡充の点でございますけれども、この行っている場所が、山形県の若者支援男女共同参画課でありますところの若者相談支援拠点施設設置運営事業として委託を受けて行っている場所でございます。そちらのほうの委託料もこちらのほうのたまりばのほうには運営費として投入されているところでございます。

場所としてもまた定着してございますので、なかなか移転ですとかといったところは難しいのではないかと考えております。

さらに、この場所を借りて行っているということで、設備の改修についてはちょっと難しいのではないかと考えております。

それから、2点目、日数をふやすといった点でございますけれども、今のところ1回を1万円から2万円で運営できればいいといった内容のところ運営をしております。日数をふやすためには、またそれに見合った運営費等も必要になってまいります。

今、たまりばのところ、オープンハウスコンペいとうですけれども、民間の基金を活用して行っているところです。ただ、同一事業に複数の活用はできないといった制限もございます。

先ほど議員がおっしゃいました県においての新たな補助金でございますが、こちらのほうも1回につき上限1万円ということで、しかもやはり他の基金や市町村との併用はできないとされているといったところもございます。

子ども食堂につきましては、地域住民の交流

拠点に発展するといったこともございますので、取り組みに関しては、今のところ市としてはやはりさまざまな農業団体ですとか、地域の組織ですとか、地域住民の方ですとか、そういったところと協力してやっていく、そして展開していくことが大切だと考えております。

先日ですけれども、産直まゆの郷の協力が得られるといったことになりまして、月1回、その行われる日の前の日に食材等を提供していただくということになりました。そういった取り組みがまた今後ふえていくようなことが理想だと考えております。そういったことをコーディネートといいますか、間に立って支援していくのがまた市の役割だとも考えているところです。

また、3つ目にありました福祉バスの利用についてということですが、やはりどうしても来てほしい児童たち、それと若者の皆さんがバスを利用することにちょっと気おくれしないかといった心配もしています。自由においでくださいといったスペースでもございますので、こちらのほうは今のところのやり方を踏襲していくという形、もしくは山形市におきましては今年度3カ所ふえまして、市の中で12カ所開設しています。そういったような、施設がふえるといったことも念頭に置いた上で運営を援助していければなと思っております。

ただ、やはり今後経費の補助につきましては、そういった地域の方々との運営の協力などを得ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**武田信也**教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

**下山准一**議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也**教育次長兼教育総務課長 それでは、再質問の2点目でございます。

北辰小学校の跡地利用につきまして、指定避難所の観点からというお話でございました。

指定避難所につきましては、その北辰学区には現在1つしかないという実態は、確実に私どもも把握してございます。その実態をきちんと把握した上で、指定避難所を考えていく際には教育委員会だけで考えていくことはできないこととなりますので、関係課と調整をしながら考えていくこととなると思うんですが、まずは学校づくり協議会のほうで、そういった話し合いにもなっております、方向的には夏ごろに出るものと思われる要望書に避難所という観点のもとに体育館を残してという方向で調整されているようでありますので、学校づくり協議会のほうで意見を出された後であります、細かく丁寧に話し合いを進めさせていただきながら、その方向性を見定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** ただいまの避難所の件についてでございます。

地域的には北辰小学校とまたちょっと場所的には離れますが、小泉公民館も指定しているところでございます。

議員がおっしゃいましたとおり、県の施設も考えられるのではないかなというようにござりますが、やはり地域的に市の施設が手薄なところもござります。地域からの要望等、この県の施設を使わせていただけないかというような意見があることも承知しております。今後、県の施設を使うためには、やはり当然県との打ち合わせをかなりしていかなければいけませんし、その取り扱い、例えば鍵だとか、責任問題、そういうのも含めて県と打ち合わせをしていきたいというふうには考えております。

それから、空き家の解体についてでございます。

議員がおっしゃいましたとおり、解体を考えている所有者につきましては、補助金制度は大

変大きな有効な手段であるというふうに認識しているところでございます。

今まで取り組んできました空き家対策としましては、やはり一番は持ち主に責任があるというふうに考えております。その中で粘り強く説得、話し合いをしながら解体まで進んできた経緯もござります。今後とも粘り強く適正管理をお願いしていくという姿勢で進んでいきたいと思っておりますので、御理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 4点目の奨学金のことで寄附型を実施していくべきといったお話でございますが、県内で給付型の奨学金を実施しているところが主に、県のほうで高校生を対象とした奨学のための給付金というものは実施されておりますが、そのほか大学、山形大学でありますとか、それから県内の高校で、学生を対象とした成績優秀者であるとかといったところへの給付型の奨学金は実施されているようであります。

そのほか、財団等で行われているものがありまして、これについても主に高校生を対象としております。

自治体ではどうかなというところなんですが、県内の自治体で給付型の奨学金を実施しているところが村山市、そして河北町、酒田市でやっているようではございますが、基本的に市民税の非課税世帯の方であるとかといった低所得者の方に対しての奨学金が主なところだと思います。ことしから始まったのかなと思っておりますが、日本学生支援機構のほうでも低所得世帯に向けた給付型奨学金を行っているところなのかなと思っております。

実際に、先ほど教育長の答弁にもございまし

たが、自治体のほうで実施している条件によっては給付型になり得る奨学金制度、山形県で言えば医師を目指す者に対するもの、または看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士といったところへ一定期間従事することによって免除しますよというような貸与型の奨学金がございます。新庄市においても先ほど申し上げましたような制度がございますが、そのほか鶴岡市であるとか、遊佐町などにおいてもその一定の条件を満たせば給付型と同じ扱いとなるような奨学金を実施しております。基本的に自治体でこのような制度を行う場合には、税を財源とした形でやっていくことになると思いますので、ほかの自治体についても新庄市と同様、貸与型ではありますが、条件、帰ってきて何年か勤めれば免除になりますよというふうな条件によっては免除型に該当するような奨学金をやっておりますので、現在のところ給付型ではありませんが、貸与型で、しかも条件によっては免除型の扱いになるようなものを進めてまいりたいと考えております。

また、他の職種へも広げていくべきというお話でございましたが、現在の新庄市で実施しているものについても課題がございます。先ほどの教育長の答弁にもございましたとおり、ふるさと創生人材確保事業については、貸与終了者11名のうち、3名だけ帰ってきております。そのほかの方は関東圏であるとか、県外、県内の方もいらっしゃると思いますが、なかなか帰ってきていない。そして看護師育成最上地域修学資金制度につきましても、お一人、ことしの春、卒業されましたが、やはり関東地域の病院に勤められて、すぐに帰ってきていただけなかったということで、なかなかお金だけで人の心をつかむことはできないのかなというふうに奨学金の担当としては考えております。

これをどうやって奨学金を貸与している子供、子供でもないんですけれども、対象となってい

る方たちに新庄市に帰ってこられるような魅力的なものを発信できるのかなというところが一番の課題となっておりますので、その辺を、その課題を何とかしてからほかの職種のほうに広げていくべきなのかなとは考えております。

先ほど教育長の答弁にもございましたが、看護師養成のほうの修学資金制度については、令和4年4月開校を目指す看護師養成校が開校した際には、その学生を対象とした制度に移行する。それがまさにお金だけではなくて、学校においてこちらのほうに残る魅力を植えつけながらも、その奨学金制度も併用しながらという形で人の心をつかまえていける一つのいい方法なのかなと思いますので、そういうことも期待しながら事業のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 次に、庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 再質問に対して、皆さんの真摯ですばらしい御説明ありがとうございます。

一番最初の子ども食堂についてのお話の中で、委託料ということが出てきましたけれども、せめて委託料だけでも助成してあげるとかということは難しいものではないでしょうか。

それと福祉バスについてということでお話しさせていただいた点ですけれども、ぜひともオープンハウスこんぺいとうを御利用の方たちの切なる願いみたいなことなので、できたらこのような感じで循環バスが通っているとか、そのように何か丁寧な説明をしていただけたらいいんじゃないかなというふうにお話をお聞きして考えました。

それと、先ほどの北辰小学校の避難所については、大変ありがたくお話をいただきましたので、私の中でももう少し見守って待ってほしいと思っています。

3点目ですね。危険空き家についてです。

施工のことでモニター実施などというふうに一応お願いしたんですけども、前向きに考えていただけたらと再度お願いしたいと思っておりました。

最後に奨学金の件です。

学校ももちろん認識しているというふうには先ほどもお話ししたとおりなんですけれども、ほかの職種の人、今問題になっているのは、奨学金を返せなくて自己破産してしまった子供の話をよくお聞きします。ぜひとも新庄市ではそのようなことがないように、困った方には手だてができるような対策を打っていきたくて、そういうふうには執行部の方たちも考えていただけたらなと思います。職業以外にも若い人たちが田舎に帰ってきたいというふうに思ってくれることを後押しするような、そういうようなまちでありたいと思っていますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願ひいたします。

私の質問はこれで終わりです。ありがとうございます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 奥山省三議員の質問

**下山准一議長** 次に、奥山省三君。

(12番奥山省三議員登壇)

**12番(奥山省三議員)** どうもお疲れのところ御苦労さまです。最後の質問者となりました奥山です。絆の会の奥山です。どうかよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、初めに、政策提言についてです。

政策提言についてお聞きします。ことしの2月に市議会として6項目からなる政策提言を市長に提出したわけなんですけれども、執行部としてはどのようにこれを受けとめているのかお聞きします。

まず、道の駅の整備についてですが、近隣自治体との協力体制を確立し、県との協議を推進すること、長期的な財源計画を策定して市民の理解を得ることとありますけれども、これをどのように受けとめて具体化していくのかお聞きします。

次に、教育現場の充実と学力向上の取り組みについてお聞きします。

特に学力向上の取り組みについて、どのような対策をとり、今後具現化されていくのかお聞きしたいと思います。

今、教育現場では教師の長時間労働が問題視されており、多忙な業務の中でこの学力向上について教師ばかりに期待するのは無理との意見もあります。高度な専門的知識、技術を習得し、資質能力の維持、向上を図るための取り組みが教師にも必要とされており、ますます教師への負担が増大していく現状の中、どのようにされていくのかお聞きしたいと思います。

次に、安心・安全で住みやすいまちづくりについてもお聞きしたいと思います。

今、各地区に自主防災組織が組織されており、市民の中にも自主防災についての理解が少しずつ浸透していると感じられますが、昨年の災害を踏まえて、これからどのように対策をしていくのかお聞きします。

今回、政策提言されましたほかの案件についても考えをお聞きしたいと思います。

次に、指定管理者制度についてです。指定管理者制度についてお聞きします。

ことし山屋のセミナーハウスにおいて、多量の灯油漏れ事故がありました。そのボーリング調査の結果とか、今後の対応について、議会に対して何の説明もなく過ぎていたんですけれども、つい最近も説明がありましたけれども、大丈夫なんでしょうか。責任の所在はどこにあるのかお聞きしたいと思います。老朽化した建物を管理させた市のほうに責任があるのか、指定管理者は安全管理責任が全くないのか、指定管理者に委託をしている施設はどのぐらいあるのか、それもお聞きしたいと思います。

指定管理者制度の問題が改めて浮き彫りにされたと思います。指定管理者に任せたからそれでよいとは言えないと思います。今回の指定管理者との契約内容はどのようになっているのか、それもお聞きしたいと思います。丸投げの指定管理者制度では困ります。もう少し注意深く配慮すべきだったと思いますが、いかがですか。指定管理者に対する危機管理の指導が全くないようなにも思われますが、どうですか。考えをお聞きます。

以上、よろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

政策提言に関する御質問であります。学力、教育の充実と学力のことについては、教育長、あるいは指定管理者については教育長となりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

本年2月に市議会より6項目の政策提言の提出がございました。どの提言も市民生活に密接なかかわりを持つものでございますので、市としても真摯に受けとめ、提言に配慮した事務の執行を関係部署へ指示したところでございます。

初めに、道の駅につきましてであります、

これまでも政策提言をいただいております、それらを踏まえ、昨年6月に新庄市道の駅基本構想を策定し、立地場所や導入期などについて取りまとめたところでございます。

また、このたび県が中心となり、高速道路の整備効果を最上地域全体に波及させることを目的とした、もがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会が設置され、先日、第1回目の検討会が開催されました。

その中で県北のゲートウェイとなる道の駅について、建設運営経費や経営方法、運営主体など、課題は多くありますが、最上8市町村それぞれにおいてどのような受け皿が必要であるか各団体との連携や協力体制なども含め、検討を重ねていくこととしております。

本市では明倫学園や看護専門学校の建設を控えておりますので、道の駅建設はその後と考えておりますが、基本構想並びにこのたび発足した検討会を踏まえながら、経済効果や投資効果、財政的な負担など、さまざまな面から検討の精度を高め、具現化していきたいと考えております。

これまで道の駅の検討、県との協議をしてまいったわけですけれども、新庄市単独で作り得るということは非常に難しいという答弁を繰り返してきたところであります。

また、郡内想定をした場合に、それぞれの町村の事情があり、全体でまたそれをつくり得るということも非常に難しいというような話し合いの中で、今回県が改めて建設運営経費や経営方法、運営主体など、それぞれ8市町村が最後にはどう受け皿をつくる、そしてその情報発信をする道の駅となるかということの協議が始まったばかりであります。ですから、受け皿となる新庄市の道の駅というのは、また別個に考えるべきなのだろうというふうに思っております。

次に、乳幼児期からの特別支援活動における支援体制の充実についてお答えさせていただきます

ます。

乳幼児の支援につきましては、昨年度開設した子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携した切れ目のない相談支援を行っております。

1歳6カ月児健診及び3歳児の健診時の精密検査や山形大学の専門家による保育所、幼稚園への巡回相談を実施しており、さらには上山市にあるこども医療療育センターなどへの受診となった場合には保健師が同行し、支援しております。

また、平成26年度より子育て推進課に養護教諭の資格を持つ職員を配置し、発達面に課題があり、家庭や集団での生活に困難を抱える乳幼児期の早期発見及びその後の支援や療育につなげるため、市内保育所、幼稚園、児童館への巡回訪問を行っております。具体的には児童の様子を保育士と注意深く見守り、不安を抱えた保護者への支援、必要な情報の提供、医療機関や福祉サービスの紹介など、関係機関と連携し、児童に合った療育と適切な就学につなげるよう努めております。

5歳児健診は医師や医療機関での受け入れ態勢、協力などの環境整備が課題となっておりますので、さらなる特別支援体制の充実に向け、来年度に養護教諭の資格を持った職員を増員し、継続して支援を強化してまいります。

県立新庄病院改築整備に関しましては、平成30年3月に策定されました山形県立新庄病院改築整備基本計画において、こども医療療育センター等の診断された障害児のフォローアップ、障害児リハビリテーション体制整備の方針が新たに示されました。

平成30年11月に行われました新庄市長と最上総合支庁長、各部長との意見交換会においても、障害児医療の充実、早期発見、早期療育の支援向上を要望させていただきました。今後も関係機関と連携した支援を行うとともに、機会を捉

え、障害児の支援向上について要望してまいります。

安心・安全で住みよいまちづくりについての御質問であります。昨年は地震や豪雨など、日本各地で大きな災害が発生した年でありました。これまで災害が少なかった本市においても昨年8月に2度、昭和49年の8・1水害の雨量を上回る記録的豪雨が発生しました。幸いにも人的被害がなかったものの、道路、河川、農地などに大きな被害をもたらしました。

現在、県による指首野川の河川改修事業が進められており、昭和49年の8・1水害以降の河川改修の進捗により、市街地での水害は抑止されているところであります。

昨年8月の豪雨災害におきましては、支障木や堆積土砂が河川の排水機能の低下に影響した可能性もあることから、河川清掃を初めとした市民活動の継続とともに、管理者である県に対して支障木等撤去の拡充について引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、道路、橋梁等の整備、改修につきましては、施設の調査診断を踏まえ策定した長寿寿命化計画に基づき、今年度より泉田橋の撤去に着手するとともに、順次事業を進めてまいります。

引き続き、国へも交付金の拡充について要望してまいりたいと考えております。

今後想定される災害に備え、市民の皆様の安全を守るため、迅速かつ確実に災害情報をお伝えできる体制の構築に向けて、当初は2カ年で計画しておりましたデジタル防災行政無線の市内全域の整備を今年度中に整備し、来年の4月から運用可能な体制をつくってまいります。

また、県の浸水・洪水想定に基づくハザードマップを9月末までに作成し、平時から市民の皆様に災害リスクのある場所を認識していただき、災害は発生した際にも適切な避難行動がとれるようにいたします。

あわせて避難勧告等に関するガイドラインの

改定に伴う警戒レベルの変更についても市民に周知を図ってまいります。

さらに、災害が起きたときに最も重要なのは電源確保と言われており、確保対策に向けて検討してまいります。

地域コミュニティによる防災体制の充実につきましては、自主防災組織の組織率の向上と組織の育成を推進するため、設立説明会や研修会などを実施してまいります。

さらに、災害時の避難に支援を要する方の名簿を更新し、自主防災組織と連携を図りながら、災害時に速やかな対応ができるよう、防災活動における地域と行政の連携を強化することで地域全体の防災力の強化に向けて取り組んでまいります。

次に、農林業振興策でございますが、1つ目の山形県農林大学の4年制専門職大学の移行についての要望活動がございます。

本市の基幹産業である農林業に係る農林業専門職大学の設置につきましては、市においても重要事業と捉え、最上開発協議会を通じ、最上地域全体の重要事業として、本年3月28日、各市町村長、議長、商工会、農業関係団体の方々と山形県知事を訪問し要望活動を行ったところでございます。

県においては今年度専門職大学基本構想策定委員会が設置され、その構想、方針が示されるものと思われま。市としてはその動向を注視し、あすの農業を担う人材育成の推進に寄与すべく、継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の国・県補助制度の有効活用につきましては、その制度、要件、国・県の動向に注視した内容を的確に捉え、地域説明会、農業だよりなどを通じながら事業者の方々に丁寧に、そして有益となるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、健康増進のための温泉施設の活用に

ついてであります。

市民の健康増進を図る観点からも温泉施設は重要と考えております。市内に温泉がない状態が続くことは残念なことであります。奥羽金沢温泉株式会社は、その後、温泉経営に興味を示す数社から照会があったとして、売却も含めた交渉を継続中と伺っております。

温泉経営に興味を示された事業者の中には、入湯者だけで温泉を運営することは厳しく、温泉に付加価値をつけることが大切で、医療、福祉、健康などと連携が欠かせないと話をされた方もいらっしゃいました。

また、近隣の温泉施設においても、入湯者だけの経営が年々厳しくなっているのも事実と聞いております。市内にある沸かし湯の温泉も基本的には冷泉で、温泉の泉質を持っているというところでお聞きしているところでもあります。入湯税の関係で温泉としないというふうなお話をいただいたと。このような状況から、今しばらく動向を注視しながら、情報収集を続けていきたいと考えております。

提言を受けました温泉入浴施設設置調査検討協議会設置並びに県全体でのキャンペーンに同調できる体制についても、喫緊の課題である明倫学園や看護専門学校開校のめどが立った段階で考えてまいりたいと思っております。

次に、指定管理者制度は平成15年9月の地方自治法改正により創設された制度で、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら利用者に対するサービスの向上が期待できるものとして、本市においては平成17年から導入し運用しております。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、社会教育施設が16、児童センターが3及び火葬場の合計20施設であります。

市全体での運用のあり方として、市で作成している指定管理者制度運用指針にその基本を示し、統一的な考えのもと行っており、指針の中

には、問題が発生したときに指定管理者とし、それぞれのリスク分担についての考え方を示しております。

また、毎年、指定管理者と施設の所管課及び総務課による指定管理者連絡会議を開催し、意見交換を実施しながら情報共有を行っているほか、危機管理の対応についての協議も行っております。

現在、市が所有している施設には老朽化しているものもあり、施設の改修も含め、指定管理者、施設の所管課と連携を密にしながら進めてまいります。

なお、山屋セミナーハウスの指定管理者の件につきましては、教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** まず、初めに、政策提言、教育現場の充実と学力向上の取り組みについての質問にお答えします。

教育委員会では、新学習指導要領で示されている主体的、対話的で深い学びの実現に向け、探究型学習の研究を小・中合わせて4校に委嘱し、委嘱校を中心に具体的な取り組みを推進するとともに、市内各校への普及を図り、指導力を向上させています。

また、児童・生徒の学力の到達度を評価する学力検査や教員の指導力向上や各校の課題解決に向けた研修の際に活用できる費用等を予算化し、指導法の改善や学力の向上に努めております。

さらに、落ちついた学級でこそ学力向上を図ることができると考え、人的な配置もしております。

そして、教育長訪問、指導主事訪問を実施し、学力向上につながるよう指導・助言を行い、児童・生徒が意欲を持ち、主体的に取り組むこと

ができる課題のあり方や思考力や表現力の育成につながる手だて等について確認し、教員の指導力向上を図っております。

教員の資質向上や教育実践の活性化を図ることを目的としている市教育研究所の組織についても学力向上研究委員会や英語教育研修会を設定するなど、見直しを図っております。

学力向上委員会では、探究型学習の授業づくりや学力調査等の分析を踏まえた授業改善について研修し、英語教育研修会では、新学習指導要領に対応した授業づくりや小中学校の連携による指導について研修できるようにしております。

今後も各事業や学校訪問、研修を通して、児童・生徒の確かな学力の育成が図られるよう、学校と教員を支援してまいります。

次に、山屋セミナーハウスの灯油漏れ事故については、本年3月の定例会において事故後の対応として上山屋、下山屋、大福田の3地区の井戸水の水質及び施設敷地内のボーリングによる土壌及び地下水の調査と灯油流出が見られる施設西側斜面の沢及び施設東側の側溝からの周辺水路への灯油の流出を防ぐため、分離槽を設置し、ろ過する作業を実施することについて報告させていただきました。

その後、井戸水の調査結果については、再検査を含めまして採水した検体全てにおいて、におい、油膜も見られず、鉱油系物質の混入もありませんでした。

施設敷地内のボーリング調査による土壌及び地下水においては、施設西側斜面の沢の手前2カ所と建物ピット内において油の兆候が見られることから、油の線は建物下と建物西側の一部に広がっており、表層水及び地下水の流動に伴って西側に移動しているものと考えます。

このため、現在も灯油の流出箇所において分離槽を設置し、周辺水路への流出がないよう作業を継続しております。この間ボーリング調査

や地下水の調査結果については、区長や井戸所有者の方々へ各自御報告させていただいておりますが、現場や住民個々への対応が優先となり、指定管理者より事故報告を受けてからの対応と御報告がおくれましたことについておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

このたびの事故における責任の所在については、所有者である市と管理者である指定管理者双方にあることを鑑み、その責任の割合については、過去の判例や法律家等の意見を頂戴しながら検討してまいります。その結果については、機会を捉えて御報告申し上げます。

今後の事故対応については、地域住民の方々の生活に影響がないよう、経過を観察しながら緊急的な対応も含め危機管理を十二分に徹底し、引き続き必要な対策を講じてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 次に、奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** 答弁ありがとうございました。

政策提言について、二、三質問させていただきます。

道の駅ですけれども、道の駅、私、何回も一般質問をやっていますけれども、ほとんど進展はありません。ただ、一般の市民からも結構言われますけれども、もう少し先の見えるというか、ある程度方向づけが必要ではないかというような意見もありまして、できればその点についてもう少し先の見える答えを出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 道の駅の今後の進展ということで明確な方向づけという御質問でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたと

おり、本市で今抱えております大型事業を見据えまして、その後の建設に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、県が中心となって進めていただいております北のゲートウエーとしての道の駅の検討会の中でも、実際に道の駅の持ち方、最上郡内のそれぞれの自治体の受け皿、あと運営形態の持ち方に関しましても、その検討会の中で各団体との連携の方法、運営主体の検討などを進めまして、その後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 次に、奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** 先ほどの市長の答弁ですと、東北自動車道の供用が始まってから検討したいという答弁のように思いますけれども、その供用が始まってから道の駅をつくるということだとやっぱり費用がかさむように私は思うんです。だから、今すぐつくれというのではなくても、ある程度の計画の図面といいますか、先ほども言いましたが、先に見えるというか、全然、ちょっと今の答弁をずっと聞いて、何回も今まで聞いていますけれども、全然全く進展がないと私先ほど言っていますけれども、そのようにしか感じられませんので、だから前にも私はやる気があるのかと、そういうことも言っていますけれども、やる気はあると思いますけれども、その辺、もう少しわかりやすい説明ができないのか、ちょっともう一回答弁をお願いしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 道の駅につきましては、数年前よりいろいろな調査を進めてきました。奥山議員からも何度か道の駅をどうするのかと、今年の2月にその方向性を定め、3月議会で報告するというような段階になったときに県のほうから

調整をしてほしいという申し入れがございました。それは、47号と13号のところを中心に考えてもらえないかということでありましたが、本来道の駅を具体的に調査しますと3分の1が赤字であるということ、それからさらなる3分の1が運営がとんとんであると、3分の1が黒字というのはわずか10%ぐらいというような調査結果をいただいた。しかし、市民の皆さんにとってはやはりそこを目指す方々への目標地点にもなるということで、道の駅をぜひということがありますが、やはり今回米沢でできて、140万、160万というようなお話をいただいて、これはすばらしいものだと思います。そこには福島が人口30万人、山形市が25万人、そして米沢が10万人ということで、その圏域の移動範囲、流動性というのは非常に高いものがございます。

今回の県が主催する北のゲートウエー的なもの話し合いの中でも、ある委員の方から、そこの人口との交流する機会は非常に全然桁が違うのではないかというような指摘が出ているわけであります。

また、議員がおっしゃるとおり、今からでは高くつくのではないかというようなことでありますが、高規格道路における道の駅は、対面の乗りおりはできないということであります。必ず一旦おりなければならないというのが原則であります。原則ですから、規則ではないので、可能だといえば可能なのかもしれません、そんな経過がございました。

私は数年前から企画してきたというのは、基本的には北側のエコロジーガーデン等について利用可能な整備ができないだろうかということを検討してきたことは間違いありません。しかし、これは皆さんに多くをかけて、その審議の上でしなければいけないと、その条件を整えながら、そして皆さんにお諮りしようということで多くの皆さんがあそこを活用するとすれば、あの建物の耐震化が必要であるということであ

ります。耐震化を図るためには、新庄市の予算ではかなり厳しいということで、次に取り組んだのが、登録文化財の制度を利用することになります。

今現在、登録文化財の制度にのっかって、一つ一つ改修をされ、多くの皆さんが入れるような形にしていきたいというのが大筋、しかし、それが即道の駅になるかどうかはこれからの皆さんの、議会の皆さんとの討論、そして運営形態、さらにはどのぐらいの収益があるのか、どのぐらいの支出が出るのかということもきちんと示した上で議論していかなければならないということを考えてところであります。

今回、県が始まる前に8市町村の町村会の理事会の席上、13号、47号が重要物流道路に指定されたということがありますので、これらは8市町村そろって、このトラックヤードなどの整備を図る必要があるかもしれないということで独自に動いた経過があります。その後今回の県の指導の中で8市町村、さらには商工団体、農林団体、関係団体があつての今後のあり方というのは先ほどの答弁の中身であります。

その中で示されたのは、中心であるということであります。中心ということは、そこが情報発信し、8市町村にどういう流れをつくるかというのが今回の県の考え方であります。ということは、8市町村がどういう受け皿を今度つくるかという課題が出てきているわけであります。早速の動きとしては、最上町でヤナ茶屋を、あそこを道の駅としてやっていきたいということが出ている。また、戸沢においては大きな悩みがございまして、現在の道の駅からどこに移すか、今の道の駅を動かすかとか、そういうのがある。また今度は鮭川の川沿いにある施設をどのように生かすかということで、今度は県の農林事業の中であそこの食事と何とかをセットするような計画が含まれているというような総体的なぐるっと回ったような形の計画が提案され

ているわけです。そういう意味でいきますと、新庄市においてもそれに沿った形でいろいろな考えをしなければならない。

もう一点、県に申し上げましたのは、新庄には既に駅の駅があるということはぜひ御理解いただきたいということであります。

駅の駅というのは、ゆめりあであります。この管理は新庄市が8割負担しているわけでありますので、逆に今度できる施設が新庄市が8割また負担ですよということがあれば議会は通りませんよと、これは大変難しい問題ですよと。商工団体あるいは関係団体が自主的に運営するというのであれば、7町村も歓迎するかもしれません。応分の負担となれば大変厳しい問題がありますよということは申し上げさせていただきました。

また、寒河江のアグリランドは、寒河江、西村山、J Aが土地の買収から全て建物独自でやって今運営しているわけです。市が協力したのは、そこにおりる、高速道路からおりるところのインターチェンジだけだというようなお話も聞いております。いかにこの道の駅というものは、欲しいのはわかるわけですが、運営するとなると非常に大変だということも肝に銘じながら進めているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

また、今度道の駅をつくるには、そこには温泉をつくってもらいたい、あるいは食堂の大きなものをつくってもらいたいというような、いろいろな要望がどんどん膨らんできているのも事実であります。

今回駅の駅と申し上げましたが、あそこは最近J Rの海外切符が大変好評でありまして、1週間2万数千円で全国を歩ける切符を持って訪れる方が大変多く、観光協会におきましても大変な人数をさばいているというのが現状であります。こうしたことも含め、さまざまなことの観点を十二分に皆さんと協議しながら進めてい

かなければならないと、材料がそろった段階で提案させていただきたいと、現状としての動きの流れはこういうことだというふうに御理解いただきたいと思います。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** まずわかりましたというか、ただ、これからこの最上の8市町村の中心都市でもありますので、郡部と連携してやることも結構ですし、ただ、この最上に一つもない、戸沢にありますけれども、この新庄の中心の一つもないというのが、その辺がちょっと私は残念だというふうに感じますので、これから5年後、10年後ですか、わかりませんが、時期を逸しないようにして、県などと協議してこの道の駅を進めていってほしいと思います。

それから、同じ政策提言の中の公立学校の残業時間ですけれども、今40時間を超えている公立小中学校が8割ぐらいあると聞いています。その中で今、教師の働き方改革とか、国でも言われていますけれども、それをするのは、そのような現状の中で可能なかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** まず、初めにですが、今、残業が多くなっているということ、学校が職場として大変忙しくてマイナス面のイメージも出てきていることも承知しておりまして、教職員について考えてくださって大変ありがたく思います。感謝申し上げます。

先ほど教育長が学力定着向上の取り組みを回答しましたけれども、忙しい中でということでも可能なのかということなんですが、実際、教職員は授業に向き合う時間とか授業準備とか、そういうことに対する時間のかけ方については、それが本務だと思っておりますので、学校ではストレスを感じていないという状況であります。

逆にどんなことが大変なのかという、例を挙げますと、生徒指導とか、例えばSNSに係る家庭も含めた問題を学校でしなければいけないとか、そういうことについては確かに時間もかけてストレスも感じるのかもしれませんが、授業についてはできるだけ向き合っているという報告は受けているところです。

それから、先ほど人的な配置ということもありましたけれども、担任とか授業者ができるだけ負担のないように、例えば個別学習指導員とか、図書室にいる学校司書、協働支援員が授業の支援もするなど、チームでやっていることも現状としてございますので、できるだけ負担がないような形で、本来の仕事である学力定着に向けた業務に向けていきたいと考えております。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** ただいまお答えいただきましたけれども、この働き方改革で教師が残業を減らせば、その負担が家庭にのしかかるというふうに言われているようですけれども、その点についてはどのようにして、その負担を各家庭というか、子供の両親というか、それをどういうふうにして解消していくのか、その点についてはどういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 家庭との連携ということについては、例を挙げますと、例えば家庭学習で保護者の方にも理解いただいて、意欲を持って学校だけではなくて、学力をつけていくということが一つ挙げられると思います。子供の学習の内容については、この件について言えば、親御さんに任せるのではなくて、学校でも指導しながら協力をいただくという形でございます。

あと、先ほど申し上げましたが、本来授業とか学力について、かけるべきところ、その部分

がかけられない状況があるとすれば、例えば先ほども申し上げた生徒指導の問題とか、家庭に起因するものについては一緒に話し合いをしながら問題を共有していくということで、負担を逆に保護者の方にかけるということとは全く考えてはございません。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** 次に、指定管理者制度についてお聞きします。

3月の予算特別委員会でもこの灯油漏れ事件についていろいろ質問が出ていましたけれども、再度お聞きしたいと思います。

危機管理マニュアルについて、各施設でつくっているということになっているという答弁がありました。実際にこれをつくっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 社会教育の所管する施設でございますけれども、各施設において危機管理マニュアルというか、その対応について、災害時の対応についてはマニュアル化しているところでございます。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** この危機管理マニュアルについては、全ての指定管理者の施設で策定を義務づけることが必要だと私は思いますが、施設管理を委託する際に契約協定書に明記すべきだと思いますけれども、これはどういうふうになっているかお聞きしたいと思います。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 指定管理者の制度全体につきましては、総務課で管理させていただいているところですので、答弁させていただきたいと思っております。

実際、総務課のほうで運用マニュアル、運用指針というものをつくりまして、その中に事務手順とか必要な事項ということを明記しているところでもあります。その中で危機管理に関する対応の仕方というのを明示しまして、その中にマニュアルというような考え方も載せているところもありますので、そういう中で全体として対応しているところでもあります。

また、そのほかのやりとりとしましては、指定管理者と原課と総務課が一緒になってやりとり、意見交換をしまして、その中で危機管理も含めて対応してきたところでありました。昨年度においては豪雨ということもありまして、その部分で避難所の運営ということで具体的にどういう受け入れをするかとか、どういう体制でするというやりとりも実際にやってきたところではあるんですけども、今回の事案を振り返りまして、今年度においてはそういう部分の施設管理においてのやりとりも個別に行ってまいりたいと考えています。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** それから、賠償責任保険に加入されているという話も聞いていますけれども、今回の場合は、これの支払い対象とはならないのか確認したいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 賠償責任保険のことについてでございますけれども、基本的に施設を利用されている方の、施設で何かけがをされた部分についての保険がまず第一義的な部分でございます。このような事例につきましては、今保険会社のほうにも問い合わせをしているところでございますけれども、具体的な事例をもとにお話をさせていただきたいということでございまして、というところでございます。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** 今の説明ですと、ちょっとよくわからないんですけども、もう一回詳しくお願いしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 施設の具体的な事故とか、施設と指定管理者が施設保険料を掛けていただいているわけなんですけれども、その責任の度合いというか、割合について、はっきりしなければどうなるかというのはわからないということをお答えいただいているところでございます。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** それですけれども、先ほど市長の答弁にもありました20の施設ですか、今あるのは。それで、この中で老朽化した施設が現在かなりの数になると思われましても、建物に欠陥があればハード面ですけれども、危機管理マニュアルの策定を指定管理者に義務づけたとしても、建物の修繕や整備がきちんと行われていなければ事故が起きたときは市の責任であることは明確になるとは思いますけれども、このハード面について市の管理は大丈夫なんでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 指定管理者全体の部分についてということでお答えさせていただきますけれども、指定管理者制度導入したとはいっても、施設の所有の部分で市の責任というのは生じてくるというふうに認識しております。そういうことから、各課において施設の安全管理の徹底については常日ごろから行うように言っておりますし、また随時確認して、必要な部分については修繕を行うものというふうに考えております。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番（奥山省三議員） 今回のような事故がこれからも老朽化した建物によって発生しないとも言えません。これからもっと気をつけて、指定管理者に対しても厳しくして、選定のときについても厳しく選定をお願いしたいと思います。そして、このような事故が二度とないようにきちんと管理していただきたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

## 散 会

下山准一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしましたので散会いたします。

次回は6月17日月曜日、午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時39分 散会

## 令和元年6月定例会会議録（第4号）

令和元年6月17日 月曜日 午前10時00分開議  
 議長 下山准一 副議長 小関 淳

### 出席議員（18名）

|     |       |    |     |            |    |
|-----|-------|----|-----|------------|----|
| 1番  | 佐藤悦子  | 議員 | 2番  | 庄司里香       | 議員 |
| 3番  | 叶内恵子  | 議員 | 4番  | 八  焯  長  一 | 議員 |
| 5番  | 今田浩徳  | 議員 | 6番  | 押切明弘       | 議員 |
| 7番  | 山科春美  | 議員 | 8番  | 小関  淳      | 議員 |
| 9番  | 佐藤文一  | 議員 | 10番 | 山科正仁       | 議員 |
| 11番 | 新田道尋  | 議員 | 12番 | 奥山省三       | 議員 |
| 13番 | 下山准一  | 議員 | 14番 | 石川正志       | 議員 |
| 15番 | 小嶋富弥  | 議員 | 16番 | 佐藤卓也       | 議員 |
| 17番 | 高橋富美子 | 議員 | 18番 | 小野周一       | 議員 |

### 欠席議員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

|                   |       |                     |         |
|-------------------|-------|---------------------|---------|
| 市 長               | 山尾順紀  | 副 市 長               | 伊藤元昭    |
| 総務課長              | 小松  孝 | 総合政策課長              | 関  宏  之 |
| 財政課長              | 平向真也  | 税務課課税室長             | 佐藤  隆   |
| 市民課長              | 荒田明子  | 環境課長                | 森  正  一 |
| 成人福祉課長<br>兼福祉事務所長 | 青山左絵子 | 子育て推進課長<br>兼福祉事務所長  | 西田裕子    |
| 健康課長              | 亀井博人  | 看護師養成所長<br>開設準備課長   | 田宮真人    |
| 農林課長              | 三浦重実  | 商工観光課長              | 荒澤精也    |
| 都市整備課長            | 長沢祐二  | 上下水道課長              | 奥山茂樹    |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 吉田浩志  | 教 育  長              | 高野  博   |
| 教育次長<br>兼教育総務課長   | 武田信也  | 学校教育課長              | 高橋昭一    |
| 社会教育課長            | 渡辺政紀  | 監 查 委 員             | 大場隆司    |
| 監査委員<br>局長        | 山科雅寛  | 選挙管理委員会<br>選委  員  長 | 矢作勝彦    |

選挙管理委員会  
事務局長

小 関 孝

農業委員会会長 浅 沼 玲 子

農業委員会  
事務局長

津 藤 隆 浩

## 事務局出席者職氏名

局長 滝 口 英 憲  
主任 沓 澤 真 子  
総務主査 叶 内 敏 彦  
主任 小 田 桐 ま な み

## 議事日程（第4号）

令和元年6月17日 月曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

（産業厚生常任委員長報告）

日程第 2 議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第37号新庄市森林環境譲与税基金条例について

日程第 6 議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について

日程第 7 議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第27号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第28号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第13 議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について

日程第14 議会案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出について

- 日程第 1 5 議会案第 5 号新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出について
- 日程第 1 6 議員派遣について
- 日程第 1 7 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、税務課長が欠席のため課税室長、佐藤隆君が出席していますので、御了承願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 総務文教常任委員長報告

**下山准一議長** 日程第1議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査のため、6月10日午前10時より、議員協議会室において委員9名出席のもと審査を行いました。

議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務課及び選挙管理委員会事務局職員の出席を求めまして、選挙管理委員会事務局から補足説明を受けた後、審査を行いました。選挙管理委員会からは、このたびの改正は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法

の一部を改正する法律が本年6月1日に施行されたことに伴い、本市条例においても所要の改正を行うもので、具体的には選挙長等の報酬額について100円から200円引き上げるもの等であり、施行日は公布の日からとなると説明がありました。

審査に入りまして、委員より、どの選挙から適用になるのかといった質疑があり、選挙管理委員会からは、次の参議院選挙から適用になり、市長選にも適用されるとの説明がありました。

委員より、報酬額の違いは何によるものかといった質疑がありまして、選挙管理委員会からは、選挙長等は公職選挙法で定められた業務があり、報酬額は業務の責任の度合いによって違いがあるとの説明がありました。

その他、市議会議員選挙における事務手続についての質疑や郵便投票手続等についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

**下山准一議長** ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

## 産業厚生常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第2議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第8議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** おはようございます。私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件です。

審査のため、6月11日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、介護保険料を段階的に削減していく中で、第2段階の引き下げ幅については国から基準として0.25と示されていた。本市の令和元年度の保険料率である0.575

という数字はどのようにして出されたのかとの質疑がありました。成人福祉課からは、もともと国では第2段階の基準額に対する割合が0.75と定められている。本市では現在0.65で、国の基準より低い設定である。0.65から令和2年度の0.5までの保険料率の軽減の割合から0.15の幅になるが、その半分の数値として今回は0.575という設定としたとの説明がありました。

別の委員からは、軽減措置を図る上で、本市の場合は一般会計から繰り入れるという話だったが、軽減に該当する方が第1段階から第3段階までとすると、その世帯数と市の持ち出し部分の影響額をどのように捉えているかとの質疑がありました。成人福祉課からは、このたび軽減に該当するのは、第1段階が1,721人、第2段階が715人、第3段階が648人である。この人数掛ける軽減額が補正額となり、軽減額の総額は約1,470万円である。この4分の1が一般会計から持ち出しになるとの説明がありました。

その他、所得段階の内訳や介護保険料の推移についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第34号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号及び議案第36号までの議案2件は、子育て推進課の議案となりますので、子育て推進課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、公立の学童保育所は4カ所あるが、放課後児童支援員の人数はどうかとの質疑がありました。子育て推進課からは、中央学童保育所は支援員が3名、補助員が1名の合計4名で、日新放課後児童クラブは支援員が5名で補助員が1名の計6名である。北辰学童保育所は支援員のみで合計3名、萩野放

課後児童クラブは支援員が2名で補助員が1名の合計3名であるとの説明がありました。

別の委員からは、支援員の2名以上の配置は民間立も同様である。この監督や管理について市で全て把握しているということによろしいのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、人数のほか支援員として研修を受けているかどうか把握しているとの説明がありました。

その他、施設の定員や面積要件についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第35号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、連携施設の確保について4つの小規模事業者のうち、1つは連携を模索しているとのことだが、その主な理由は何かとの質疑がありました。子育て推進課からは、連携施設をしている3つについては、ほかに保育所を経営しており、経営者が同じであるため、保育所に引き続き連携施設という考え方である。連携されていない1つについては、単独で小規模保育事業所のみを運営しており、ほかの保育所も定員が満たされている状態であるために難しい状態となっている。この連携施設の確保というのは、卒園後の受け入れ先を確保するための連携施設である。連携されていない小規模事業所においては、保育の必要性があれば卒園後もほかの保育園に入れるよう、措置をしているとの説明がありました。

その他、小規模保育事業を利用する子供たちの数についてなど質疑がありましたが、採決の結果、議案第36号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号から議案第39号までの議案3件は農林課の議案となりますので、農

林課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第37号新庄市森林環境譲与税金条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、本市の森林面積の概要を教えてほしい。また、この基金は当初どの程度の金額を予定しており、使い始めるのはいつからかとの質疑がありました。農林課からは、現在国有林が8,010ヘクタール、民有林が4,813ヘクタールとなっている。そのうち私有地が4,433ヘクタールである。1人当たり平均1.7ヘクタールを所有して管理していることになる。また、剰余金については、令和元年から令和3年までは毎年約660万円、令和4年から令和6年までは毎年約990万円、段階的に増額され、令和15年からは1年間で1,980万円と見込んでいる。山林は共有名義等で、所有権の移転が行われていない場合があり、手つかずの状況になっている。全国の所有者不明割合では、約25.6%が不明の山林となっており、本市ではまだ把握していません。国は、山林の現状把握が必要と考えており、まずはそこから調査を始めたい。本市で一つの経済が回るような形にしたいので、さまざまな手法をこの3年間で検討したいとの説明がありました。

別の委員からは、この基金は国民が納める森林環境税を地方自治体が森林を活用していくために使えるお金として森林環境譲与税が創設されたことによるものだが、森林環境税がどのように使われているかを市民が知るという意味を設けるため、第6条の処分に関しては、「市長は」ではなく、「その額は予算で定める」という言葉を入れ込む必要があると思うがどうかとの質疑がありました。農林課からは、この基金の使い方については、予算化し、議会の審議を仰ぎ、議決されたものを新庄市長が執行するという考えのもと、「市長は」という形でこの条例に示させていただいているとの説明がありま

した。

その他、民有林への活用の可能性ややまがた緑環境税についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第37号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について補足説明を受けた後、審議を行いました。

審査に入り、委員からは、平成29年度に創設された農地中間管理機構が事業主体となって行う土地改良事業、つまり農地中間管理機構が農地を借り上げて受益者負担がゼロになる補助制度の中で、例えば機構に貸し付けたが気が変わってしまった、あるいは家庭的な事情で処分しなければならなくなった事例などがあつた場合、面積割の補助金の部分だと思ふが、徴収金はその契約から抜けた方々から徴収するという考え方でいいのかとの質疑がありました。農林課からは、この制度は、まず農地中間管理機構に貸し付けるという契約が一番の条件になる。そのため、そこから抜けるといふ形になれば、その方に対して徴収金が発生することになるとの説明がありました。

その他、事業期間の捉え方についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第38号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、この条例は消費税率が改正するたびに提出されるのかとの質疑が

ありました。都市整備課からは、消費税率が上がるたびに変更となるとの説明がありました。

また、別の委員からは、もし国会で10月1日に施行しないとなつた場合はどうなるのかとの質疑がありました。都市整備課からは、もし10月1日の改正がなされなかつた場合、例えば延期や中止といった場合については、改めて条例改正を行うとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第40号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

**下山准一議長** ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よつて、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よつて、

議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号新庄市森林環境譲与税基金条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** この議案の中で、森林環境譲与税というのがあって、これを財源にする基金をつくるということですが、この森林環境譲与税というのは1人幾らであるか。また、県の緑環境税というのもありまして、これは1人当たり1,000円の税金かかっているようですが、それとの整合性といいますか、それ、2倍の増税になるのかというふうな気がするんですが、その点についてはどういようなお話だったでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 当委員会での審査の中で、緑環境税についての内容に関しましては、説明はありませんが……。以上です。済みません。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 森林環境譲与税は1人1,000円になるのかなと思いますが、その点どうだったのか、もう一度お願いしたいと思います。

すので。そしてまた、県の緑環境税も独自に1,000円取られているわけでありますが、そういう意味では山形県のこの新庄市民としては2倍という増税になるのではないのか。その点についてどのような審議があったのか、もう一度お願いします。

それから、事業計画はあるのか、この基金を使ったという点についてもお願いします。

それから、この基金を使った仕事をする林業をなりわいとしている業者は新庄市にあるのか、そういった話し合いになったのか、お話をお願いします。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 山形県の緑環境税との整合性に関しましては、これから今後検討していくというふうになっております。農林課からの説明でも、今後3年間で検討していく課題というふうに説明を受けております。（「事業計画は」の声あり）

事業計画につきましても、この3年の中で検討していくという説明を受けております。（「林業なりわいは」「不規則発言です、議長。手を挙げないで話して」「答えていないんじゃないですか」の声あり）

**下山准一議長** 常任委員長、答弁をお願いします。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** じゃ、もう一度最後のところ、質問をお願いします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 3回しか質問できないものですから、もう一回、じゃ最後ですけども。

事業計画は今後ということ。また、県の緑環境税についても今後ということで、はっきりしないまま市民は2倍の税金を取られるのかなということが残念だなというか、何か市民にとっては納得いかないものがあるなというふうに感

じます。

あと、この基金を使って林業をなりわいとしている業者はあるのかと、新庄市にあるのかと。この基金を使えるような、森林を、環境を守るために仕事をどんどんふやして頑張ってもらいたいわけなんですけど、そういったことを、林業をなりわいに行っている業者が新庄市ではあるのか、つくられるのか、お願いします。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 今のような質問は受けていませんし、そういう話にもなっておりませんでした。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号新庄市森林環境譲与税基金条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第37号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成15票、反対2票であります。賛成多数であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号新庄市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第9議案第26号令和元年度  
新庄市一般会計補正予算（第1号）**

**下山准一議長** 次に、日程第9議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番（佐藤悦子議員）** 11ページの4款の9看護師養成所費の中の看護師養成所建設事業発注支援業務委託料というのはどういう内容なのか、お願いしたいと思います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 新たに設置します看護師養成所の建設事業につきましては、既に6月5日の全員協議会のほうで御説明させていただきましたが、私どものほうでは公募型プロポーザル方式による事業実施を考えているところでございます。

プロポーザルに係ります実施要綱、選定基準、契約手続、必要書類などを準備するためには専門的な知見が必要ですので、公民連携事業に精通した事業者が発注支援業務を委託したいと考えておるところでございます。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番（佐藤悦子議員）** 建設事業の発注のやり方で、プロポーザル、公募型プロポーザルを予定していると。専門的な知見が必要なので、そ

の道の方に支援をお願いするんだという内容だったようです。その建設事業をするということ、既にこのたび用地取得したというふうに伺いました。しかし、議会としては、1つは平成31年度、令和元年度の予算から用地取得費は削除と議決しました。しかし、土地開発基金で取得というふうに市長のほうはやったんだという話を伺いました。それは、議決という議会の意思に反した執行部の進め方になったのではないかなと思うんですが、そのことについてどう考えているのか。

それから、2つ目ですが、この用地取得に当たって不動産鑑定をしていただいているということは議会でも明らかになっております。不動産鑑定書の情報公開を求めたところ、いまだに土地の不動産鑑定書を公開しないというふうに伺っておりますが、そのままなのか伺います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 土地の取得に至った経過については、これまでも特別委員会、全員協議会、議会の場でも御説明申し上げてきたところでございます。昨年9月の定例会での議決に基づきまして土地を購入させていただいたところでございますが、起債の関係から9月の定例会で私どものほうで御提案し、可決していただきました起債のほう、使えない条件になったということで、土地開発基金のほうを活用しまして購入、取得したところでございます。

土地の鑑定評価につきましては、市の公開基準のほうで公共用地取得に係る資料につきましては非公開となっておりますので、それに基づいて公開していないところでございます。

**小松孝総務課長** 議長、小松孝。

**下山准一議長** 総務課長小松孝君。

**小松 孝総務課長** 情報公開の点でありますけれども、不動産鑑定書については、条例等の規定で非公開というふうになっているところであり、この件については、不服申し立てをいただいているところではありますけれども、その案件を今審査会で審査中というところがございます。以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** つまり3月の予算委員会では、予算で買うというふうに出されたのを議員としては議決という形で予算から削除したというふうに私たちは受け取っております、慎重に用地については考え直すべきだという立場が議会としては3月議会であったというふうに私は受け取っております。

それから、もう一つは、市民に情報を公開しないというふうに決めたんだというふうに、準備課長もまた総務課長も不動産鑑定は公開しないんだというふうに決めたというふうに言っておられます。非公開だと言っておられました。しかし、市民から見ますと、議会に土地の購入費はこれこれだと、これでやっていきたいというふうに出している金額がはっきりしているわけです。それは、つまりは不動産鑑定を受けて出している金額だというふうに言葉で何度も説明を受けましたので、鑑定に基づいてこのお金で買うというふうに決めたというふうに市で出しているということは、これはすなわち公開しているも同じ。市民に、このお金で買うからなということ、いいか、このお金で不動産鑑定も受けたんだよということ、市民にほぼ公開しているのも同じことであり、それを正式に書類として見せてほしいというふうに出した情報公開は何も非公開にする必要はない。市民にほぼ公開されていると同じ。何を隠さねばならないのか。なぜ隠さねばならないのか。なぜ非公開なのか。疑問を持たざるを得ない。なぜ非公開

しなければならないのでしょうか。

個人の財産という説明もあったように思います。しかし、買うのは市民の税金であり、市民が出すお金でありまして、それを正式に不動産鑑定も受けているというふうには、これは税金を使って不動産鑑定を受けているわけですから、全て市民にとっては市民のための市民のものであり、公開しないという理由が全くわかりません。公開しないというその姿勢の中に何か疑義を感じると思いますか、何かあるのではないかと疑わざるを得なくなってくる。疑われてもおかしくない。公開しないほうが疑われるんです。公開しないまま土地を買い、建設を進め、借金もこれからしようとしているのかと思われませんが、公開しないままというのは、市民から見たら納得いくわけないと思います。

公開するのが、私が聞いたところによりますと不服審査請求が終わった後の6カ月後だというふうに職員の方から伺いましたけれども、今議会でこの内容で建設して進めてほしいと、執行部がやっているのを賛成かと言われているときに、6カ月もたたないと公開、審査請求の中身がはっきりしない。不服審査に対しての答えが出ない。こういうことで、私たちこれを納得して「はい」と進めることはできないように思うんですが、どうでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 情報公開のあり方ということでありまして、確かに9月議会で予算案を提出したというのは事実でございます。そして、不動産鑑定書の取り扱いでありますけれども、我々の立場としましては条例に基づいて判断するというのが立場になるわけですが、その情報公開条例の中で、規則も含めて、その中で用地買収に係る不動産鑑定書については公開しないという規定がありますので、そのことに基づいて非公開としたところであります。そ

ういう判断をする自治体というのは私が知っている範囲ではほかにも多数あることかなというふうに理解しておりますし、6カ月かかって長いのではないかという御意見でありましたが、審査会で抱えている案件というのは2件ございまして、その1件については先日結論を出してお示したところでありますけれども、通常早くても4カ月程度以上かかる案件かなというふうに考えております。その結論を出すまでに判例とか他市の審査会の事例も含めて、一文一文、500ページ以上に上る文章を、どこの字句が公開で、どこの字句が非公開というところも含めて委員が判断するとすると、1カ月、2カ月では通常不可能な事案かなというふうに考えております。その案件が済みまして、2件目の不動産鑑定書の件に今現在取りかかっている途中でありますので、御理解いただければと思います。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**2番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2番(庄司里香議員)** 看護師養成校の予算の内容について御質問いたします。よろしくお願いいたします。

市民の心配としては運営が本市1つだけということが一番の懸念材料だと思うんです。毎年1億近い金額を一般会計より計上することをするというので、大丈夫かという市民の声が多々ございます。財政シミュレーションも先日されて、見せていただきました。ただ、もう一つ現実的なものなのかというと、私自身、担当の方々との話し合いの中でも確信は得られておりません。初めはよくても、定員割れがあっても、運営は大丈夫なのかという保証といえますか、根拠をぜひともお聞かせ願いたいです。

また、先ほど佐藤議員からも御質問のあった内容ですけれども、看護師養成校の予定地の不動産評価額鑑定書を税金を使ってしているにもかかわらず開示できていないということは、相

手方のプライバシー保護と聞いておりますけれども、ぜひとも議会内でだけでも情報開示できたらと考えます。あらぬ疑問を抱かれるのは市長にも執行部としても本意ではないと思うので、ぜひとも開示に向けて前向きに考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 財政シミュレーションに関する御質問です。

先日の全員協議会におきまして令和9年度までの財政シミュレーションをお示したところでございます。これにつきましては、昨年12月にお示した中期財政計画の令和4年度までの見通しについて、さらに5年間追加しまして令和9年度までを試算したものでございます。

その中では、令和5年度以降、後年度になるほど国の動きや経済状況など不確定な要素が多くなるということは確かにあるかと思えます。しかしながら、不確定だから財政的に運営できないというふうなことに直結するものではないと考えられます。開校後の運営経費を確保していくという課題が明確であれば、それは潜在的なリスクではなくて対応していくべき事項ということになるものでございます。

その対応策としましては、やはり歳入の確保と歳出のめり張りのある抑制が基本になるものでございます。特に、投資的経費の抑制や行財政改革によります人件費、物件費などの節減対策などの対応策を講じていくことが今後重要になってくると考えてございます。そのような対応策をとることによりまして、看護師養成所の運営経費を確保しながら安定的な財政運営を行っていく必要があるというふうに考えてございます。以上です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 鑑定書の議会開示というようなこ

とであります。当初、私も実は予算化されて担当のほうで鑑定書は開示できないと、なぜだというようなことを申し上げたところではありますが、今回は特に注視されるべき土地であるということなので、やっぱり鑑定書の要求というのは当然のことかなというふうに私も思っておりましたが、条例上において一律に扱ってしまったというところがあります。

個人の資産に関する鑑定書であるというようなことで、条例上で個人の守秘義務にかかわるというようなことが担当課のほうからあります残念だなと、市民の皆さんになぜそうなったかということ早く知らせる機会が必要ではないかというようなことはあったんですけども、財政に載せた予算書をもって推察していただくしかなかったというのが現状であります。

今後について、どこまで議会、また市民の皆さんに情報提供できるのか、今担当のほうの法令のほうに指示いたしまして、どのぐらいの形で、できる限り情報開示をしたいというのは私自身も同じであります。そういう意味では、議会の皆さんに大変な不信をいただいたということが大きな原因の一つだというふうに反省はしているところでもあります。そんな意味におきまして、情報の個人の守秘義務、しかし公的な使う場合には相手からの許可をもらって公表するなどさまざまな手があったのかなというふうに反省しているところでもあります。

貴重な御意見をいただきましたので、今後につきましては、法令等を十二分に研究されて市民側に立った形での情報公開に努めてまいりたいというふうに考えております。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** ありがとうございます。  
今後ともよろしくお願いします。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 11ページの4款1項9目看護師養成所について質問します。

冒頭で担当課長から訂正がありましたが、この委託料なんです、こちらについては3月の定例会で議会は否決をしております。否決の理由としては、地域の関係機関との合意形成を含めた進め方が不十分である、開設に向け、特に協力を仰がなければならない地元医師会や薬剤師会などとの合意形成が図られたという報告がいまだなく、納得できるものではないと、大きい理由として挙げてございます。そこから3カ月、あれからたっているわけですが、医師会、薬剤師会などから明確な連携の協力、これは先ほどの説明があったようにまだ得られていないという理解でよろしいのでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 3月定例会のほうで一部修正のありました理由については、ただいま叶内議員のおっしゃったとおりということで捉えておるところですが、その中で、関係機関との協力依頼の部分につきましては、状況について6月5日の全員協議会のほうで報告させていただいたところでございます。大変申しわけなかったんですが、先ほど冒頭で薬剤師会のほうにつきましては、協力する、相談に応じるというような段階ではないということで御回答させていただいたところなんです。薬剤師会については、先ほど申し上げたとおり、今後継続的に協力のあり方についてお話、相談していきたいと考えておるところでございます。

あと、医師会の部分でございますけれども、こちらのほうも基本的には6月5日の全員協議会のほうで御説明申し上げたような形となっております。医師会については非常勤講師や実

習施設としての協力をお願いしたいと考えております。現在、看護教員が作成しましたカリキュラム案により具体的な協議を進めていきたいと考えておるところです。既に議員の皆様の方にお示ししました医療機関等へのアンケートの中にも、非常勤講師や実習施設への協力が可能であると回答いただいた個別の医療機関もございましたので、今後、医師会のほうにも説明しながら個別の医療機関のほうにも当たりまして協力体制を構築していきたいと考えているところでございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 4月2日に医師会のほうに参りまして、理事会というようなことでお招きといたしますか、情報交換させていただくということで、新庄市の看護師養成所について理事会での決議をお願いしたいというようなことで、後日、新庄市最上郡医師会の理事会で、新庄看護師養成所については全面的に支援するというような決議をいただいたということを御報告させていただきたいと思います。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 4月2日、市長も行かれたんでしょうかね。全面的な協力を得られたというような返答を今いただいたかと思うんですが、私もちょっと調査したところによりますと、薬剤師会については、課長が訂正をしたとおりにはまだ依頼文もいただけていませんし、協力体制について、それを依頼文もない状態で薬剤師会に諮ることもまずできない状況だということを確認しております。

そして、医師会については、5月16日に協力に向けた新庄市看護専門学校開設に向けた協力の依頼についてということで文書のほうを出されているのではないかと思います。医師会のほうも、今また説明の中で個別の医療機関という

言葉がまた出てくるわけですね。個別の医療機関を私どもは聞いているのではなくて、医師会としてきちっとした返答をいただいているのかどうなのか。正式な返答をいただいているのかどうなのかということを知っているわけです。その中で確認をしましたところ、その文書は、依頼文については受領したと。しかし、今後、6月の末に医師会の中で理事会があるということで、その中で協議をしまして市に対しては返答を考えているという返答をいただいております。具体的な回答はまだ出してないというのが事実なのではないかと思えます。これまでの5月28日の産業厚生常任委員会の協議会においても、全協においても、この資料を見ると、私ども、もう協議があったんだと誤解をするわけですね、こう出されてしまいますと。実際の事実はそうではない。事実と違う説明を議会に行ってきたということになるのだと思うわけです。この市の進め方というのが極めて道義、条理に欠けて不適切なのではないのかと思うんですが、この点について説明をお願いします。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 叶内議員の質問にちょっと答えさせていただきます。

4月2日に医師会のほうの理事会のほうに行かせていただいたというお話をさせていただきました。その席上、理事者の皆さんに協力していくべきだというようなことを会長がお話しし、理事会ではそういう方向で決定したと。それを本会議、全体の医師会の総会にかけていくとい

うようなことを私どもはお聞きしたということ  
であります。

また、医師会の総会の中で、協力しないと、  
協力すると、たとえ決定しても、そういう先生  
があるかもしれません。しかし、一方では、先  
ほど課長が申しあげましたように、みずから、  
できる看護養成所には積極的に協力したいと  
いう個人の先生も多くいるということでありま  
す。

また、この医師会の中で、授業の部分が不足  
する部分については、山大等へのお願いをする  
というようなことになろうかと。全ての講義を  
新庄市最上郡医師会だけでは賄えないというふ  
うなことも思っておりますので、総勢70名から  
80名の講師が必要となりますので、それにつ  
いては山大のほうから派遣していただくというよ  
うな考えでいるところであります。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 4月2日の段階をや  
りよくもって説明をいただくんですが、まず先  
ほど課長が説明した医師会が全面的に協力する  
ということは、医師会のほうから全面的に協力  
するという、会として、全体として回答は文書  
でも出していないわけですよ。いない状態で、  
この議会の場で全面的に協力するという言葉  
を出されてしまった場合の医師会の感情、そう  
いったものを考えられたことがあるのかなと非常  
に思うわけです。ずっとこれまでの当局の説明  
と、現場の本当に看護学校の生徒の指導に深く  
かかわるであろう根幹に、生徒指導の根幹にな  
っていこうと思われる医師会や薬剤師会など  
からの説明を聞きますと、この市とのやりと  
りについて内容が全く一致していない。一致す  
るところが見当たらないんですね。そして、こ  
の学校の、学校にかかわっていく合意形成の進  
め方すら、その医師会すら、薬剤師会すら、こ  
れはないがしろにされているんじゃないか、軽

んじられているんじゃないかと非常に感じます。  
今の市長説明の中であっても、個人的にお医  
者さんが協力してくれる。いや、市民の全体の  
税金を使ってやっていく事業なわけですよ。一  
個人がやる事業じゃないんですよね。個人が  
やっていくのであれば、その運営する個人が個  
人的に依頼をして来ていただくというのは納  
得が通るし、誰も何も言わない話じゃないで  
すかね。でも、市民全体の税金を使って、そ  
して運営をしていく、事業をしていくのである  
ならば、医師会全体、薬剤師会全体、その総  
意が必要なんではないでしょうかね、協力を  
しますという。そういったことが、一つ一つ  
が非常に軽んじられてないがしろにされて  
いると非常に思います。事実に基づかないこ  
とが多。この基づかないことがあって、私  
たちは市民から議席を預かっていると思っ  
ております。この項目が本当に審議に値す  
るのだろうかと思っております。審議に値  
するものかと思っております。はい、以上  
です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 御指摘はさまざまあ  
ろうかというふうに思います。医師会の  
総意がなければ進まないのではないかと  
いうことのおっしゃり方かなと思いま  
す。御相談はさせていただいている  
ということでもあります。医師会が全  
面的に協力するというような、会長  
からはそういうふうにお話を聞いて  
いるということでもあります。総会  
を待たなければその結果はわかり  
ませんが、しかし総会の中でそれが  
決議されるだろうと、それを待  
ってからでしようということ  
はあるかもしれませんが、カリ  
キュラム等のさまざまな観点から  
いって医師会の会長の言葉の  
重みを大事にしているという  
ところで、御理解いただきたい  
と思います。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) ほかにも重要な案件がありますので、お伺いします。

補正予算書10ページ、2款1項7目企画費の中で、市制70周年に合わせて市民提案型のところが当初計画していたよりもふえたというところで、この金額、増になっておりますが、非常に市民の皆さん積極的だということ、ありがたいなと思いつつ、ざくっと、まだ話せなければ話せないでいいんですが、今のところどんな市民提案の企画があるのか。

それから、もう一つ、2つ目、補正予算書12ページ、7款1項2目プレミアム付商品券販売事業というところで、ここは3月議会の補正予算の中で、同じ内容を聞いていると思います。つまり、これは国の事業ですけれども、実際これまで経験した中身でいくと、新庄の方々、実際事業されている個人事業者、それから我々市民の方とマッチングが図れないような実態があったと。記憶がちょっと正しければ、関係する商工会議所さんと有効な手だてをこれから考えながら実践、実施していくんだという答弁をいただいたと記憶しておりますが、その後、じゃあ実情に即して実際新庄の方の事業者、それから市民の、例えばこのプレミアム付商品券というのは消費税増という前提で消費を喚起するという国の狙いもあるのは承知しておりますが、せっかく国原資100%の事業、ある程度大きな事業なので、その辺のところ、今どんな動きで進めようとしておられるのか。

それから、3点目、同じ12ページですが、6款2項1目森林環境譲与税基金積立金と。先ほど基金条例制定に関する委員長報告に対する議員さんからの質問にもあったように思いますが、当面3年間にわたるおおむねこの金額が基金になった後、使い道をどうするんだというような中で、計画はあるのかという中身で、とりあえず現状把握と。森林の所有者とか面積等、現状

把握する旨、ちょっと説明いただいたのですが、せっかく補正予算にも計上されておりますので、さらに詳しい説明があればお願いしたいというふうに思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 初めに市制施行70周年記念の市民提案事業についての御質問でございます。

こちらのほうの市民提案事業につきましては、市民の方の参画意識を高めるために市民団体、グループ等が企画・立案して実施する事業について補助金として支援を行っていくものでございます。

予想を大きく上回る16の団体、グループ、そして個人から申請がございました。その中で、市民委員を含めた選考会のほうを実施して、そちらのほうをどこまで補助するかということについて検討したところでございます。

その中で、この補正予算が通った暁には16のうち11団体に事業のほうを実施していただきたいと。全てが全額支援できるわけではございませんけれども、何らかの形で支援してまいりたいと考えているところです。

主な事業、内容についてだけ説明させていただきますと、例えばキッズ☆ドリームワークということで、夏休み期間を利用して小学生を対象として職業体験をさせる事業、またもう一つは、中学高校生のための小説家になるには講座、こちらのほうも企画して申請があったところです。そのほかには、最近見られない盆踊り大会を復活させてスーパー盆踊りをしたいというふうな事業とか、演劇の特別講演のほうを実施したい。ほかには、もう一つ、最上のキャリア教育「ワクワクはたらKIDS」というふうな名称で、小学生が主体となってさまざまな仕事を体験しながら架空の町、はたらKIDS王国をつくり上げていくというふうな夢のある事業で

あったり、さまざまな事業が応募されたところ  
ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、  
11の事業にできれば実施していただきたいと考  
えて上程させていただいたものでございます。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** プレミアム付商品券の事  
業の補正でございます。今回、既決予算の部分  
まではシステム改修等の部分の費用ということ  
で、ただ、実際の交付要綱の部分について国の  
正式な交付要綱が4月1日付で定まったという  
ふうなこともありまして、実際にプレミアム付  
商品券のうち、プレミアム分、いわゆる新庄市  
のほうで考えておるプレミアム付商品券につい  
ては、500円券を10枚つづりとしまして、それ  
を最大5冊購入することができるということで、  
2万5,000円分の商品券を購入できるというよ  
うなことで、実際に対象者に当たっては2万円  
が個人持ちになりますけれども、残りの5,000  
円分がいわゆるプレミアム分ということで、国  
で交付される部分ということで、今回対象とな  
る方については約7,000人ということで、7,000  
人に5,000円をお掛けした3,500万円をこのたび  
補正として計上させていただいたということに  
なります。

また、スケジュール関係でございますが、ス  
ケジュールについては、今システムの改修の部  
分でそれぞれ準備しているところでございま  
すが、実際に7月の中旬ぐらいまでには税務情  
報のシステムより非課税者の抽出であったり、あ  
とはお子さんの人数の抽出というようなことで、  
それらが整った段階で、今後その対象者が引き  
かえ券を申請することになります。実際にその  
方々が購入されるのが7月下旬から11月1日ぐ  
らいまで、一応その入力等もしまして審査後に  
購入引きかえということ、9月上旬をめぐりに  
引きかえできればなということで、10月1日か  
らいよいよ商品券が販売・使用開始というよう

なことになりますけれども、あと実際に取り扱  
います店舗の公募については、限定してはなら  
ないということでございますので、広く隅々ま  
で商業をされる商店さんのほうに公募をかけま  
して、その公募された方々の店舗で使えるよう  
にということで考えておるところでございます。

実際に引きかえできる期限は一応3月中旬ぐ  
らいまでを、一応、各取扱店舗で商品券の換金  
ということで考えておるところでございます。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** それでは、御説明をいたしま  
す。

このたびの森林環境税の目的、またはこの3  
年間の事業計画等々について詳しくということ  
だったものですから、私のほうからまた説明を  
させていただきます。

森林環境経営の目的なんですけれども、森林  
の多面的機能を向上させるために長期にわたり  
森林を適切に管理をしていきます。あわせて、  
林業の成長産業化を図るということが大きな目  
的でございます。

それにつきまして、現状でございますけれど  
も、所有者の高齢化、担い手不足、境界不明瞭  
など、森林経営が成り立っていない状況ができ  
ております。そのためには、まずは所有者の確  
認と境界の確認等々が大きな業務だと考えてお  
ります。

森林経営の手段につきましては、市が仲介役  
となりまして森林所有者と林業経営者をつなぐ  
仕組みを構築したいと考えております。

この手段に要する費用についても、森林環境  
譲与税を充当したいと考えております。大きな  
サイクルとして、植えて、育てて、伐採をして  
使う、この循環を果たしたいなというふうに考  
えております。

今後の計画でございますけれども、まず計画  
策定ということで、所有者の方々に今後自分で

経営管理をしていきますか、この山林については自分で経営していきますかと。あとは、集団で管理をしていったらいいでしょうか。または、業者の方に、企業の方にお願いをしたいということで、それぞれあろうかと思えます、考え方が。ですから、そのような方々に、まずは今後の林業に関して意識を持っていただいて、今後どういうふうに対応したいかということの考えをお伺いしたいということが1つでございます。

また、システムの構築をしたいと思っております。その山林といたしましても、樹齢が幾らなんだろう。何年たっているんだろうか。または、どのような種類が植わっているんだろうか。それによって計画は違って来るかなと考えております。

あとは、個人ではなかなかできない林道の整備というものにつきましても、計画的に対応したいと考えております。

森林環境譲与税というのは、こういう形で運営をされていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** 市制70周年ということで、説明いただきました。今期定例会、一般質問、1番バッターを務めました山科議員、我々の同じグループでございまして、後押しというわけじゃないんですが、これからの地域づくりをするためには市民の皆様のお力添えなくして行政単独ではやっていけない部分もあるという中で、冒頭、関課長が今説明したように、市民の参画意識をどうやって高めていくかということに一つの狙いを絞ってやられている事業かと。残念ながら、漏れる団体・市民等もあるようですけれども、ぜひ市民の前向きな気持ちを醸成すべく事業にしていだければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それから、プレミアム付商品券のやつで、商

店に関しては限定すべきではないという国のお達しがありました。金額、10枚つづりですから、2万5,000円のうちの5,000円分がプレミアムになるんだと。これ、やっぱりあくまでも経済的なハンディキャップのある方が一気に2万5,000円分の商品券が買えるか買えないかという議論もあろうかと思いますが、その部分はやはりちょっと経済的にハンディキャップのある方を優先すべきかと思いますが、その辺のお考えがあればお示してください。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 今回のプレミアム付商品券の部分については、低所得者とそれから3歳未満児ということで、対象となるというようなことで、実際に商品券をつくる際考えたのが、やっぱり使用の部分で、幾らでも使いやすくというようなことで、500円券を御用意させていただいたということでございます。それが10枚つづりで1冊として5冊まで購入できるということでございますので、最大限使われることを見込んで3,500万円というような計上をさせていただきましたが、その家庭家庭において事情等も変わるとは思いますが、そういった部分では使いやすいというか、ことで、500円券を御用意させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。(「終わります」の声あり)

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**8番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8番(小関 淳議員)** 11ページの看護師養成所のところで質問させていただきます。

まず最初に、先ほど市長が答弁の中でおっしゃっていた全面的といった、なぜその全面的という言葉をあえて使ったのか、それを教えてください。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 全面的な協力をするべきではないかという御意見に対して私の発言だったのかなというふうに思います。医師会におきましては、先ほど4月2日に理事会のほうで本会議に議案として載せさせていただくというような理事会の決定を行ったということで、ぜひ看護師養成所を進めていただきたいというような会長のお言葉でした。医師会が全面的に協力するかしないかということは、これからの総会によるということであろうかというふうに思います。その中で、全面的に全員が協力するか、しないかと。これは臆測でありますので、わからないわけがあります。その中で、できる限り全面的に協力していただきたいけれども、そうでない場合であっても一人一人にお願いしながら、講師として、していただけるか、いただけないかということをお願いして歩くということであります。そんな意味で使ったというふうに思っています。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** 私の耳が悪いのかどうか分かりませんが、全面的な支援を約束したというふうな感じで受けました。びっくりしたというか、そうでない状況があるとちょっと私の情報では聞いていたので、いつ約束したんだろうかと本当にびっくりしました。それは、いろいろ言葉の表現の認識の違いから来るんだと思いますから、それはいいとして、北本町につくっていただくという計画は、私も北本町に関係がありますから、非常にうれしい計画ではあると。そういう部分があります、もちろん。でも、やっぱりほかの議員の皆さんが懸念を示す、そこを確認していることでもわかりますように、非常に進め方に無理があるよなど。土地の取得に関しても、説明しました、しましたと言ったら、新田議員の質問に対してちょこっと2月25日に先行取得しましたみたいな、それで説明と

いう、その認識も私は信じられないと思っています。ただ、もし、あそこで、看護師養成校が、才覚というか、そこを建設してすばらしい才覚のもとで運営をしていく、アイデアもある、手法も全国で苦しんでいる看護師養成校のそういうものをベースにしてこれだったらやれるというものを見つけた上でやるのであれば、私は本当にうれしいと。そういうものもないままに進めること、それもやり方というよりも何かやり口に似たような手法で進めていく感じがするのは僕だけではないと思う。仮にも教育機関で、住民の命と健康のために働こうと、医療機関で働こうとする人材を養成する、そういう機関ですよ。誇り高い機関ですよ。それなのに、なかなか市民が納得いかないような手法で進めていること自体、そもそもおかしいと私は感じます。

そこで、質問ですけれども、北本町の商店街、にぎわいを創出するというふうなこともおっしゃっていました。今、こらっせという前に空きビルだったのを運営している会社がありますけれども、あその1日のお客様の出入りは1,200人だそうです、1日平均して。この看護師養成所のにぎわいを創出するという理由、示してください。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** いろんな捉え方があるのかなと思いますけれども、既に御存じかどうか分かりませんが、看護師養成所があそこに建設されるであろうというような予測を立てたのかどうか分かりませんが、角の空きビルにネイルサロンがもうできてきたというようなことは、一つの呼び水になっているのかなというふうな思いがあります。

また、駐車場の狭い広いという問題がございましてけれども、北本町にある駐車場を利活用させていただくと。1年目は30人かもしれませんが、3年間、90人の方々があそこを行っ

たり来たりするというようなこと、それらが動きがあるということが私は一つのにぎわいではないかなというふうに思っているところであります。

さらには、こらっせのお話も出ましたが、TCMを買い取って新たな会社をつくらせていきたいというようなお話も聞いているところであります。そこには高校生などを取り入れた活動をしていきたいというようなお話も聞いたところであります。そうした相乗効果を図っている、知恵を出しながらだというようなことだと思いますけれども、そういう相乗効果を図ることによってにぎわいがつくられていくんだろうというふうに思っております。

いきなり何千人があそこに来るとかそういうようなことをしているわけではなくて、お互いが相乗効果をいかに出すかということが私は大切だと、それがにぎわいのまちづくりだというふうに考えております。

8 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

下山准一議長 小関 淳君。

8 番(小関 淳議員) 少しはにぎわいに貢献できるということで、そういうふうに考えているということで、いいですね。

あと1回ですよ。じゃあ、どうしてもつくりたいということは非常にわかります。でも、やっぱり市長のいろいろ今までいろんなところでおっしゃった発言などを見ると、看護師養成校に関してではなくて、これだけスタンス、これだけ思いが違うんだなという比較の材料として言わせていただきたいんですけども、市長の道の駅建設に関してのスタンスなんかを聞くと、建設費用と運営に課題があると。全国の道の駅の多くは赤字経営であり、市の多くの財政負担も考えられると。そこが非常に不安だと。これ、道の駅に関しては非常に不安な材料を並べ立てていらっしゃる。ぜひ、看護師養成所の開設に向けても、不安な材料を再度確認してい

ただ必要があるのではないかと。余りにも違い過ぎる、スタンスが。道の駅構想は厳しい。看護師養成校も、議員の一部から見れば非常に厳しい。なのに、片方は進めるぞと。その辺がよくわからない。財政的なことを財政課長がこの間全協で説明していましたが、やっぱり中期財政計画、一生懸命、前の課長さんが中心になって作り上げたものの中でも、いろいろ書いてあります。厳しい財政状況が待っていると。やっぱり私が想像するのは、無理やり看護師学校を進めることで、さまざまな市民サービス、さまざまな医療や福祉の部分、教育の部分に必要な予算というのが削られるんじゃないかと。気持ちはわかりますよ。最上の医療を何とかしたいんだと。でも、ほかの行政の仕事もいっぱいあるわけですよ。それを我慢していただいて看護師学校を本当に進めていいのか。私はその辺がわからない。

この間、市報を見せていただきました。市長のお気持ちが前面に出ていてわかりやすかったなと思いました。でも、懸念材料というのをちゃんと載せない限り、こういう課題もあるんだと。だから、市民、あとは医療関係団体、みんな協力して進んでいかないと大変なことになるんだよと、それを書けばいいじゃないですか。何も書かないで、これは最高だ、若い人たちがみんな応援しているみたい。まあ、いいですよ、それは。そういう声もあるんでしょうから。ただ、そういう声を発信している人たちも、正確に財政のこととか今後市民サービスが低下するおそれもあるとかそういうことをちゃんと示してからああいうふうな記事をつくれれば、より市民は信じるんじゃないかなと思いますけれども。

財政シミュレーションを見ました。あれ、本当はあそこまで作り上げるというのも大変だと思いますけれども、やっぱり経常収支比率、あと実質公債費比率などを見ると、本当に平成

34年以降だから、そこからのあの数字、本当かと。僕は数字には本当疎い人間ですけれども、僕でも本当に不安になるような数字なんですけれども、その辺の説明もちょっといただきたいなと思いますし、なぜ、道の駅の構想とこの不安材料はほぼ同じみたいな感じが私にはするんですけれども、道の駅構想と看護師養成所開設の構想との思い通りの開きというか、何なんだろうかなと、その辺も説明してください。

あと、酒田の専門学校の話も前にしたかと思えますけれども、酒田ですら全面的に支援をしている。医師会、看護師会、その他。それで大変な状態になっている。日本海病院も委託されて運営している。なぜ、酒田でそういうふうな現状があることを認識しながら、新庄は大丈夫だと言えるのか、その根拠をお示してください。以上。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 町のにぎわいから始まりまして、道の駅に対しては非常に懸念材料があるのに、看護師養成所には懸念材料を出さないと。それはなぜの違いなのかということですが、道の駅は前日の議会の奥山議員の質問にも答えさせていただきました。議会提案の道の駅をどう考えているのかということですが。

昨年2月にほぼ委員会と意見がまとまりつつあったわけですが、県のほうから少々待っていただきたいというふうなお話がありました。それは場所の件であります。場所の件であると。私は個人的に、個人的にというよりも、そういうことではないまちづくりとしてエコロジーガーデンを道の駅的にしていきたいと。そのために国の登録文化財、今1億2,000万円の6,000万円、国から、文化庁からいただいて改修し、多くの人があそこに入って楽しめるというような目的、道の駅が私は大切だというふうな、そこにはやっぱり登録文化財で

あり、あの景色と雄大な敷地、これは大きな魅力になるだろうと。

また、k i t o k i t oマルシェなど、そういうものが動いていると。そういうものを活用すべきだというのが私の底辺にございます。

さまざまな御意見がございまして、13号線と47号線の結節点だろうという御意見もございまして。県でもそのような考えもしています。今回、県としては、わかりましたと。8市町村がそれぞれ考えて、ゲートウエーというようなことは、中心はまた別個に考えますというような話し合いが5月から進んだところであります。

また、県に対しては、明倫学園の建設、そして看護師養成所の次にそのことについては検討し考えていきたいというようなことで、道路整備の状況との対応も考えながらしていかなければいけないということです。

もう一点、新庄の特徴というのは、道路だけではなくて電車があるというふうなことで、駅の駅があるというふうには私は表現しておりますが、既に物産館があり、多くの皆さんに、年間100万人以上の方々へのサービスを行っているのも現状であります。そここの施設の運営というようなことは、皆さん御承知のとおりなわけでありまして。そうしたことをトータル的に受け皿というものを考えていかないといけないという意味で、道の駅の状況をもっと調べ、そして3分の1、3分の1、3分の1と。赤字が3分の1、中間が3分の1、さらには3分の1でも半分ぐらいが何とか利益を出していると。これには公設民営というようなことで、それを応募しなければいけないということも含まれてくるわけでありまして。そうした意味で、若干の道の駅がおくれるかもしれませんが、今後検討材料として看護師養成所の後にそういうことも皆さんと検討してまいりたいというふうには先日お答えさせていただいたところであります。

一方で、看護師養成所につきましては、地方の過疎化における新庄・最上地域の人口ピラミッドから見てみますと、18歳以上の方々が新庄から離れてそして帰ってこないというようなこと、その多くの方々が望むのは、地元で高等教育機関があればいいなというようなことを望んでいるということが原点なわけであります。さらにそれをつけ加えますと、医療と福祉を自立していくという観点では、みずからやはり看護師養成所で看護師を養成し、地域の中の医療福祉をみずから守っていくと。また、奨学金をつけて、県でもやっておりますけれども、奨学金をつけて給付制度にできるのではないかとという形がありますけれども、給付制度でつけてやっても、戻った場合にゼロになりますよという制度では、戻れない方も出てくるわけなんです。そういうこと以上に、ここの地元であれば生活費がかからず、そしてこの地で学んで、また都会にスキルアップで出るかもしれません。しかし、また戻ってきて地域に貢献すると、そういうふうな循環作用ができるのではないかと。やっぱり18歳から22歳の方がいなくなる。これは、私が市長になったときから議会の皆さんから多く質問を受けた事例であります。人口減少対策をあなたはどうするんですかと。これが底辺にあるというふうに御理解いただきたいと。

その中で、残す、単に高等教育機関といいますが、これは地域の中での給与体系、さまざまな企業体系、そういうことを含みますと、今人口比率で一番看護師が少ないこの地域に絞って看護師養成所をするべきだと。

また、お金のことについて申しましたが、不安があると。不安にならないような形で運営していくというようなことであります。これまで農業水利事業について25年間一般財源で2億円ずつを返還してまいりました。これはやっぱり大変な事業だったと思います。この事業によって水争いがなくなったというのは、これは事実

であります。大変な市民の負担がありましたけれども、結果としては、それはよかったです。それは平成29年度に債務負担行為が終了しましたので、ようやく2億円のうち1億円を人づくりに使えるのではないかとという提案であります。

皆さんの一般的な今までのサービスを落とすというような考えはございません。また、郡部との話し合いの中では、令和2年度に定住自立圏の更新がまいってきております。その中で、7町村とは8,500万円、1,500万円の定住自立圏によるお金の使い方について、もう一度検討し直すというようなことは申し上げているところであります。

道の駅については、訪れる人たちへのおもてなしというようなことであるかもしれませんが、看護師養成所は、まちづくりは人づくりだという強い思いで述べているということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。**

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 先ほど6月10日に発行いたしました市報の部分のお話がありましたので、その部分、御説明させていただきますと思います。

市報の中に、財政負担、財政的な部分の掲載、説明文章がなかったということのお話かと思っております。3月定例会におきまして、予算につきましては一部修正され、現在予算化されておらないということがございましたので、不明確な部分があるということで、市報への財政部分、事業費の掲載はしていないところであります。ただ、先ほど小関議員から御指摘があった部分については確かにそのとおりで思っておりますので、4月段階ではこういった形で地域の現状、課題を示しましたパンフレットを作成しまして、管内の関係機関・団体に配布しまして説

明したところでありますが、今月中にそのパンフレットの内容をリニューアルしまして直近のアンケート結果などを載せたいと思っておりますが、あわせまして、さきの全員協議会でお示ししました概算事業費と管理運営費の見込みを掲載しまして、今後市民の方への全戸配布や関係機関への周知、広報を図ることでお知らせしていきたいと考えているところでございます。

あわせて、予算化されました場合は、改めまして今後継続的に市報のほうで情報提供していきたいと考えておりますので、そちらのほうへも掲載し、お知らせしていきたいと考えているところでございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** ちょっと1点漏れました。財源につきましては、広域的なことも含めて考えております。10年前、広域での分担金があり、16億円の債務負担があったということで、新庄市が半分の約7億5,000万円ぐらいを返さなくちゃいけなかった時代があったわけですけれども、現在、償還金が3,000万円というふうなところでございます。この原因につきましては、団塊の世代の皆さんが消防の場合に非常に大きくなっておりましたので、その方々の人件費が大変多かったと。今は採用についてはピラミッドにならないように穴埋め方式の採用によって将来的に負担の平準化を図るというふうなことでやっております。今ここの10年間等のシミュレーション等でいくと、数千万円単位での償還金と。いずれにしても、何億というふうな持ち出しをしていたのも事実でございます。大変失礼しました。（「やれるっていう根拠が……」の声あり）そういうふうな総合的な財政シミュレーションをしたときに、やれるということを考えております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ここで、議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）について修正動議が提出されておりますので、ただいま事務局に写しを配付させます。

暫時休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時02分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので、動議は成立します。

よって、修正動議を直ちに議題といたします。修正動議の説明を求めます。

**8番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

（8番小関 淳議員登壇）

**8番（小関 淳議員）** それでは、議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

提案理由。別紙をごらんください。

歳出4款衛生費1項保健衛生費9目看護師養成所費、看護師養成所開設準備事業費201万4,000円の中の看護師養成所建設事業発注支援業務委託料158万4,000円を減額し、その財源として歳入19款繰越金1項繰越金1目繰越金を158万4,000円減額するものであります。

本議案の修正動議部分については、3月定例会予算特別委員会での修正動議が可決された過程を重視しつつ、その後の市長部局の看護師養成所開設に関するさまざまな課題について、どの程度まで解決し、また市民に公表し、今議会に提案したものかを十分に注視した上で判断したものです。

具体的には、市民への十分な説明のための市民説明会を要求しましたが、開催されていません。また、この度の「広報しんじょう」には必要性や待望論についてデータつきの記載があります。しかし、建設費を初めとした開設のためのさまざまな予算や、運営面での一般会計からどれだけの予算を毎年繰り入れなければならないかなどについては、全く記載されていません。議会に対しても、今年2月の建設用地先行取得などについては、十分と言える説明はありません。また、教育内容の根幹にかかわるであろう医師会、薬剤師会など関係団体との明確な合意形成もいまだできていませんし、認可者である県側との交渉も目に見える進展はしていません。

さらに、全国の4年制大学を除くほとんどの看護師養成所が、厳しい運営を迫られている現状がある中で、都内の自治体には養成所への繰り出金が予算を圧迫し、やむなく廃校にしたという事例もあります。市長部局は、そのような多くの懸念材料をどのように乗り越えるのかという道筋の説明もありません。

今後、新庄市の状況は人口減少が加速度的に進むと予想され、それに伴い国からの地方交付税も減額されていくこととなります。

昨年8月には、2度の豪雨災害により、農地や道路、水路などに甚大な被害がありました。このような大きな自然災害がまた起きないとは考えにくい気候状況です。そして、道路や橋などを含めた公共施設の老朽化問題も、早急に解決しなければなりません。さらに、定住を促進する意味からも、赤ちゃんから子供を含めた子

育て世代を福祉、医療、教育などの全方面から支えなくてはなりません。これらの施策を滞りなく進めるためにも、持続可能な財政運営の継続が、何より重要になります。

このように、さまざまな課題と責務が山積している中で、開設事業が進められており、多くの懸念材料をほとんど払拭できていない現状があります。これらについて、市民と議会にしっかりと説明できない限り、看護師養成所開設に関連する予算を通すわけにはいきません。再度、見直しや慎重な調査・検討を求めます。

数字については、次のページ、また次のページに記載しております。よろしく御検討ください。ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正動議に対する討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第1号)の修正案について、電子表決システムにより採決いたします。

修正案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成9名、反対8名、賛成多数であります。よって、修正案は可決されまし

た。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第1号)については、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

### 日程第10議案第27号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

**下山准一議長** 日程第10議案第27号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

### 日程第11議案第28号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

**下山准一議長** 次に、日程第11議案第28号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

下山准一議長 次に、日程第12議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 1点だけ質問します。

水道でしたね。

2ページの資本的支出の中の給配水設備工事費なんですけれども、昨年8月の水害による復旧事業というふうに聞いております。旧畑簡水で唯一の温泉でありました新庄温泉の水源になっているものであります。その配水設備の復旧ということですが、聞くところによると温泉を活用して福祉関係会社が入ってくるといううわさを聞いておりますけれども、旧畑簡水の水源地というのは1カ所しかありませんので、そういうところがあった場合、今の給水能力で十分なのかどうか。その辺の検討はどうかお尋ねいたします。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

下山准一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 旧畑簡水の老人施設の計画とそれから水源ということでの御質問だと思いますけれども、現在、旧あぶら山の隣接地におきまして老人福祉施設の建設計画がありまして、それに伴う工事用の臨時の水道の申し込みと、それから浄化槽の設置の申請が出ております。

その内容、老人施設の規模ですけれども、1人部屋が31室、2人部屋が2室で、計33室の予定になっております。

水道につきましては、もともと温泉とそれから地域住民のための施設でつくったわけでありまして、その後平成9年に最上広域のクリーンセンター、し尿処理場が建設されまして、そのための使用水量がふえてきたということもありまして、平成15年に畑簡易水道を経営上、上水道のほうに統合して計画水量も1日100トンまでふやした経緯がありますが、今回そういった老人施設が来ますと、さらに水の需要がふえるというようなことで、当面その老人福祉施設につきましては大き目の受水槽をつけてもらって対応してもらおうようにこちらのほうでお願いしております。

また、昨年の豪雨災害では、最上川の本合海大橋の下に水源地がありますが、そこは辛うじて浸水は免れましたが、今後のさらなる豪雨でそういった水源地の浸水も予想されます。また、そういった老人福祉施設の水源地、水の需要もふえるということもありまして、現在、本合海大橋に水道管を添架して本合海地区から上水道を送水する計画で、国土交通省山形河川国道事務所などの関係機関と協議をしております。順調にいきますと、今年度の実施設設計、補助要望を行い、来年度に工事、通水したいということで考えておりますので、そういった本合海方面からの通水が可能になれば十分に対応できるというふうな予定になっております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 温泉が活用できるというのと、新たに福祉施設ができれば、そこでまた雇用も生まれるわけでありますので、よろしく願いいたします。終わります。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時45分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

下山准一議長 追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時28分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についての議案1件と、議会案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出について及び議会案第5号新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出についての議会案2件並びに議員派遣について及び閉会中の継続調査申し出についての計5件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、議会案2件、議員派遣、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件及び議会案2件、議員派遣、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時50分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第13議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について

**下山准一議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第13議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

この件につきましては、去る5月30日、一般競争によって入札に付したものであり、議案に記載しております工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

契約の内容でございますが、契約金額は2億8,600万円、契約の相手方は株式会社有電社東北支店であります。

工期といたしましては、議決をいただきました日を着工の日とし、完成日を令和2年3月20日といたします。

工事の内容でございますが、市内各地区48カ所に子局を新設し、あわせて中継局を市内2カ所に設置するものです。また、新庄中核工業団地及び横根山工業団地内の各事業所に戸別受信機を設置するものでございます。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 一般競争入札ということでしたが、その入札参加者数は何社だったのでしょうか。

次に、予定価格はどのぐらいだったのでしょうか。事前に予定価格は発表したのでしょうか。

そして、落札の割合は何%だったのでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 入札の条件についての御質問でございます。

一般競争入札ということで、まず参加業者でございますが、1社でございます。

落札率につきましては、入札予定価格が2億6,800万円、こちら消費税を除いた額でございますが、これに対しまして落札額が2億6,000万円でございますので、落札率は97.0%という状況でございます。条件付きの一般競争入札でございます。

こちらの条件としましては、市の入札参加名簿のほうに登録されているというふうな条件ですとか、技術者要件、電気関係の技術者要件を満たしていること、それから地域条件としまし

ては山形県内及び宮城県内に本社または営業所等を有することといったような幾つかの条件を付した一般競争入札でございます。

予定価格につきましては、事前公表しております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 条件つき一般競争入札ということで、市の名簿に参加、入っているか、それから技術者がいるか、あと地域要件もあるということなんですが、市のほうで、市の名簿で、この条件に入る予定の会社の数はどのぐらいあるというふうに見て一般競争入札にしたのでしょうか。この条件つきに当てはまるだろうと思われた会社は幾つぐらいあると見ていたのでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 入札参加者名簿の関係でございますが、この条件に当てはまる、資格のある業者としましては、68社でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 はっきりと。佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） なぜ68社もあるだろうと思われるのに、1社だけになってしまった。まるで競争になっていないような気がする内容に思います。しかも、落札率が97%とかなり高く、何も競争になっていないような気がするんですが、その理由はどのようにお考えでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 まず、その理由でございますけれども、電気通信工事という特殊な工事でございますので、また既存設備の活用というのも入札条件の一つに入れておりましたので、そういった工事の特殊性からいまして、前回と同様の業者となったものというふうにご

います。1社入札の有効性につきましては、今回広く募集したにもかかわらず参加者が1社だけだったということでございますけれども、たとえ1社だけの入札参加でも、他社が参加することにより得られる利益を放棄したというふうにご考えられますので、入札に必要な競争性は失われるものではないというふうなことから、その入札は有効であるというふうなことでございます。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

8 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

下山准一議長 小関 淳君。

8 番（小関 淳議員） ちょっと確認をさせていただきます。

私、消防委員をさせていただいていて、環境課長のほうに、8月の豪雨災害が2度あって、いろいろスピーカーからしゃべっているのはわかる。でも、何をしゃべっているかわからない。これ、改善できるのかといったときに、できるみたいなことをおっしゃったんだけど、どう改善したものがこの設備になっているのか、それを説明してもらわないと、地震のときはいいけれども、いや、地震のときはいいんですよ、ある程度聞こえますから。去年の8月の豪雨災害みたいなときに全く聞こえない。私も外に出て聞きに行ったという話をしましたけれども、市役所のところのデジタル無線のスピーカーからは、はっきりと何をしゃべっているかが聞こえたのは市役所前でした。これが改善できているのか、できていないのか。大分市民の方から、「何言っているかわかんないぞ」という声を私は聞きます。それに約3億円近くの予算が出費されると。本当にいいのかと。返答いかんでは賛成することはできない。いい返答をしてください。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ただいまの音の問題でござい

ます。やはり風の問題、それから雨の問題、そういうのは物理上あるかなというふうには考えております。ただし、今回設置する防災無線のスピーカーにつきましては、まずかなり性能のいいやつを使っていると。それから、性能のいいスピーカーでありますし、よく聞こえるというような音質も確保しているところでございます。本当に雨が強いときとかは、やはり聞こえづらい部分も確かにあるのかなと思いますが、さまざまな情報の発信手段の一つとして防災無線を活用するというようなことで、それ以外にテレビのデータ放送とか、それから広報車、それからアラートなど、さまざまな手段を活用して市民の皆様にお知らせしたいというふうに考えております。

あと、もう一つ、金額の問題でございます。防災無線の使い方というふうなことになってくるかと思っております。昨今の世の中の危険といえますか、警察のほうからも要望が出ております。地震、台風、さまざまな災害、それ以外に防犯、行方不明者の捜索、最近では熊の出没状況、それから今回の大阪の拳銃の部分でも防災無線で町なかに流しているというような事実もございましたので、あらゆる市民の安心・安全につながるような、そういう使い方をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど佐藤議員の発言に対しまして68社と答えたところでございますが、名簿登録が68社、そのうち無線設備の取り扱いをしているのが54社、そのうち山形県内で5年以内に同報系の工事をしたことがある業者という部分におきましては全部で5社あるところでございます。以上でございます。

**8 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**下山准一議長** 小関 淳君。

**8 番（小関 淳議員）** 音質は改善しているということでいいんですね。やっぱり聞こえない場合も、雨のとき特に聞こえない場合が多いの

で、本当にそこは何か信号とか合図とか、何か市民がわかりやすいような、もっと警戒のサインとか、そういうものを考えてください。なかなか聞こえづらいと思うので、いや、余談かもしれないけれども、コミュニティFMというのがあって、本当にラジオさえ持っていればタイムリーな情報を幾らでも流せる。今、課長がおっしゃったようないろんな情報をタイムリーに流せるというツールもありますので、このデジタル無線だけに頼らず、そっちの方法もぜひ検討をいただきたいなと思います。返答は要りません。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時13分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

## 議会議案2件一括上程

**下山准一議長** 日程第14議会議案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出について及び日程第15議会議案第5号新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出についての議会議案2件を、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、日程第14議会議案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出について及び日程第15議会議案第5号新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出についての議会議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。石川正志君。

(14番石川正志議員登壇)

**14番(石川正志議員)** それでは、私のほうから、議会議案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出についてを御説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。日付は本日で。宛て先は、市議会議長下山准一殿。提出者は私、石川正志。それから、賛成者として、山科正仁議員、奥山省三議員、八鍬長一議員であります。

めくっていただいて、別紙をごらんください。

ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書。

県内での高速道路・地域高規格道路の整備が着実に進む中、最上地域にもゲートウェイ機能を備えた「道の駅」を整備し、地域の産業振興

や交流人口の拡大などに確実に結びつけていかなければならない。

縦軸の東北中央自動車道と横軸の国道47号(新庄酒田道路及び新庄石巻道路)が交差し、交通の要衝である新庄市としては、この地域を代表する「道の駅」の整備に積極的に取り組んでいく立場にある。

については、県北のゲートウェイとなる「道の駅」の整備に対して、県より格別の御支援を賜るようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、山形県知事であります。

続きまして、議会議案第5号新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

日付は、本日、令和元年6月17日。新庄市議会議長下山准一殿。提出者は私、石川正志。それから、賛成者といたしまして、山科正仁議員、奥山省三議員、八鍬長一議員、佐藤悦子議員であります。

めくってください。内容につきまして。

新たに整備する「専門職大学」の新庄市への設置に関する意見書。

県においては、農林分野の「専門職大学」設置に向けた検討が本格的に始められた。

「専門職大学」は理論だけでなく、専門性が求められる職業を担うための質の高い実践的職業教育を行うため、修得単位のおおむね3分の1以上が実習等に充てられ、4年間で600時間以上のインターンシップを必修とするなど、実践力を重視した新たな大学制度である。

国内外への幅広い視野と経営力を兼ね備えた農林業人材の育成が求められている今日、農林分野の「専門職大学」の設置はまことに時宜を得たものであり、深く敬意を表する。

新庄・最上地域は、米を初め多様な園芸作物や畜産が盛んで、また良質な杉の産地であることに加え、木質バイオマスの利用が盛んであるなど、幅広い分野で先導的な農林業が実践されており、新たな「専門職大学」の運営に積極的に協力できる環境が整っている。

ついては、最上地域の中心市である新庄市に「専門職大学」を設置されるようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は山形県知事であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議会案第4号及び議会案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号及び議会案第5号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議会案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備に対する支援に関する意見書の提出について質疑ありませんか。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番(小野周一議員)** ぜひ石川正志議員にお聞きしたいんですけども、この道の駅に関しては、一般質問でも、その答弁において市長からいろいろなお話がありました。そして、先般、県主導の、1市4町3村のこの道の駅構想についての県主導の協議会も設けられたと聞いております。そういう中で、我々がいつも言っているのは、議会と執行部は両輪のごとくと言っていることもあります。そういう中で、今までの執行部の答弁を聞いて、新たにこのゲートウエ

一型のをつくるべきか。それとも、県主導で今協議会が始まっているんですけども、それらの意向を酌んでするのか。その辺、執行部とこういう話を詰めたのか。ということは、我々の市民・公明クラブの代表である山科代表もここに名を連ねております。そういう中で、会派の中でもこういう話がありました。今、市長部局、そして県主導で今行おうとしていることに対して新庄市議会が市長部局と詰めたのかという話をしてまいりました、会派で。その点、詰めてこのような意見書を出すのか、それをお聞きしたいと思います。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** それでは、今の小野議員の御質問にお答えいたします。

中身につきまして、市との整合性を図るようにというふうに、今回2本提出させていただいているわけですけども、皆様の会派の御意向は十分理解した上で、ただ、この道の駅に関する事項に関しては、小野議員おっしゃるとおり、今、県主導で協議会設置となっております、新庄市も協議会の一員であるというふうに捉えております。

県側のことと市長のこれまでの説明の中には時期的には若干の食い違いがあるものの、現状のところ、大きな違いはないなという判断のもと、市長部局に対しては説明するまではないのかなというふうに捉えておりました。市長も直接選挙で選ばれております。我々も、市議会議員も直接選挙で選ばれている二元代表制という中で、新庄市議会としても、国並びに県に対する意見書を提出できるという大きな権利を得ておりますので、それを確実に市民の皆様の要望事項のもと、この意見書、作成した次第でございます。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

18番（小野周一議員） 再度お聞きしますけれども、我々会派内でもそういう話があって、会派代表者会議でその旨を十二分に伝えて意見書をつくってほしいと、そういう思いでいました。しかし、今、石川議員によりますと、執行部とはそういう話は詰めていなかったと。そういう理解していいんですね。じゃ、わかりました。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 先ほどとちょっと似たような答弁になりますが、現状のところ、話し合いが始まったばかりであると。内容、それからその先の事業効果等にはまだ我々が知事に対しては意見書を出すべきではないと。現時点での市議会と市長サイドの部分に関しては大きな乖離はないというふうに判断しての提出でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

2番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

2番（庄司里香議員） 石川議員にお聞きします。県内には30カ所近く道の駅がありますよね。独自性のものをつくりたいというお考えなのでしょう。先ほど市長がお話したものと違う形でということを考えていらっしゃるのかお聞きしたいので、よろしくお願いします。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 庄司議員の御質問にお答えいたしますが、先ほど小野周一議員に対するお答えどおり、まだ具体的な話し合いは進んでいないと。設置に向けた協議が始まっている段階であるということ踏まえ、県にもう少し、県に対する、支援をお願いする意見書でございます。

2番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

2番（庄司里香議員） 石川議員のお話は、先

ほどの小野議員とのお話の中でわかりました。ただ、30カ所近く道の駅がある中で、やっぱり先ほど市長がお話していたように、赤字になっているところ、黒字になっているところ、いろんなところがあるので、なかなか先行き、いろいろ考えてやっていかなくちやいけないとは思っていますので、ぜひとも皆さんで足並みをそろえて考えていきたい事業だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

下山准一議長 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番（佐藤悦子議員） 私は、市長が先ほどどうか、今回議会でもおっしゃった、産直エコロジーガーデンまゆの郷などを整備して考えてもいいんでないかと考えているというふうにおっしゃっていましたが、それも含めて支援を頼めるのでしょうか。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 先ほどの庄司議員の御質問にもお答えしたとおり、まだ内容等に関しましては含まれておりませんので、素直に意見書の文章をごらんください。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番（佐藤悦子議員） この文章を読んだときに、縦軸東北中央自動車道と横軸の国道47号というのを出して交差して交通の要衝である新庄市というふうに出しているものですから、前にその地域のそのところに道の駅はどうかというふうに検討の一部に入ったりしましたが、そこはちょっと無理があるのではないかと、土地の値段も高いこともあるし、ちょっと無理かもしれないという話になって、市としては、私は市長がおっしゃったように今持っているものを生

かしてやっていきたいという流れになっている  
気がしますが、それを私は応援するように具体的  
に言ったほうがいいと思いますが、どうでし  
ょうか。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** 同じお答えになり恐縮  
ではございますが、現時点では具体的な事項ま  
で踏み込むべきではないというふうを考えて、  
あくまでも県に対する協力の依頼という内容で  
ございますので、よろしくお願いいたします。

**下山准一議長** よろしいですか。ほかにありませ  
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よっ  
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。  
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号ゲートウェイ型「道の駅」整備  
に対する支援に関する意見書の提出については、  
原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議会案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第5号新たに整備する「専門職  
大学」の新庄市への設置に関する意見書の提出  
について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。  
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号新たに整備する「専門職大学」  
の新庄市への設置に関する意見書の提出につい  
ては、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議会案第5号は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議員派遣について

**下山准一議長** 次に、日程第16議員派遣について  
を議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100  
条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、  
お手元に配付しております名簿のとおり、全議  
員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派  
遣したいと思います。これに御異議ありません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員  
を派遣することに決しました。

## 日程第17 閉会中の継続調査申し 出について

**下山准一議長** 次に、日程第17閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決しました。

## 閉 会

**下山准一議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 長期間にわたる6月議会、まことにありがとうございました。

今回も予算案については修正動議というような形で否決されたということで、さらなる努力をなささいということだというふうに思っております。

私からのお願いといたしましては、議会の中でどこを基準とするのかとぜひ決めていただきたいというふうに思います。その基準がずれていくようなことになると、どんなに説明をしても理解できない。9対8、8対9をずっと繰り返していくのかと。本当にこの地域にとって若者への夢と希望をなくしていいのかという思いがあります。それは、皆さんから言えば、あんたの勝手だというふうになるかもしれませんが、やはりここのほうの本筋をどういうふうに皆さん議会の中で、ここまでクリアし

たら認めますというようなことがないと、これをずっと繰り返していったら本当にいいのだろうかというふうに思っています。

今、課を、準備課については設置が認められ、そして教員を採用し、そしてカリキュラムが進んでいる中で、非常に不安を覚えるんだろうと。いや、市長の拙速が悪いんだと言われれば、私も大きく反省し、そしてまた丁寧に説明を図っていきたくはありますが、今後の基準というものもぜひ議会とで話し合いいただければありがたいなというふうに思います。

また、先ほどの議会提案の中で、ゲートウェイ型の道の駅整備に対する支援というようなことがございました。これにつきましては、県との話し合いの中で、8市町村がそれぞれの受け皿をどうつくるかというようなことであります。県は、県として考えている、第1回行っておりますので、その中でさまざまな御意見が出ています。公設民営になるのか、どこそこが主体運営になるのか、さまざまな意見が出ていますというふうに聞いております。当然、これにつきましても、お金の問題がつきまってくるわけであり、そのときに議会の皆さんがどういうふうに判断するか。我々がどういうふうに判断するかと。こういうのは大きく議論をしていかなければいけないというふうに思っております。人口減少社会の中で、身の丈をどういうふうにするかということは提案をいただいているわけであり、やっぱり政策をその中で広げるのか、やはりスクラップ・アンド・ビルドで、こちらは建てるけれども、こちらはなくならせるというような覚悟の中でいかないと、これは新庄市の財政は本当につらいものになるであろうというふうに思っております。

道の駅につきましても、慎重にしなければいけないということにつきましては、コンパクトシティというようなことが今求められている中で、どこにその視点を持っていくかと、皆さ

んと大いに議論しなければいけないというふう  
に思っているところであります。

また、米沢のゲートウエー、大変多くの人  
が来ているわけでありまして、先日も申し  
上げましたが、市内に観光客が4割も減って  
いるというような事実もございます。その辺の  
ことも、先ほど庄司里香さんが30の道の駅  
があるというふうに言いましたが、県内では  
13か14であります。その程度でありまし  
て、一般的にはJAがやっている「よってけ  
ポポラ」とか、寒河江の「アグリランド」  
とか、そういうものを入れるとそのぐら  
いがあるということでもあります。そうい  
うふうなことで、県内にどのぐら  
いの数が適当なのかと。そしてまた副知  
事との話し合いの中でも、複数あつても  
構わないだろうと。しかし、その負担金  
を誰がするかということが最後の中で  
詰めなければいけないんだらうという  
ふうに思っております。県からの負担  
というのは一時金でありますので、ある  
いは一部補助であります。大多数はそ  
の設置主体者がそれを補わなければなら  
ないということも皆さんとともに勉強し  
ていかなければならないと。

道の駅については、8市町村において  
物流道路というものが指定されました。  
40フィートの大型トラックを運行させ  
るために、この8市町村で、この十字  
路を中心としたトラックヤードなどを  
どういふふうな形で迎え入れるかとい  
うことも我々が考えていかなければなら  
ないんだらうというふうに思っております。

6月議会、長期間にわたりました。い  
ろんな御意見をいただきました。しか  
し、まちが変わるには一歩先に出てい  
かないと、そこに戸惑っていたのでは  
、また後退というような時代のめぐり  
合わせになってくるのではないかなとい  
うふうに強く思っております。

一番最初をお願いいたしましたが、  
看護師学校について、要る、要らない、  
そして最初に始まったのは議会であ  
るといふようなことから特

別委員会が始まりつくってきたとい  
うことも事実であります。ここに来  
ましているいろいろな問題が出てきて  
いるというのは、執行部の責任とい  
うことは痛切に私どもも反省させて、  
ぜひ、一番最初に申し上げました、  
どこが折り合いのあるところかとい  
うところをぜひ皆さんでお決めいた  
だきたいというふうに思います。全  
部終わって説明してから採決で、「はい  
」ということできずと続くのであれ  
ば前が見えてこないなというふう  
に思っておりますので、今後とも御  
指導よろしくお願ひしたいという  
ふうに思います。

梅雨の時期になってゲリラ豪雨など  
が来るかもしれません。その備えと  
して防災無線もいち早く工事を進め  
ながら、皆さんに安心・安全を届  
けてまいりたいと思ひます。今後と  
も、皆様との議論を重ねながら、本  
当によりよい、魅力ある、子供たち  
に夢のある新庄市をさらにつく  
ってあげたいというふうなことを  
申し上げまして、6月議会のお願い  
と御礼とさせていただきます。ま  
ことにありがとうございました。

**下山准一議長** それでは、以上をもち  
まして、令和元年6月定例会の日程  
を全て終了いたしましたので、閉会  
いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時39分 閉会

新庄市議会議長 下山准一

会議録署名議員 庄司里香

” ” 佐藤卓也